

障害保健福祉関係主管課長会議資料

令和 7 年 3 月

社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課／地域生活・発達障害者支援室

目 次

【障害福祉課】

1	障害福祉人材の確保・職場環境改善等について	3
2	高齢の障害者に対する支援等について	24
3	事業者指定及び支給決定について	38
4	障害福祉関係施設等の整備について	49
5	障害福祉サービス事業の適切な運営について	62
6	災害対応について	78
7	訪問系サービスについて	85
8	障害者の就労支援の推進等について	124
9	強度行動障害を有する者等に対する支援について	166

【地域生活・発達障害者支援室】

10	相談支援の充実等について	182
11	障害者虐待の未然防止・早期発見等について	219
12	成年後見制度の見直しの検討状況、利用促進等について	238
13	障害者の希望を踏まえた結婚・出産・子育てに係る支援の推進について	246
14	障害者の地域生活への移行・地域生活の支援の推進等について	251
15	住宅セーフティネット法等改正法について	258
16	発達障害者支援施策の推進について	266

1 障害福祉人材の確保・職場環境改善等について

(1) 障害福祉人材確保・職場環境改善等事業について

「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」（令和6年11月22日閣議決定）において、足元の人材確保の課題に対応する観点から、令和6年度報酬改定において講じた、障害福祉分野の職員の処遇を改善するための措置を確実に届け、賃上げを実現するとともに、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を支援することとされた。

これを受けて、令和6年度補正予算（令和6年12月17日閣議決定）において、当該措置に必要な予算を計上し、都道府県を実施主体とする「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」を実施することとした。

本事業は、福祉・介護職員等処遇改善加算を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対して、その所要の額を補助するものであり、令和6年2月から5月の間実施した「福祉・介護職員処遇改善臨時特例交付金」事業（以下「令和5年度補正予算事業」という。）と同様に、対象サービスごとに、福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて設定された交付率を、各事業所の総報酬に乗じる形で交付することとなる。【関連資料1】

また、本事業の支給対象は、以下の要件を満たすことが必要となるので、ご留意いただきたい。

- 福祉・介護職員等処遇改善加算Ⅰ～Ⅳを取得していること（令和7年4月から福祉・介護職員等処遇改善加算を取得見込みの事業所も含む）
- 職場環境改善等に向けた下記①～③のいずれかの取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出すること（既に実施の場合を含む）
 - ① 福祉・介護職員等の業務の洗い出しや棚卸しなど、現場の課題の見える化
 - ② 業務改善活動の体制構築（委員会やプロジェクトチームの立ち上げ又は外部の研修会の活動等）
 - ③ 業務内容の明確化と職員間の適切な役割分担（間接支援業務に従事する者の活用等）の取組

各都道府県におかれては、事業所から提出される計画書の審査や、支払いに当たっての各国保連合会との調整など、当該事業の円滑な実施に向けて協力をお願いする。なお、各都道府県においての事務費については、令和5年度補正予算の同様の事業から増額して確保しており、また、補助金の取得要件を満たしているかの確認についてはチェックリスト形式とする等、各都道府県の事務負担の軽減を図ったところである。

また、本交付金に係るコールセンターを国において設置しているため、事業所等からの問い合わせについては、当該コールセンターを活用いただきたい。

○福祉・介護職員等処遇改善加算等 厚生労働省コールセンター
電話番号：050-3733-0230（受付時間：9：00～18：00（土日含む））

今後のスケジュールは、以下を想定しているので、参考にして準備をお願いしたい。

【事業開始までのスケジュール（例）】

～4月 障害福祉サービス等事業所から都道府県に対して、計画書を提出
5月上旬 都道府県から連合会に対して、交付対象事業所リストを送付
5月下旬 連合会において、交付額の算出
都道府県から障害福祉サービス等事業所に対して、交付決定以降、都道府県において順次補助金の支払
※ 標準的なスケジュールとして、6月の支払いを想定

（２）福祉・介護職員等処遇改善加算の取得促進・人材確保対策について

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和6年度に2.5%、令和7年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう、また、福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員等の処遇改善のための措置をできるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、これまでの加算を一本化し、加算率の引き上げを行ったところ。

処遇改善加算の更なる取得促進に向けて、令和7年度においては、「職場環境等要件」及び「賃金体系の整備」について要件弾力化を行うことしており、事業所等への周知等にご協力いただきたい。【関連資料2】

具体的には、

- ・ 令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」については、令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで満たしたものとする。
- ・ 上記（１）の「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所は、職場環境等要件を満たしたものとする。
- ・ 令和6年度は誓約により満たすこととしている、「資格や勤続年数等に
応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとする（「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の取扱とする）。
- ・ 「経験及び技能を有する福祉・介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする要件について、「加算の算定見込み額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が

困難である場合」は適用除外となっている現行規定について、周知や明確化を行う。

なお、当該弾力化の周知期間等を考慮し、処遇改善加算の処遇改善計画書の提出については、通常、処遇改善加算を算定する月の前々月の末日までに行うとしているところ、令和7年4月及び5月分を算定する場合は、同年4月15日までに行うこととする。

また、国において、更なる処遇改善加算取得の際の参考となるように、職場環境等要件についての取組事例集を作成中であり、今後厚生労働省 HP に掲載次第、周知を行う予定。

なお、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」及び「処遇改善加算」については、申請様式を一体化する等、事務の簡素化を行うこととしているので、こうした事業が現場の障害福祉職員の賃上げにつながるように、事務の円滑な執行にご協力いただきたい。

処遇改善加算については、この要件緩和の取扱いを含め、引き続き、令和7年度においても、国においてコールセンターを設置する予定としているため、事業所からの問い合わせ等に、当該コールセンターをご活用いただきたい。

加えて、補助金や加算の取得の手続き等の支援のため、「障害福祉サービス事業所等サポート事業」として、令和5年度補正予算に引き続き、令和6年度補正予算においても必要な予算を確保したので、各都道府県におかれては、各種報酬手続き等の事務サポートとあわせて、行政書士等を事業所に派遣しての直接指導や研修会の開催など、市町村や事業所に対する丁寧な支援をお願いしたい。例えば、令和6年度に国において処遇改善加算の未取得事業所等を対象に、社会保険労務士等の専門家による加算取得にかかる無料相談支援窓口を設置したところ、多くの事業所から相談があったところである。

各都道府県におかれても、このサポート事業を活用いただき、加算未取得の事業所や、加算取得にかかる事務処理対応が難しい、特に小規模事業所等に対する支援等の実施を積極的にご検討いただきたい。

また、サポート事業については、地域の実情に応じた総合的な人材確保の取組についても活用可能であり、地域におけるマッチングの取組、障害福祉分野の魅力の発信など、各都道府県レベルにおける人材確保対策を推進していただくよう、積極的な活用をお願いしたい。【関連資料3】

国においても、障害福祉分野における仕事の魅力を発信する紹介動画やパンフレット等を掲載したサイトを作成しているので、こちらもご活用いただきたい。

<厚生労働省 HP（仕事の魅力発信サイト）>

<https://www.mhlw.go.jp/shogaifukushi/>

なお、令和 6 年度の報酬改定においては、2 年分（令和 6 年度・7 年度）の処遇改善について措置しているため、報酬改定や補正予算による措置が福祉・介護職員等の処遇改善に与える効果について実態把握をし、その処遇改善の実施状況等を踏まえ、令和 8 年度以降の対応については、令和 8 年度予算編成過程で検討することとされているので、今後の動向にご留意いただきたい。

（３）障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業について

生産性向上の取組における効果的な手段となる介護ロボットや ICT 等のテクノロジーを導入することについては、障害福祉分野の職員の介護負担の軽減、労働環境の改善や業務効率化に資するため、その普及を促進しているところである。

令和 6 年度補正予算においては、「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」と「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」を統合の上、「障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業」として支援メニューの再構築を図っている。本事業においては、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICT を複数組み合わせ導入する際の経費等を補助する「介護テクノロジーのパッケージ型導入支援」を新たに設けたところであり、各都道府県等におかれては、積極的な活用をお願いする。【関連資料 4】

なお、令和 4 年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等における ICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」において、介護ロボット等の導入前後における効果の実証等を行っており、タイムスタディ調査の結果、例えば見守り機器の導入前後で、

- ・ 間接業務である「巡回・移動」が 1 日あたり 25.6 分、「記録・文書作成・連絡調整等」が 1 日あたり 117.4 分削減
- ・ 「移動・移乗・体位変換」や「排泄介助・支援」といった、利用者への直接介護の時間が 1 日あたり 64.9 分増加

といった効果のほか、移乗介護機器の導入により、職員 2 人での介助が必要だった利用者の介助が 1 人で可能となるといった効果が見られたことから、積極的にテクノロジーの導入を検討されたい。【関連資料 5】

【参考】令和 4 年度障害者総合福祉推進事業「障害福祉サービス事業所等における ICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証」

（報告書 1）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113425.pdf>

（報告書 2）

<https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001113426.pdf>

（４）障害福祉分野における小規模事業所の協働化モデル事業について【関連資料６】

障害福祉サービス事業所等を取り巻く環境は大きく変化しており、障害福祉サービス事業所等における人材確保及び経営基盤の強化は、喫緊の課題である。

こうした状況を踏まえ、小規模事業所を含む複数の事業所で構成されるグループによるシンクタンク等を活用した人材確保に向けた協働化の取組内容や実施方法の検討、取組状況の検証等を行うとともに、例えば、共通の採用パンフレット等の作成、事務処理部門の集約・共同化、初任者研修等のe ラーニング教材等の作成、将来的な人事交流を前提とした共通の給与体系の作成などの事業を試行し、その成果をとりまとめ、全国に横展開すること等により、人材確保及び法人経営の基盤強化を図るためのモデル事業を実施しているところである。

令和６年度補正予算においては、障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組についても、モデル的取組に含めることとしている。本事業の実施主体は、都道府県、指定都市とするため、都道府県等におかれては、本事業を積極的に活用されたい。

なお、本事業を適切かつ効果的に実施できる者として都道府県等が認めるものに、事業の全部又は一部を委託することや市町村に補助することも差し支えないこととしている。

（５）障害福祉サービス事業者等の手続負担の軽減について【関連資料７】

障害福祉分野において、事業者や自治体の業務を効率化し、生産性の向上を図る観点から、手続負担の軽減を進めている。

その中でも、事業者が自治体に対して行う指定申請や報酬請求の手続きに用いる様式等については、「事業者・自治体間の障害福祉関係手続に関するシステム」において電子的な申請・届出を可能とすることも見据えた標準化を進めている。令和６年４月には、学識経験者、事業者団体、自治体関係者の意見を踏まえて、標準様式等の作成を行い、厚生労働省及びこども家庭庁のホームページにおいて公表しているところ。

さらに、令和６年１１月に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」等を踏まえ、現在公表している標準様式等について必要な修正を行った上で、令和６年度中に必要な府省令及び告示の改正等を行い、標準様式等の使用を基本原則化することについて、令和７年１月の社会保障審議会障害者部会において了承されたところ。令和７年３月中に府省令・告示改正等を行い、自治体あてに周知を行う予定。各自治体が現在お使いの様式等について、厚生労働省及びこども家庭庁の示す標準様式等に入れ替えていただく

必要があるため、ご承知おきいただきたい。

なお、施行時期については、自治体での準備期間や事業者の利便性との兼ね合いを踏まえ、令和 8 年 4 月からとする予定だが、標準様式等の使用が可能な自治体については、施行を待たず、できる限り早期に活用を開始いただきたい。

（６）物価高騰対策支援について【関連資料 8】

エネルギー価格や食料品価格の高騰など物価高騰により、障害福祉サービス事業所・施設等は厳しい状況にあり、令和 6 年 11 月 22 日に閣議決定された「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」において、「重点支援地方交付金」の推奨事業メニューについて、障害福祉サービス施設等に対し、エネルギー価格や食料品価格の高騰に対する支援を継続することが盛り込まれている。

これを踏まえ、令和 6 年 12 月 4 日に厚生労働省及びこども家庭庁から「障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の更なる活用について」の事務連絡を発出し、「重点支援地方交付金」を活用した障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、光熱水費高騰への支援事業と食材料費高騰への支援事業の両方を実施していただくようお願いしているほか、建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援への活用や補装具事業者への支援の実施についても依頼しているところ。

加えて、障害者就労施設については、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面も持つことから、利用者が行う生産活動に係る光熱水費や原材料等の価格の高騰に対する支援については、「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」の活用も可能であり、積極的に実施していただくようお願いしている。

各自治体におかれては、依頼の趣旨を御了知の上、物価高騰対策に係る障害福祉サービス事業所・施設等への支援に取り組んでいただくようお願いする。

令和6年度補正予算

・障害福祉全体（障害児（こども家庭庁分）含む） 343億円
・障害者のみ（厚労省分） 258億円

【○障害福祉分野の生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等の支援】

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（障害福祉人材確保・職場環境改善等事業）

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

① 施策の目的

- 障害福祉人材の確保のためには、他産業の選択・他産業への流出を防ぐため、全産業平均の給与と差がつく中、緊急的に賃金の引き上げが必要。
- 賃上げとともに、障害福祉現場における生産性を向上し、業務効率化や職場環境の改善を図ることにより、職員の離職の防止・職場定着を推進することが重要。

③ 施策の概要

・福祉・介護職員等処遇改善加算（※1）を取得している事業所のうち、生産性を向上し、更なる業務効率化や職場環境の改善を図り、障害福祉人材確保・定着の基盤を構築する事業所に対し、所要の額を補助する。

※1 福祉・介護職員等処遇改善加算の更なる取得促進をあわせて実施。

・障害福祉サービス事業所において、その福祉・介護職員等が、更なる生産性向上・職場環境改善のため、自身の業務を洗い出し、その改善方策にも関与できる形とする等のための基盤構築を図る。このため、補助は、当該職場環境改善等の経費（※2）に充てるほか、福祉・介護職員等（※3）の人件費に充てることを可能とする。

※2 間接業務に従事する者等を募集するための経費や、職場環境改善等（例えば、処遇改善加算の職場環境要件の更なる実施）のための様々な取組を実施するための研修等の経費 など

※3 当該事業所における福祉・介護職員以外の職員を含む

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

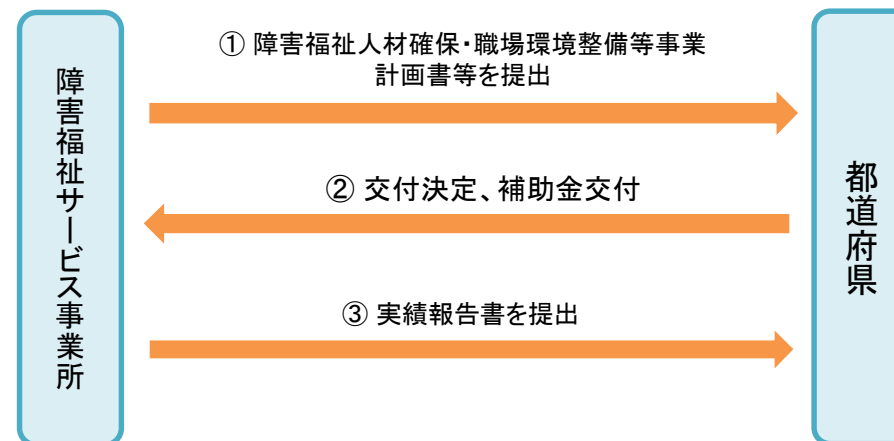
■支給対象

（1）福祉・介護職員等処遇改善加算の取得事業所

（2）以下の職場環境改善等に向けた取組を行い、そのための計画を策定し、都道府県に提出する事業所

<取組>

福祉・介護職員等の業務の洗い出し、棚卸しとその業務効率化など、改善方策立案を行う



※ 国保連システムを改修し、都道府県は、国保連から提供された各事業所の交付額一覧に基づき交付決定を実施。国保連システムを改修するとともに、国・都道府県に必要な事務費等を確保

⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

障害福祉現場における生産性向上や職場環境改善等を図ることにより、障害福祉職員の確保・定着や障害福祉サービスの質の向上につなげる。

障害福祉人材確保・職場環境改善等事業の交付率について

- 現行の福祉・介護職員等処遇改善加算等と同様、障害福祉サービス等種類ごとに、福祉・介護職員数に応じて設定された一律の交付率を障害福祉サービス等報酬に乗じる形で各事業者に交付。福祉・介護職員（常勤換算）1人当たり54,000円に相当する額。
- 過誤調整等の影響を避ける観点から、原則として、令和6年12月（1月審査）分のサービスに交付率に乗じる。12月のサービス提供分が他の平常月と比較して著しく低いなど、各事業所の判断により、令和7年1月、2月又は3月の任意の月を対象月とすることができる。（令和7年4月以降の新規事業所は対象外）

サービス区分	交付率	サービス区分	交付率
・ 居宅介護 ・ 重度訪問介護 ・ 同行援護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援	12.7%	・ 就労移行支援 ・ 就労継続支援A型 ・ 就労継続支援B型 ・ 就労定着支援 ・ 自立生活援助	5.5%
・ 生活介護	7.2%	・ 共同生活援助（介護サービス包括型） ・ 共同生活援助（日中サービス支援型） ・ 共同生活援助（外部サービス利用型）	9.4%
・ 施設入所支援 ・ 短期入所 ・ 療養介護	13.6%	・ 児童発達支援 ・ 医療型児童発達支援 ・ 放課後等デイサービス ・ 居宅訪問型児童発達支援 ・ 保育所等訪問支援	9.6%
・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練）	7.9%	・ 福祉型障害児入所施設 ・ 医療型障害児入所施設	16.6%

※ 地域相談支援、計画相談支援、地域定着支援、障害児相談支援は交付対象外。

※ 対象サービスごとに福祉・介護職員数（常勤換算）に応じて必要な交付率を設定し、各事業所の総報酬にその交付率を乗じた額を支給。

障害福祉サービス等事業所の皆さま、障害福祉現場で働く皆さまへ

「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業」のご案内

Q1. どのような補助金なの？

A1. 福祉・介護職員の賃上げを目的とする補助金です。

- 障害福祉サービス等事業所に対し、従来の障害福祉サービス等報酬上の処遇改善加算等に加えて、**全額を福祉・介護職員等の人件費（一時金等）の引上げ又は職場環境改善（間接業務に従事する者等を募集するための経費、研修費等）に使うことを要件とした補助金を創設します。**

Q2. 補助金の額はどのように定められるの？

A2. 各事業所の総報酬に、サービスごとに設定した交付率を乗じた額を支給します。

- 以下の算定式に基づき、各事業所が受け取る補助金の額を算定・支給します。
算定式の「加算減算」には、福祉・介護職員処遇改善加算分等が含まれます。

$$\begin{array}{c} \text{ある月の総報酬} \\ \text{（〔基本報酬＋加算減算〕} \times \text{1単位）} \\ \text{の単価} \end{array} \times \text{交付率} = \text{補助額}$$

- これにより、標準的な職員配置の事業所で、福祉・介護職員1人当たり5万4千円相当の補助金が交付されます。

※ このような仕組みで補助金を算定・支給するため、各事業所の職員配置状況、補助金の使途などによっては、福祉・介護職員の皆さま全員に対して、**一律で5万4千円の人件費の引き上げを行うものではありません。**

Q3. 補助金の申請手続きは？

A3. 法人ごとに都道府県に対して申請を行えます。

- 補助金を申請する場合、事業者は、**都道府県に計画書を提出**してください。
※ 障害福祉サービス等報酬関係で政令指定都市・中核市に届出を行う事業者も、**この補助金の申請先は都道府県**です。
- 福祉・介護職員等処遇改善加算の申請様式と一体化した様式を用いて申請様式の記入をすることはできますが、**補助金の申請先は都道府県であり、処遇改善加算の申請先が指定権者**ですので、**それぞれ提出が必要**です。
- 都道府県ごとに、同一法人内の事業所の申請をまとめて行うことができます。**計画書は、都道府県から示される様式を用い、都道府県ごとに作成**してください。
- 補助期間終了後、事業者は**都道府県に実績報告書を提出**する必要があります。
（要件を満たさない場合は、補助金の返還が必要となることがあります。）
- 今回の補助金の支払は、申請後、補助額が確定した後で、各都道府県から行われます。

処遇改善加算 → 都道府県等（指定権者）に届出

今回の補助金 → 都道府県に届出

- ・ 補助金のリーフレットを作成し、処遇改善加算との申請先の違いも含め、わかりやすい周知を進める。
（右は現時点の案）

	未取得	加算Ⅳ	加算Ⅲ	加算Ⅱ	加算Ⅰ
		・賃金体系等の整備及び研修の実施等			
		・加算Ⅳ相当額の2分の1以上を月額賃金で配分			
職場環境の改善		① → ○	○ ① →	◎	◎
昇給の仕組み			② → ○	○	○
改善後賃金年額440万円				③ → ○	○
経験・技能のある介護職員					○

①：令和7年度から新たに適用される「職場環境等要件（職場環境改善）」への対応。

※ ○：6区分からそれぞれ1つ以上、◎：6区分からそれぞれ2つ以上の取組を行う。

→ 令和7年度中に要件整備を行う誓約をすることで、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）

さらに、「障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金」を申請している事業所においては、職場環境等要件を満たしたものとする。（通知改正）

②：「昇給の仕組み」への対応

→ 令和6年度は誓約により満たすこととしている「資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備」の要件について、経過措置の延長により、令和7年度以降も誓約により満たしたものとする。（通知改正）

※「賃金体系等の整備及び研修の実施等」も同様の扱いとする。

③：「改善後賃金年額440万円」への対応

※「経験及び技能を有する介護職員と認められる者のうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額440万円以上」とする。

→ 現行規定において「加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合」は当該要件の適用除外となっている点について、当該規定の周知や明確化を行う。（通知改正、QAの発出）

加えて、申請の事務負担への対応として、以下の措置を講じる。

- ・要件を満たしているかどうかの確認を可能な限りチェックリスト方式とするなど申請様式の簡素化。
- ・①処遇改善加算、②障害福祉人材確保・職場環境改善等事業補助金の申請様式を一体化。

福祉・介護職員等処遇改善加算について①

【居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、療養介護、生活介護、短期入所、施設入所支援、共同生活援助、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援 A 型、就労継続支援 B 型、就労定着支援、就労選択支援、自立生活援助、児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設】

概 要

- 障害福祉現場で働く方々にとって、令和 6 年度に2.5%、令和 7 年度に2.0%のベースアップへと確実につながるよう加算率の引上げを行う。
- 福祉・介護職員等の確保に向けて、福祉・介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、福祉・介護職員処遇改善加算、福祉・介護職員等特定処遇改善加算、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた 4 段階の「福祉・介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。
- ※ 一本化後の加算については、事業所内での柔軟な職種間配分を認める。また、人材確保に向けてより効果的な要件とする等の観点から、月額賃金の改善に関する要件及び職場環境等要件を見直す。【告示改正】

単位数

※ 福祉・介護職員等処遇改善加算を除く加減算後の総報酬単位数に、以下の加算率を乗じる。
加算率は、サービス毎の介護職員の常勤換算職員数に基づき設定。

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
居宅介護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
重度訪問介護	34.3%	32.8%	27.3%	21.9%
同行援護	41.7%	40.2%	34.7%	27.3%
行動援護	38.2%	36.7%	31.2%	24.8%
重度障害者等包括支援	22.3%		16.2%	13.8%
生活介護	8.1%	8.0%	6.7%	5.5%
施設入所支援	15.9%		13.8%	11.5%
短期入所	15.9%		13.8%	11.5%
療養介護	13.7%	13.5%	11.6%	9.9%
自立訓練（機能訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
自立訓練（生活訓練）	13.8%	13.4%	9.8%	8.0%
就労選択支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労移行支援	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
就労継続支援 A 型	9.6%	9.4%	7.9%	6.3%

サービス区分	福祉・介護職員等処遇改善			
	I	II	III	IV
就労継続支援 B 型	9.3%	9.1%	7.6%	6.2%
就労定着支援	10.3%		8.6%	6.9%
自立生活援助	10.3%	10.1%	8.6%	6.9%
共同生活援助（介護サービス包括型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（日中サービス支援型）	14.7%	14.4%	12.8%	10.5%
共同生活援助（外部サービス利用型）	21.1%	20.8%	19.2%	15.2%
児童発達支援	13.1%	12.8%	11.8%	9.6%
医療型児童発達支援	17.6%	17.3%	16.3%	12.9%
放課後等デイサービス	13.4%	13.1%	12.1%	9.8%
居宅訪問型児童発達支援	12.9%		11.8%	9.6%
保育所等訪問支援	12.9%		11.8%	9.6%
福祉型障害児入所施設	21.1%	20.7%	16.8%	14.1%
医療型障害児入所施設	19.1%	18.7%	14.8%	12.7%

（注）令和 6 年度末までの経過措置期間を設け、経過措置期間中は、旧 3 加算の取得状況に基づく加算率を維持した上で、令和 6 年度報酬改定による加算率の引上げを受けることができる等の激変緩和措置を講じる。

福祉・介護職員等処遇改善加算について②

算定要件等

- 一本化後の新加算全体について、職種に着目した配分ルールは設けず、事業所内で柔軟な配分を認める。
- 新加算のいずれの区分を取得している事業所においても、新加算Ⅳの加算額の1/2以上を月額賃金の改善に充てることを要件とする。
- ※ それまでベースアップ等支援加算を取得していない事業所が、一本化後の新加算を新たに取得する場合には、収入として新たに増加するベースアップ等支援加算相当分の加算額については、その2/3以上を月額賃金の改善として新たに配分することを求める。

既存の要件は黒字、新規・修正する要件は赤字			対応する現行の加算等 (※)	新加算の趣旨
加算率 (※)				
【8.1%】	新加算（福祉・介護職員等処遇改善加算）	Ⅰ 新加算（Ⅱ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 経験技能のある福祉・介護職員を事業所内で一定割合以上配置していること（生活介護の場合、介護福祉士25%以上等）	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅰ） 【1.4%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	事業所内の経験・技能のある職員を充実
【8.0%】		Ⅱ 新加算（Ⅲ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 改善後の賃金年額440万円以上が1人以上 ・ 職場環境の更なる改善、見える化【見直し】 ・ ダブルアップなどの配分ルール【撤廃】	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【4.4%】 b. 特定処遇加算（Ⅱ） 【1.3%】 c. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	総合的な職場環境改善による職員の定着促進
【6.7%】		Ⅲ 新加算（Ⅳ）に加え、以下の要件を満たすこと。 ・ 資格や勤続年数等に応じた昇給の仕組みの整備	a. 処遇改善加算（Ⅰ） 【4.4%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	資格や経験に応じた昇給の仕組みの整備
【5.5%】		Ⅳ ・ 新加算（Ⅳ）の1/2（2.7%）以上を月額賃金で配分 ・ 職場環境の改善（職場環境等要件）【見直し】 ・ 賃金体系等の整備及び研修の実施等	a. 処遇改善加算（Ⅱ） 【3.2%】 b. ベースアップ等支援加算 【1.1%】	福祉・介護職員の基本的な待遇改善・ベースアップ等

※加算率は生活介護のものを例として記載。

新加算（Ⅰ～Ⅳ）は、加算・賃金改善額の職種間配分ルールを統一。（福祉・介護職員への配分を基本とし、特に経験・技能のある職員に重点的に配分することとするが、事業所内で柔軟な配分を認める。）

福祉・介護職員等処遇改善加算の職場環境等要件（令和7年度以降）

福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅲ・Ⅳ：以下の区分ごとにそれぞれ1つ以上（生産性向上は2つ以上）取り組んでいる

福祉・介護職員等処遇改善加算 Ⅰ・Ⅱ：以下の区分ごとにそれぞれ2つ以上（生産性向上は3つ以上うち⑱は必須）取り組んでいる

区分	具体的内容
入職促進に向けた取組	①法人や事業所の経営理念や支援方針・人材育成方針、その実現のための施策・仕組みなどの明確化 ②事業者の共同による採用・人事ローテーション・研修のための制度構築 ③他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等、経験者・有資格者にこだわらない幅広い採用の仕組みの構築（採用の実績でも可） ④職業体験の受入れや地域行事への参加や主催等による職業魅力向上の取組の実施
資質の向上やキャリアアップに向けた支援	⑤働きながら国家資格等の取得を目指す者に対する研修受講支援や、より専門性の高い支援技術を取得しようとする者に対する各国家資格の生涯研修制度、サービス管理責任者研修、喀痰吸引研修、強度行動障害支援者養成研修等の業務関連専門技術研修の受講支援等 ⑥研修の受講やキャリア段位制度等と人事考課との連動によるキャリアサポート制度等の導入 ⑦エルダー・メンター（仕事やメンタル面のサポート等をする担当者）制度等の導入 ⑧上位者・担当者等によるキャリア面談など、キャリアアップ・働き方等に関する定期的な相談の機会の確保
両立支援・多様な働き方の推進	⑨子育てや家族等の介護等と仕事の両立を目指すための休業制度等の充実、事業所内託児施設の整備 ⑩職員の事情等の状況に応じた勤務シフトや短時間正規職員制度の導入、職員の希望に即した非正規職員から正規職員への転換の制度等の整備 ⑪有給休暇を取得しやすい雰囲気・意識作りのため、具体的な取得目標（例えば、1週間以上の休暇を年に●回取得、付与日数のうち●%以上を取得）を定めた上で、取得状況を定期的に確認し、身近な上司等からの積極的な声かけ等に取り組んでいる ⑫有給休暇の取得促進のため、情報共有や複数担当制等により、業務の属人化の解消、業務配分の偏りの解消に取り組んでいる ⑬障害を有する者でも働きやすい職場環境の構築や勤務シフトの配慮
腰痛を含む心身の健康管理	⑭業務や福利厚生制度、メンタルヘルス等の職員相談窓口の設置等相談体制の充実 ⑮短時間勤務労働者等も受診可能な健康診断・ストレスチェックや、従業者のための休憩室の設置等健康管理対策の実施 ⑯福祉・介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援やリフト等の活用、職員に対する腰痛対策の研修、管理者に対する雇用管理改善の研修等の実施 ⑰事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成等の体制の整備
生産性向上のための業務改善の取組	⑱現場の課題の見える化（課題の抽出、課題の構造化、業務時間調査の実施等）を実施している ⑲5S活動（業務管理の手法の1つ。整理・整頓・清掃・清潔・躰の頭文字をとったもの）等の実践による職場環境の整備を行っている ⑳業務手順書の作成や、記録・報告様式の工夫等による情報共有や作業負担の軽減を行っている ㉑業務支援ソフト（記録、情報共有、請求業務転記が不要なもの。）、情報端末（タブレット端末、スマートフォン端末等）の導入 ㉒介護ロボット（見守り支援、移乗支援、移動支援、排泄支援、入浴支援、介護業務支援等）又はインカム等の職員間の連絡調整の迅速化に資するICT機器（ビジネスチャットツール含む）の導入 ㉓業務内容の明確化と役割分担を行い、福祉・介護職員が支援に集中できる環境を整備。特に、食事等の準備や片付け、清掃、ベッドメイク、ゴミ捨て等の業務については、間接支援業務に従事する者の配置や外注等で担うなど、役割の見直しやシフトの組み換え等を行う ㉔各種委員会の共同設置、各種指針・計画の共同策定、物品の共同購入等の事務処理部門の集約、共同で行うICTインフラの整備、人事管理システムや福利厚生システム等の共通化等、協働化を通じた職場環境の改善に向けた取組の実施
やりがい・働きがいの醸成	㉕ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の福祉・介護職員の気づきを踏まえた勤務環境や支援内容の改善 ㉖地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進のための、モチベーション向上に資する、地域の児童・生徒や住民との交流の実施 ㉗利用者本位の支援方針など障害福祉や法人の理念等を定期的に学ぶ機会の提供 ㉘支援の好事例や、利用者やその家族からの謝意等の情報を共有する機会の提供

新加算Ⅰ・Ⅱにおいては、情報公表システム等で職場環境等要件の各項目ごとの具体的な取組内容の公表を求める。下線部は令和6年度までの要件からの主な変更点。

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（障害福祉サービス事業所等サポート事業）

① 施策の目的

処遇改善加算の取得促進を行う等、障害福祉分野における人材の確保を推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

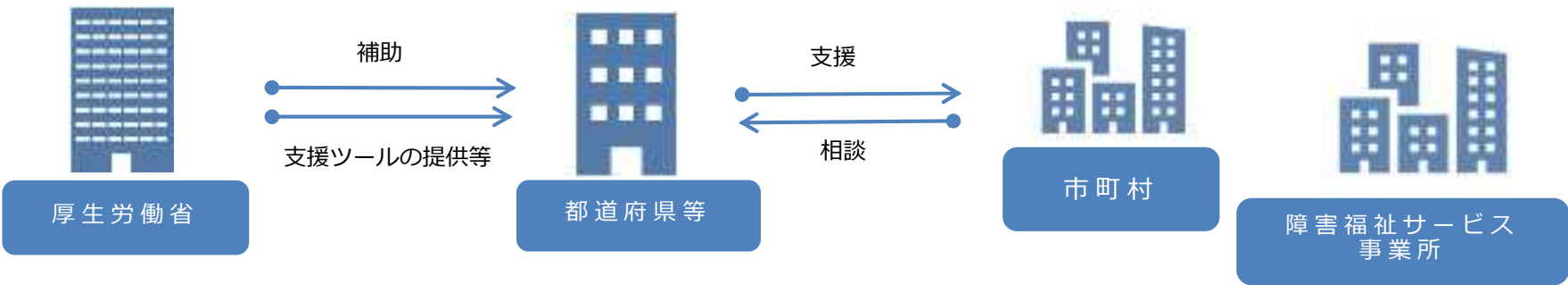
③ 施策の概要

障害福祉サービス等事業所の事務体制等のサポート等を行うため、処遇改善加算の取得促進のための事業所への助言や、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策を行う場合に必要な事務費等を補助し、都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市

補助率：10/10



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策(障害福祉分野の介護テクノロジー導入支援事業)

① 施策の目的

利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、障害福祉現場の職員の介護業務の負担軽減、労働環境の改善、業務効率化を推進するため、介護ロボットやICTのテクノロジーを活用し、障害福祉現場の生産性向上を一層推進する。

② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

「障害福祉分野のロボット等導入支援事業」、「障害福祉分野の ICT 導入モデル事業」の統合・支援メニューの再構築を行い、利用者の安心安全な生活の確保を図りつつ、職員の業務負担軽減や職場環境の改善に取り組む障害福祉事業者が介護ロボット・ICT を複数組み合わせ導入する際の経費等を補助する。

④ 施策のスキーム図、実施要件(対象、補助率等)等

- 【補助対象等】
- 介護ロボット
- 日常生活支援における、移乗介護、移動支援、排泄支援、見守り・コミュニケーション、入浴支援、機能訓練支援、食事・栄養管理支援のいずれかの場面において利用する介護ロボット
- ※見守り・コミュニケーションについては、通信環境等の整備費用も対象
- ICT
- ①情報端末(タブレット端末など)、②ソフトウェア(開発の際の開発基盤のみは対象外)、③通信環境機器等(Wi-Fi、ルーターなど)、④保守経費等(クラウドサービスなど)、⑤AIカメラ等(防犯、虐待防止、事故防止など、利用者の安心安全のために活用するカメラ)
- ※③、④については、①、②の導入に必要なものに限り対象。
- ※②は記録業務から請求業務までを一気通貫で実施する製品に限り対象。
- 介護テクノロジーのパッケージ型導入支援
- ・介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入する場合に必要な経費
 - ・見守り機器の導入に必要な通信環境を整備するための経費
- 導入マニュアル・効果測定の実施
- ・介護ロボット、ICTの導入促進を図るためのマニュアル作成及び効果測定の実施

- 【導入支援の対象施設・事業所】
- ・障害者支援施設、共同生活援助、居宅介護、重度訪問介護、短期入所、重度障害者等包括支援、障害児入所施設(介護ロボット)
 - ・障害福祉サービス事業所、障害者支援施設、一般・特定相談支援事業所(ICT)
- 【補助率】
1. 施設等に対する導入支援：国1／2 都道府県・指定都市・中核市1／4 事業者1／4
 2. 都道府県等による導入促進(体験会・研修会)：国1／2 都道府県・指定都市・中核市1／2
 3. 導入マニュアル作成及び効果測定：定額補助(上限：1,500万円)
- 【実施主体】都道府県、指定都市、中核市、民間団体
- 【事業スキーム】



⑤ 施策の対象・成果イメージ(経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む)

障害福祉事業者が介護ロボット・ICTを複数組み合わせ導入し、生産性向上による働きやすい職場環境の実現を推進することで、安心・安全な障害福祉サービスの提供に寄与する。

障害福祉サービス事業所等におけるICT／ロボット等導入による生産性向上効果検証 【概要】（令和4年度障害者総合福祉推進事業）

【目的】

「障害福祉分野におけるICT 導入モデル事業」及び「障害福祉分野におけるロボット等導入支援事業」の事業実績の分析を行う。
また、ICT、ロボット等の導入による効果の実効性のある測定方法を検討し、導入前後の効果の実証等を実施する。

【実施概要】

（1）令和2年度のICT・ロボット等導入に関する事業実績の分析

- ・ ICT：「令和2年度障害福祉分野のICT導入モデル事業」実績報告書（899事業所）
- ・ ロボット：「令和2年度障害福祉分野のロボット等導入支援事業」実績報告書（686事業所）

（2）タイムスタディ調査（（1）の事業所から検討委員会にて選定）

- ・ ICT：9カ所（内訳：入所系施設＋GH：4、訪問系サービス：2、相談支援事業所：1、通所系事業所：2）
- ・ ロボット：10カ所（内訳：見守り/入所系施設：5、移乗/入所系施設：3、見守り/GH：1、移乗/GH：1）

（3）事業所職員向けアンケート調査及びヒアリング調査

（2）を実施した事業所等に対して実施

【検討委員会】※敬称略、所属は委員就任当時で記載

（委員長）

飯島 節 筑波大学名誉教授

（委員）

東 祐二 国立障害者リハビリテーションセンター研究所 障害工学研究部部長

五島 清国 公益財団法人テクノエイド協会企画部長

上田 幸哉 合同会社IT相談製作所代表、ケアコラボ株式会社取締役、株式会社ソニックガーデン戦略総務室室長

松友 大 社会福祉法人南高愛隣会総務・企画課課長

見守りロボット導入時におけるタイムスタディ調査の結果概要

- 見守りロボットの導入により、業務にかかる時間が全体として**60.2分/日削減**された。
- 間接業務である「巡回・移動」が**25.6分/日**、「記録・文書作成・連絡調整等」が**117.4分/日削減**された。
- 「移動・移乗・体位変換」や「排泄介助・支援」といった利用者への直接介護の時間は全体で64.9分/日多くなった。

【調査概要】

調査施設：
障害者支援施設

調査方法：

見守りロボットの使用（設置）がある東棟、使用（設置）がない西棟の夜勤職員を対象に調査を実施。

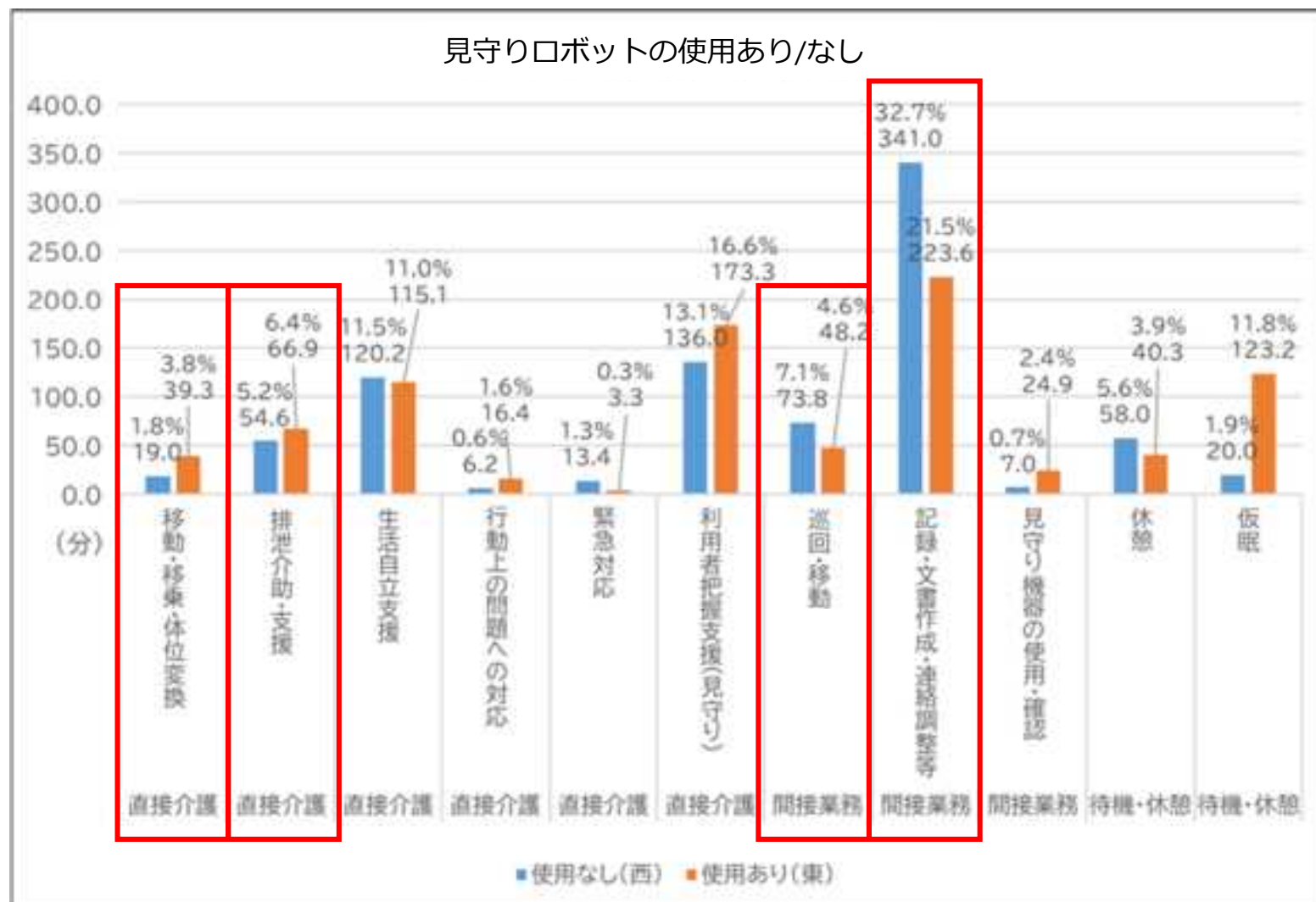
調査期間中に勤務する職員のうち、ロボットを使用する職員と使用しない職員の両方でタイムスタディ調査票を作成しデータを比較。

※生活自立支援：

入眠起床支援、利用者とのコミュニケーション、訴えの把握、日常生活の支援等

※行動上の問題：

徘徊、不潔行為、昼夜逆転等に対する対応等



(出典) 障害福祉サービス事業所等におけるICT/ロボット等導入による生産性向上効果検証（令和4年度障害者総合福祉推進事業）

① 施策の目的

障害福祉サービス事業所等による、人材の確保・経営の安定化に向けた協働化等の職場環境改善への取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

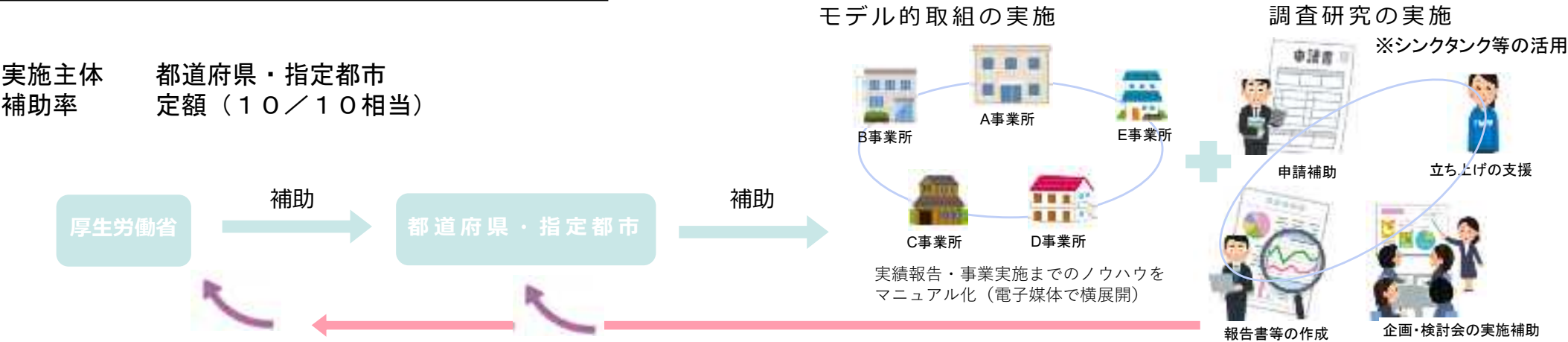
② 対策の柱との関係

I	II	III
○		

③ 施策の概要

障害福祉分野の小規模事業所の人材の確保・経営の安定化、さらには地域の活性化に向け、障害福祉サービス間の協働だけでなく、同じ福祉分野である介護分野等との協働化（共生型）の取組や、さらには民間の他産業と協働化の取組について、モデル事業を実施することにより、取組の効果を把握するとともに、実施上の課題の把握や解消に向けた取組などを整理し、その内容を普及啓発することにより、障害福祉分野における協働化の取組を推進する。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等



⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

本事業の実施により、障害福祉分野における小規模事業所の協働化等の取組が普及することで、障害福祉サービス事業所の環境の改善、人手不足の解消、生産性の向上が期待できる。

標準様式等の使用の基本原則化を巡るこれまでの経緯

令和5年6月16日 「規制改革実施計画」（閣議決定）

- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）指定申請関連文書、報酬請求関連文書及び指導監査関連文書について、**標準様式及び標準添付書類**（以下「標準様式等」という。）**を作成**する。（令和5年度措置）
- ・ 障害福祉サービス等事業者が、**当該標準様式等を用いて手続等を行う**こととするための**所要の法令上の措置**を講ずる方向で検討する。（令和5年度検討・結論）

令和6年2月6日 「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」障害福祉サービス等報酬改定検討チーム

- ・ 障害福祉サービス等事業者が障害者総合支援法等の規定に基づいて地方公共団体に対して提出する指定申請関連文書等について、令和5年度中に作成する標準様式等の普及の状況等を踏まえ、**標準様式等の使用の基本原則化について検討**を行う。

令和6年11月22日 「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」閣議決定

- ・ 障害福祉サービス事業者等の手続負担を軽減するため、**2024年度内に**、障害者総合支援法及び児童福祉法の規定に基づき地方公共団体に対して行う手続き※について、**標準様式及び標準添付書類を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。**

※ 指定申請及び報酬請求

令和6年12月25日 「規制改革に関する中間答申」規制改革推進会議

- ・ こども家庭庁及び厚生労働省は、（略）障害福祉サービス等事業者が（略）地方公共団体に対して行う指定申請及び報酬請求（加算届出を含む。以下同じ。）の手続について、こども家庭庁及び厚生労働省が定めた**標準様式及び標準添付書類**（以下「標準様式等」という。）**を用いることとするために必要な法令上の措置を講ずる。**（令和6年度措置）

障害福祉分野における手続負担の軽減について（概要）

（令和6年4月12日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課監査指導室
・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

障害福祉サービス等事業者の手続負担の軽減に向けて、各都道府県等に対して、標準様式等の積極的な活用を促すとともに、以下の各種手続きの簡素化の取組について検討を依頼。

1. 標準様式等の活用について

- 指定申請・報酬請求等関連文書に係る標準様式及び標準添付書類（以下「標準様式等」という。）について、こども家庭庁及び厚生労働省のホームページへの掲載を周知。
- 標準様式等の活用は、障害福祉サービス等事業者の手続負担を軽減し、生産性の向上に資するものであることから、各都道府県等に対し、標準様式等の活用について積極的に検討いただくこと。

2. 手続の簡素化について

- 指定申請等の様式について押印・署名を求めることがないよう、標準様式等を活用すること。
- 新規指定申請については、事前説明や面談の機会等を含めて一度は対面の機会を設けることを基本としつつ、書類の提出は電子メール等による提出も可能とすること等、場合分けを行った上で対応すること。
- 更新の申請及び変更の届出については、原則、電子メール等による提出とすること。
- 各種加算の届出をはじめ、指定申請以外の手続においても電子メール等による提出を原則とするなど、手続の簡素化に資するよう、柔軟な対応をとること。

- 人員配置に関する添付資料は、人員配置基準に該当する資格に関する資格証等の写し及び管理者等の経歴書のみとし、雇用契約書等その他の人員に関連する添付資料は求めないこと。
- 運営規程等を定めるに当たっては、指定基準において置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することでも差し支えないこと。
- 実人数を記載する場合であっても、運営規程の「従業者の員数」に変更が生じたものとして届出が必要になる場合は、変更が生じた都度ではなく、1年のうち一定の時期を比較して変更があった場合で足りること。
- 指定に当たっての施設・設備等の写真の提供は地方公共団体が現地を訪問できない場合に限ること。
- 更新申請時に求める文書を簡素化すること。
- 同一事業所で複数のサービスの指定等の有効期限が異なる場合に、それらの指定等の有効期間をあわせて更新することが可能であること。
- 運営指導において重複した資料の提出を求めないことや、ICTで管理している書類についてはPC画面上で確認すること。

障害福祉サービス事業所・施設等への支援に関する「重点支援地方交付金」等の
更なる活用について（概要）

（令和6年12月4日付け厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課／企画課自立支援振興室・こども家庭庁支援局障害児支援課事務連絡）

エネルギー価格や食料品価格の高騰など物価高騰により厳しい状況にある障害福祉サービス事業所・施設等（補装具事業者を含む。以下同じ。）に対し、「重点支援地方交付金」による緊急かつ実効性のある支援につなぐため、支援事業の標準を示すとともに、下記の内容について、可能な限り早期の予算化に向けた検討を速やかに進めていただくよう依頼。

1. 障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業の実施

- ・ 推奨事業メニュー⑤（医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援）については、障害福祉サービス事業所・施設等への物価高騰対応支援事業として、次の（1）と（2）の2事業の両方を実施していただくこと。

（1）光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輛の燃料代等）高騰への支援事業

- ・ 光熱水費の高騰について、令和5年度に各都道府県が実施した支援事業の補助額の実績は、下表のとおり。

		（万円）		
		平均値	上位25%	最大値
訪問・相談系	事業所当たり	5.7	10.0	21.6
	（参考）月額換算	0.5	0.8	1.8
通所系	事業所当たり	16.3	20.0	73.1
	（参考）月額換算	1.4	1.7	6.1
	定員・実利用者当たり	0.9	1.1	3.9
入所・施設系	施設当たり	63.2	88.4	303.4
	（参考）月額換算	5.3	7.4	25.3
	定員当たり	1.6	2.3	7.7

（2）食材料費高騰への支援事業

- ・ 食材料費の高騰について、令和5年度に各都道府県の支援事業のうち、入所・居住系サービス事業所に対する補助額は、
 - ・ 最大で定員・利用者数当たり約22,000円（1日当たり約60円）
 - ・ 上位25%で定員・利用者数当たり約9,000円（1日当たり約25円）
 - ・ 平均で定員・利用者数当たり約7,100円（1日当たり約19.5円）

（3）建築資材費等の高騰が生じている場合の事業者支援

- ・ 本交付金は、障害福祉サービス事業所・施設等の施設整備の場合において、物価高騰の影響を受けて建築資材費等に高騰が生じている事業者への支援にも活用可能であり、自治体の判断により積極的に活用し、事業者の負担の軽減に努めていただくこと。

（4）補装具事業者への支援

- ・ 補装具事業者が価格転嫁できない光熱水費（電気代、ガス代、水道代、車輛の燃料代等）の高騰分については、1（1）の光熱水費高騰への支援事業により、補装具事業者への支援を積極的に実施していただくこと。

2. 障害者就労施設の生産活動に対する「中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援」の活用

- ・ 障害者就労施設が、障害福祉サービスとしての側面だけでなく、生産活動としての側面も持つことから、利用者が行う生産活動に係る光熱水費や原材料等の価格の高騰に対する支援については、推奨事業メニュー⑦（中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援）の活用も可であり、積極的に実施していただくこと。

2 高齢の障害者に対する支援等について

(1) 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係【関連資料 1】

我が国においては、自助を基本としつつ、共助が自助を支え、自助・共助で対応できない場合に社会福祉等の公助が補完する仕組みが社会保障の基本となっている。

このため、あるサービスが公費負担制度でも社会保険制度でも提供されるときは、国民が互いに支え合うために保険料を支払う社会保険制度の下で、そのサービスをまず利用してもらうという「保険優先の考え方」が原則となっている。

障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係については、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」（平成 19 年 3 月 28 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課長・障害福祉課長連名通知）で、介護保険サービスが原則優先されることとなるが、サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものについては、障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給することや、障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、介護保険サービスのみによって確保することができないものと認められる場合には、介護給付費等を支給することが可能であることなどの取扱いを示している。

また、令和 5 年 6 月 30 日付け事務連絡「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」において、高齢障害者に対する障害福祉サービスの利用を認める要件として、画一的な基準（一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど）のみに基づき判断することは適当でないことをお示ししている他、「具体的な運用例」として、

- ・ 障害福祉サービスの居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。
- ・ 自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65 歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。

等をお示ししている。

各市町村においては、当該事務連絡も参考として、介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、一律に介護保険サービスを優先させることはせず、障害福祉サービスの利用に関する具体的な利用意向等を聴き取りにより把握した上で、障害者の個々の状況に応じた支給決定がなされるよう改めてお願いする。

※ 重度訪問介護等の訪問系サービスに係る支給決定については、「7 訪問系サービスについて」の（5）訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について」も確認されたい。（なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱等について」（平成12年11月16日付老振第76号通知）は、介護保険の指定訪問介護の事業運営等の取扱いについての通知であり、この通知が直接障害福祉サービスの居宅介護及び重度訪問介護に適用又は準用されるものではなく、市町村において、個々の利用者の障害の状況等に応じ、必要とする支援の内容を判断されたい。）

なお、介護保険の被保険者である障害者については、障害者の生活に急激な変化が生じないよう配慮しつつ、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る介護保険給付を受けることが可能か否か等について判断するためにも、介護保険制度からどのようなサービスをどの程度受けられるかを把握することが適当である。

したがって、要介護認定等の申請を行わない障害者に対しては、申請をしない理由や事情を十分に聴き取るとともに、継続して制度の説明を行い、申請について理解を得られるよう丁寧に働きかけることを改めてお願いする。

さらに、特に65歳を迎える者については、介護保険制度の円滑な利用に向け、要介護認定等の申請から認定結果通知にかかる期間も考慮して、65歳に到達する誕生日前の適切な時期から要介護認定等に係る申請の案内を行うようお願いする。

その際、単に案内を郵送するだけでなく、市町村職員又は相談支援専門員から直接、介護保険制度について説明を行うことが望ましい。

また、指定特定相談支援事業者と指定居宅介護支援事業者等との一層の連携が図られるよう、

- ・ 相談支援専門員が、利用者に対し必要な介護保険サービスを円滑に利用できるよう介護保険制度に関する案内を行うことや、本人の了解の下、利用する指定居宅介護支援事業所等に対し利用者の状態や障害福祉サービスの利用状況等サービス等利用計画に記載されている情報を提供するよう適切に引継ぎを行うこと
- ・ 介護保険サービス利用開始後も、サービス担当者会議に相談支援専門員が参加する等して、相談支援専門員と介護支援専門員が随時情報共有を図ること

等については、事務連絡で既にお示ししているが、改めて願います。

（２）共生型サービスについて【関係資料２】

高齢の障害者に対する支援の一つとして、障害者が 65 歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきた事業所でのサービス利用が可能となるよう、平成 30 年に「共生型サービス」が設けられた。

この共生型サービスは、

- ・ 介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくする
- ・ 障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくすることを目的とした「指定手続きの特例」である。

この特例を活用し、同一事業所において、介護保険サービスと障害福祉サービスの両方を提供することで、

- ・ 障害者が 65 歳以上になっても、同一事業所を継続利用できる
- ・ 高齢者・障害児者とも、利用できる事業所の選択肢が増える
- ・ 地域共生社会を推進するためのきっかけとなる

などといった、各地域で発生している課題の解決や掲げているサービス供給量の目標の達成の一助となることが期待されており、各地域のサービス提供体制を検討するにあたり、積極的に検討をいただきたい。

また、共生型サービスの実施や普及にあたっては、以下①～③を実施したので活用されたい。

① 共生型サービスに係るポイント集の作成【関連資料 3】

② 共生型サービスに係る実態調査等の実施

③ 共生型サービスに係るホームページの開設

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000212398_00016.html

このほか、共生型サービスの普及を促進するため、令和 4 年度から地域医療介護総合確保基金（介護従事者確保分）において「共生型サービスの普及促進に関する事業」を設けている。都道府県等が共生型サービスの普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行うものであり、例えば以下のような取組の実施が想定される。介護保険部局と連携しながら地域における共生型サービスの普及に当たっての課題を踏まえつつ、取組を進めていただきたい。【関連資料 4】

＜実施が想定される取組（例）＞

- ・ 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案
- ・ 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催
- ・ 共生型サービス事業所等への見学会の開催

- ・ 介護保険サービス事業所・障害福祉サービス事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催

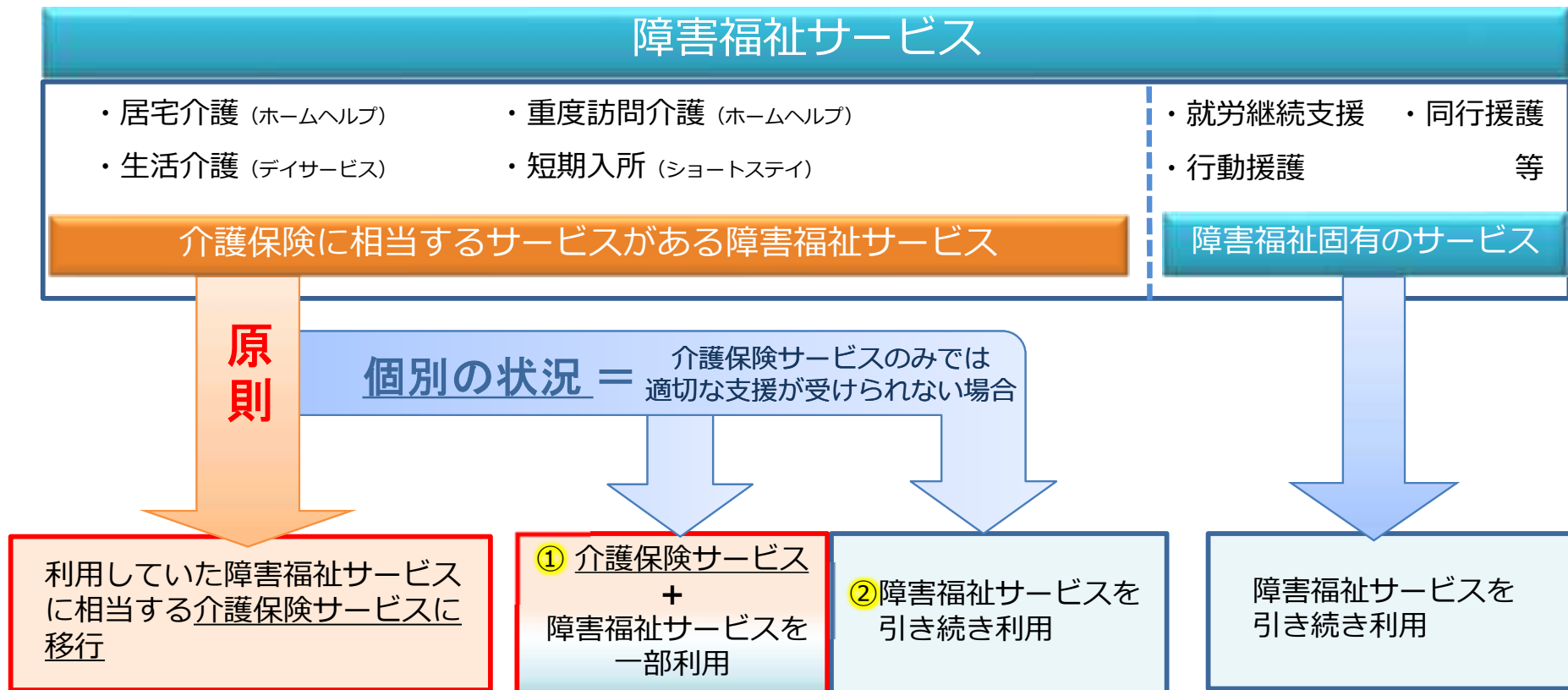
(3) 新高額障害福祉サービス等給付費について【関係資料5】

いわゆる「新高額障害福祉サービス等給付費」については、対象者等が制度内容を正しく理解し、適当な時期に申請が行われることが重要である。

このため、各市町村におかれては、対象者等に対し、制度の概要等について丁寧に説明していただくようお願いする。なお、申請者への制度周知・説明に当たっては、対象となりうる者へ個別に勧奨通知等を送付することが望ましい。

また、対象者要件を満たす者の把握については、必要に応じて介護保険担当部局と連携し、対応いただきたい。

加えて、新高額障害福祉サービス等給付費については、高額介護サービス費【年額】等との併給調整後に支給を行う場合や、月払いで支給し、高額介護サービス費【年額】確定後に重複支給額の併給調整を行う場合等、市町村の判断により運用していただくこととしているが、いずれの場合においても、申請者に対し、償還のスケジュールについて十分な説明を行い、理解を得られるよう対応されたい。



個別の状況

一律に介護保険サービスに移行するのではなく、以下に該当し、適切なサービス量が介護保険サービスのみによって確保することができないと認められる場合等には、個別のケースに応じて障害福祉サービスを利用することが可能

① 介護保険サービスの支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において、介護保険サービスのみによって適当なサービス量を確保することができないものと認められる場合

② 実際に介護保険サービスを利用することが難しい場合

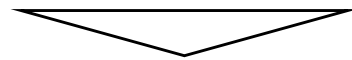
例えば ・ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない場合
・ 介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合 等

※ 障害者支援施設等に入所又は入院している者については、介護保険法の規定によるサービスに相当する介護サービスが提供されていること等の理由から、当分の間、介護保険の被保険者とはならないこととされており、入所を継続できる

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について」(平成19年通知)

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係

社会保障制度の原則である保険優先の考え方の下、サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、原則介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることになる。



一律に介護保険サービスを優先的に利用するものではなく、**申請者の個別の状況に応じ、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能かを判断**

(2) 介護給付費等と介護保険制度との適用関係

市町村は、介護保険の被保険者（受給者）である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か、当該介護保険サービスに係る保険給付又は地域支援事業を受け、又は利用することが可能か否か等について、介護保険担当課や当該受給者の居宅介護支援を行う居宅介護支援事業者等とも必要に応じて連携した上で把握し、適切に支給決定すること。

② 介護保険サービス優先の捉え方

ア サービス内容や機能から、障害福祉サービスに相当する介護保険サービスがある場合は、基本的には、この介護保険サービスに係る保険給付を優先して受けることとなる。しかしながら、障害者が同様のサービスを希望する場合でも、その心身の状況やサービス利用を必要とする理由は多様であり、介護保険サービスを一律に優先させ、これにより必要な支援を受けることができるか否かを一概に判断することは困難であることから、**障害福祉サービスの種類や利用者の状況に応じて当該サービスに相当する介護保険サービスを特定し、一律に当該介護保険サービスを優先的に利用するものとはしないこととする。**

したがって、市町村において、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、申請者が必要としている支援内容を介護保険サービスにより受けることが可能か否かを適切に判断すること。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

市町村が適当と認める支給量が介護保険サービスのみにによって確保することができないと認められる場合等には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

③ 具体的な運用

申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより必要な支援を受けることが可能と判断される場合には、基本的には介護給付費等を支給することはできないが、以下のとおり、当該サービスの利用について介護保険法の規定による保険給付が受けられない場合には、その限りにおいて、介護給付費等を支給することが可能である。

ア 在宅の障害者で、申請に係る障害福祉サービスについて当該市町村において適当と認める支給量が、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスに係る保険給付の居宅介護サービス費等区分支給限度基準額の制約から、介護保険のケアプラン上において介護保険サービスのみにによって確保することができないものと認められる場合。

イ 利用可能な介護保険サービスに係る事業所又は施設が身近にない、あっても利用定員に空きがないなど、当該障害者が実際に申請に係る障害福祉サービスに相当する介護保険サービスを利用することが困難と市町村が認める場合（当該事情が解消するまでの間に限る。）。

ウ 介護保険サービスによる支援が可能な障害者が、介護保険法に基づく要介護認定等を受けた結果、非該当と判定された場合など、当該介護保険サービスを利用できない場合であって、なお申請に係る障害福祉サービスによる支援が必要と市町村が認める場合（介護給付費に係るサービスについては、必要な障害支援区分が認定された場合に限る。）

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

障害福祉サービス固有のサービスと認められるものを利用する場合には、障害者総合支援法に基づくサービスを受けることが可能

イ サービス内容や機能から、介護保険サービスには相当するものがない障害福祉サービス固有のものと認められるもの（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）については、当該障害福祉サービスに係る介護給付費等を支給する。

「障害者総合支援法に基づく自立支援給付と介護保険制度との適用関係等について（平成19年通知）」

介護保険制度と障害福祉制度の適用関係に係る運用の具体例

周 知

介護保険の被保険者である障害者から障害福祉サービスの利用に係る支給申請があった場合は、個別のケースに応じて、当該障害福祉サービスに相当する介護保険サービスにより適切な支援を受けることが可能か否か等について、申請に係る障害福祉サービスの利用に関する具体的な内容（利用意向）を聴き取りにより把握した上で、適切に判断することとしているが、改めて各市町村においては、以下の具体的な運用例も参考として、自らの運用を確認する等、必要な対応をお願いする。

具体的な運用例①（居宅介護・重度訪問介護）

居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給限度額では必要な支給量が不足する場合に、当該不足分について居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

具体的な運用例②（居宅介護・重度訪問介護）

居宅介護や重度訪問介護を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の訪問介護の支給対象とならない支援内容や時間（例えば、家事援助として認められる範囲の違いや、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守りなど）が必要と認められる場合に、介護保険の訪問介護の支給とは別に居宅介護又は重度訪問介護の利用を認める。

具体的な運用例③（自立訓練）

自立訓練（機能訓練）を利用する障害者について、個々の障害者の障害特性を考慮し、介護保険の通所介護等では提供できない支援内容（例えば、白杖を用いた歩行訓練や意思疎通に困難を生じた場合の訓練等）が必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き、自立訓練（機能訓練）の利用を認める。

具体的な運用例④（共同生活援助）

共同生活援助を利用する障害者について、個々の障害者の状況等から見て必要と認められる場合には、65歳以降も引き続き共同生活援助の利用を認める。なお、当該障害者の要介護度等に応じて、認知症グループホームや特別養護老人ホーム等への入居・入所を検討することが望ましい場合も想定される。

※詳細は「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律に基づく自立支援給付と介護保険制度の適用関係等に係る留意事項及び運用の具体例等について」（令和5年6月30日事務連絡）をご確認ください。下記のURL又は右のQRコードから参照いただけます。

(<https://www.mhlw.go.jp/content/001117896.pdf>)



共生型サービスの概要

- 介護保険法の訪問介護・通所介護・（介護予防）短期入所生活介護については、障害者総合支援法若しくは児童福祉法の指定を受けている事業所からの申請があった場合、「共生型サービス」として指定が可能。

共生型サービスを活用することのメリット

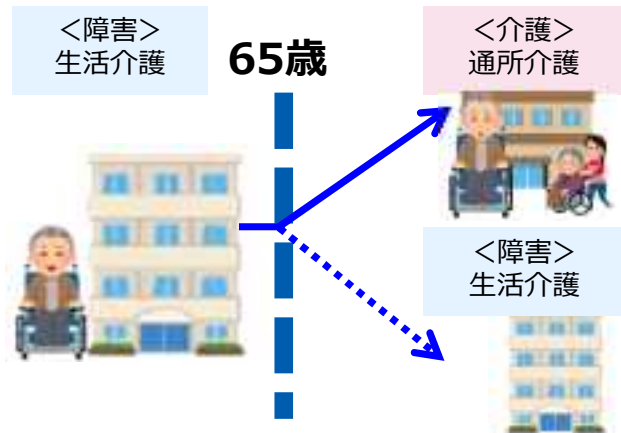
利用者

- ① 障害者が65歳以上になっても、従来から障害福祉で利用してきたサービスの継続利用が可能となる。
- ② 高齢者だけでなく、障害児・者など多様な利用者が共に暮らし支え合うことで、お互いの暮らしが豊かになる。

①

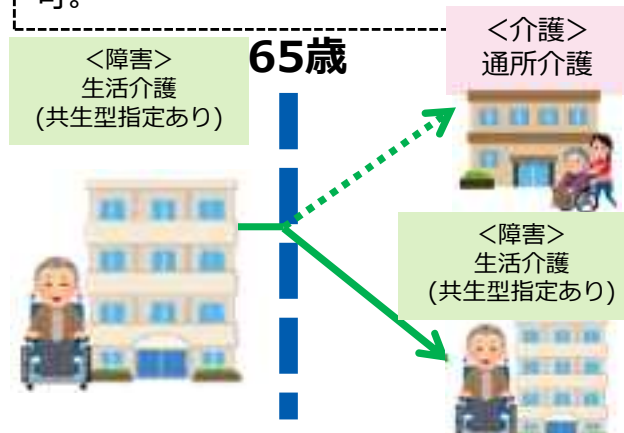
共生型サービス開始前

65歳を境に、なじみのある事業所から介護サービス事業所へ移行する可能性。



共生型サービス開始後

なじみのある事業所が共生型サービスになることで、65歳以降も引続き通所可。



②

【地域の実践例】
「富山型デイサービス」



事業所

障害福祉事業所、介護保険事業所それぞれ
の基準を満たす必要なし。

※ 障害福祉事業所の指定を受けた事業所であれば、基本的に共生型サービスの指定を受けることができるよう、特例基準を設定。

地域

地域の実情にあわせて、限られた福祉人材を有効に活用することが可能。

介護保険と障害福祉の両制度の基準や高齢者と障害児・者の支援内容の違いを踏まえ、サービスの質の確保に十分留意しつつ、共生型サービスの指定を推進

共生型サービスの対象となるサービス

○ 共生型サービス創設の目的に照らし、以下のサービスを対象としている。

- ① 高齢障害者の介護保険サービスの円滑な利用を促進する観点から、介護保険優先原則が適用される介護保険と障害福祉両方の制度に相互に共通するサービス
- ② 現行の基準該当障害福祉サービスとして位置付けられているサービス

	介護保険サービス		障害福祉サービス等
ホームヘルプサービス	○ 訪問介護	⇔	○ 居宅介護 ○ 重度訪問介護
デイサービス	○ 通所介護 ○ 地域密着型通所介護	⇔	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
デイケア	○ 通所リハビリテーション	➡	○ 自立訓練（機能訓練）
ショートステイ	○ 短期入所生活介護 ○ 介護予防短期入所生活介護	⇔	○ 短期入所
「通い・訪問・泊まり」といったサービスの組合せを一体的に提供するサービス※	○ 小規模多機能型居宅介護 ○ 介護予防小規模多機能型居宅介護 ○ 看護小規模多機能型居宅介護 □ 通い	➡	○ 生活介護（主として重症心身障害者を通わせる事業所を除く） ○ 自立訓練（機能訓練・生活訓練） ○ 児童発達支援（主として重症心身障害児を通わせる事業所を除く） ○ 放課後等デイサービス（同上）
	□ 泊まり	➡	○ 短期入所

※ 障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはないが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児・者が（看護）小規模多機能型居宅介護に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉の給付対象となっている。

共生型サービスの実施により期待されること

- 共生型サービスを実施することにより、具体的には以下のような地域課題の解決が可能。
※ 1 事業所で介護保険サービス・障害福祉サービスの両方の指定を受けることによっても同様の課題解決が可能。

① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。

② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。

③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

解決可能と想定される地域課題

似たようなサービスがあるのだけれど...

近所に要介護高齢者がいる。近くに介護保険のデイサービス事業所がないので、遠くの事業所まで通っている。障害者向けのデイサービス事業所は近くにあるのだが...

続けて同じ事業所に通いたいのに...

長年、障害福祉事業所を利用していた障害者が65歳になった。本人は続けて同じ事業所を使いたいと言うが、介護保険事業所に移らなければいけないのか...

人材が足りない...

介護保険サービス、障害福祉サービスともに地域に需要があるが、それぞれ事業所を整備していくと人材が不足する。解消するいい方法はないものか...

役所のどこに相談すればよいのか...

介護保険サービスだけでは解決できなさそうな悩み、障害福祉サービスだけでは解決できなさそうな悩みは役所のどこに相談すればよいのだろう。介護と障害、それぞれの担当窓口はあるけれど、両方にまたがる相談は受けてもらえるのか...

親子で一緒に過ごしたい

障害福祉事業所の利用者の母親が要介護となった。ケアマネジャーからは、デイサービスに通って機能訓練をした方がよいと言われているが、本人は子どもと同じ事業所に通いたいと言っている。どうにかできないものか...

地域活動を活性化させたい...

介護事業所や障害事業所が中心となって地域活動を行っているところもあると聞く。多様な利用者を受け入れている事業所なら、より親しまれやすいのではないだろうか...

共生型サービスの
実施により解決可能



共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント～

- 共生型サービスの普及が進まない理由として、以下のような意見が寄せられたことから、令和2年度老健事業において、事業所・自治体向けに「共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント」を作成。
- ・事業所から：共生型サービスをよく知らない。始めるにあたってどのような準備や手続きが必要がわからない。
 - ・自治体から：共生型サービスの実施により、どのような地域課題が解決されるのかわからない。
共生型サービスを始めたいと考える事業所をどのように支援してよいかわからない。



共生型サービス はじめの一步 ～立ち上げと運営のポイント～ 概要

共生型サービスの立ち上げ・立ち上げ支援にあたり、事業所・自治体が知っておくべき事項について、体系的に整理。

共生型サービスについて知る

- **共生型サービスとは**
⇒ 共生型サービス創設の経緯、対象となるサービス、サービスを開始することで「変わること」を提示。
- **共生型サービスの取組事例**



共生型サービスを立ち上げる

- **共生型サービスを開始するまでのポイント**
⇒ 開始に必要な準備を整理、手順として提示。
 - ① 事業所の職員と話し合おう
 - ② 共生型介護保険サービス、共生型障害福祉サービスを知ろう
 - ③ 利用者確保の見込みを立てよう
 - ④ 運営計画を作成しよう
 - ⑤ 自治体の所管課等に相談しよう
 - ⑥ 事業所の利用者・家族と話し合おう
 - ⑦ 事業所の周辺地域の住民にサービスの開始を知ってもらおう
 - ⑧ 必要な設備・備品を揃えよう
 - ⑨ 必要な場合は、応援人員を確保しよう
 - ⑩ 共生型サービスの提供を開始しよう

共生型サービスを継続する

- **共生型サービス継続のポイント**
⇒ 提供開始後に課題が生じた場合、既に共生型サービスを開始している事業所ではどのようにその課題を解決したか具体例を提示。

共生型サービスを普及する・事業者の支援を行う

- **共生型サービス普及のポイント**
⇒ 自治体において、どのように共生型サービスの普及を考えるべきか、どのように事業所の支援を行えばよいのか、実際の事例を普及・支援に取り組む自治体の事例を交えながら提示。

令和7年度予算案：地域医療介護総合確保基金（国2／3：都道府県1／3）

事業目的

- 共生型サービスは、平成30年に
 - ・介護保険サービス事業所が、障害福祉サービスを提供しやすくなる
 - ・障害福祉サービス事業所が、介護保険サービスを提供しやすくなる
 ことを目的とした指定手続きの特例として設けられた。
- 共生型サービスの実施により、以下の実現が可能であるが、制度開始から7年が経過する現在においても、共生型サービスの指定を受ける事業所は非常に少ない。
- このため、各都道府県において、共生型サービス創設の目的をふまえ、普及に必要な施策を実施する場合、その経費に対して助成を行う。

共生型サービスのイメージ



共生型障害福祉サービス

介護保険サービス

1事業所において、
介護保険サービスと
障害福祉サービス
の両方を提供

共生型サービスの実施により実現できること

- ① 「介護」や「障害」といった枠組みにとらわれず、多様化・複雑化している福祉ニーズに臨機応変に対応することができる。
- ② 人口減少社会にあっても、地域の実情に応じたサービス提供体制整備や人材確保を行うことができる。
- ③ 各地域で地域包括ケア・福祉のまちづくりを展開するためのきっかけとなる。

利用者・家族、地域住民のみならず、
自治体にとっても、地域課題解決の
きっかけになる。



事業内容

- 共生型サービスの普及促進のため、都道府県・市町村における以下の取組等に必要な経費に対して助成する。

共生型サービス普及にあたっての現状の課題と実施が想定される取組（例）

① 共生型サービスの普及にあたっての課題把握・普及計画の立案

- 各都道府県・市町村において共生型サービス普及に当たっての課題把握や各種計画への位置付けがなされていないという状況がある。
- ⇒ 課題把握や計画作成に必要な調査等を実施。

② 介護保険サービス事業所等に対する共生型サービスに関する相談会・研修会等の開催

- 共生型サービスを知らない事業所や、サービス開始を検討しているが何から取りかかればよいかわからない事業所が多いという状況がある。
- ⇒ 相談会・研修会等を開催し、制度創設の経緯・役割、対象サービス、指定や提供継続において必要とされるポイント、各サービスの基準・報酬体系、申請書類の作成方法、実際の提供事例等を提示。

③ 共生型サービス事業所等への見学会の開催

- 共生型サービスの開始によりこれまでサービス提供の対象としていなかった利用者を受け入れたり、報酬請求等新たな事務手続きを行うことが必要となる。
- ⇒ 共生型サービス事業所等の見学会を行うことで、事業所の不安や疑問を解消。

④ 介護事業所・障害福祉事業所、介護支援専門員・相談支援専門員との意見交換会の開催

- 介護保険サービス利用者は介護支援専門員、障害福祉サービス利用者は相談支援専門員がサービス計画作成を行うが、事業所と両専門員の連携が難しいとの声がある。
- ⇒ 両者を対象とする意見交換会を開催することで、連携を促進。

- 平成30年4月より、高齢障害者の介護保険サービスの利用を促進するため、**65歳に至るまで相当の長期間にわたり障害福祉サービスを利用していた一定の高齢障害者に対し**、介護保険サービス利用者負担が軽減されるよう障害福祉制度により**利用者負担を軽減(償還)する仕組み(新高額障害福祉サービス等給付費)**を設けたところ。
- 当該給付費については、対象者からの申請が必要であり、いくつかの自治体では、申請対象者に対して個別に勧奨通知を送付している事例もあり、**高齢障害者への制度の周知について丁寧に説明いただきたい**。
- また、65歳に達する障害者が当該給付費の要件となる「相当介護保険サービス」を利用しているか否かについては、介護保険担当部局とも連携して、その把握に努めていただきたい。

対象者の具体的要件①（「65歳に達する前に長期間にわたり」）

65歳に達する日前5年間にわたり、相当する障害福祉サービス(相当障害福祉サービス)に係る**支給決定を受けていた**ことを要件とする。

※ただし、65歳に達する日前5年間にわたり、入院その他やむを得ない事由により相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けなかった期間がある場合において、その期間以外の期間において、相当障害福祉サービスに係る支給決定を受けていたときは、当該要件を満たすものとする。

対象者の具体的要件②（「相当障害福祉サービス、相当介護保険サービス」）

今回の利用者負担軽減の対象となるサービス(「相当障害福祉サービス」及び「相当介護保険サービス」)は以下のとおり。

相当障害福祉サービス

【居宅介護】
【重度訪問介護】

【生活介護】

【短期入所】

(離島等で行われる、これらに係る基準該当サービスを含む。)

相当介護保険サービス

【訪問介護】

【通所介護】
【地域密着型通所介護】

【短期入所生活介護】

【小規模多機能型居宅介護】

(離島等で行われる、これらに相当するサービスを含む。)
(介護予防サービスは含まない。)

※65歳までの5年間にわたり「相当障害福祉サービス」を利用して(=支給決定を受けて)いた者が、65歳以降にこれに対応する「相当介護保険サービス」以外の「相当介護福祉サービス」を利用した場合にも利用者負担を軽減。

対象者の具体的要件③（「所得の状況」）

65歳に達する日の前日において「**低所得**」又は「**生活保護**」に該当し、65歳以降に利用者負担の軽減の申請をする際にも「**低所得**」又は「**生活保護**」に該当することを要件とする。

対象者の具体的要件④（「障害の程度」）

65歳に達する日の前日において**障害支援区分2以上**であったことを要件とする。

対象者の具体的要件⑤（「その他の事情」）

65歳まで介護保険サービスを利用してこなかったことを要件とする。

※今般の法改正の趣旨は、いわゆる「65歳問題」、つまり①長年(5年以上)にわたり、障害福祉サービスを利用してきた障害者が、②“65歳”という年齢に達したことのみで、利用者負担(1割)が発生することに対応することであるため、65歳になる前から介護保険サービスを利用していた方は対象としない。

3 事業者指定及び支給決定について

(1) 地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み【関連資料 1】

市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘を踏まえ、令和4年障害者総合支援法改正法により、令和6年4月から、地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みを導入した。

この仕組みは、市町村が障害福祉計画等で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、

- ・ 市町村は、都道府県の事業者指定の際に、あらかじめ、当該市町村に通知するよう求め、都道府県はその求めに応じること
- ・ 市町村は、通知を受けたときは、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること
- ・ 都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うことができることとしたものである。

各都道府県におかれては、上記の制度趣旨に鑑み、本制度の運用を積極的に図っていただきたい。特に、本制度の活用のためには、都道府県から市町村への事業者指定の際の通知が必要となるところ、都道府県においては、管内市町村に対して、本制度を単に周知するのみではなく、予め当該通知を求めるかを明示的に照会いただきたい。また、本制度の運用フロー例や活用事例を関連資料1にまとめているため、参考としていただきたい。加えて、意見申出の際に用いる様式例についても、おって今年度中にお示しする予定であり、活用いただきたい。

各市町村におかれては、地域のニーズに即したサービス提供体制を確保し、また、事業の適切な運営を確保する観点から、本制度を積極的に活用いただきたい。その際、各市町村で策定する障害福祉計画がその意見の根拠となることから、次期計画策定に向けて、地域の関係者等とよく協議いただき、本制度の活用を念頭においた計画策定を行っていただきたい。

各指定都市及び中核市におかれても、策定している市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができるため、本制度の活用を積極的に検討いただきたい。

(2) 障害福祉サービス事業所等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について【関連資料 2】

規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、介護・保育・

障害福祉分野の事業者の経営力強化等を目的として、円滑な吸収合併等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の手續に要する負担を軽減するため、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要な手續の簡素化等の措置を講ずることとされた。

本閣議決定等を踏まえ、障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について（令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）を発出し、吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると指定権者が認める場合は、指定申請における手續の簡素化や障害福祉サービス等報酬上の実績の通算など、柔軟な取扱いを行う旨をお示ししたところ。

各都道府県におかれては、本事務連絡の趣旨にご配慮いただき、柔軟な取扱いをご検討いただくようお願いする。

（３）支給決定基準の作成について【関連資料３】

支給決定基準については、事務処理要領において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」旨をお示ししている。

公平かつ適正な支給決定のため、各都道府県におかれては、管内市町村に支給決定基準の作成を働きかけていただくとともに、未作成の市町村におかれては、支給決定基準の作成を検討いただきたい。

なお、今後、各市町村における支給決定基準の策定状況のフォローアップを行っていく予定であるのでご承知おきいただきたい。

（４）障害福祉サービスの利用相談等の際に留意すべき事項について

障害者総合支援法において、市町村は、障害者等の福祉に関し、必要な情報の提供や相談に応じるなどの業務を行う責務を有するとともに、介護給付費等の支給決定を受けようとする障害者等から支給申請があった場合は、支給の要否の決定を行うこととされている。

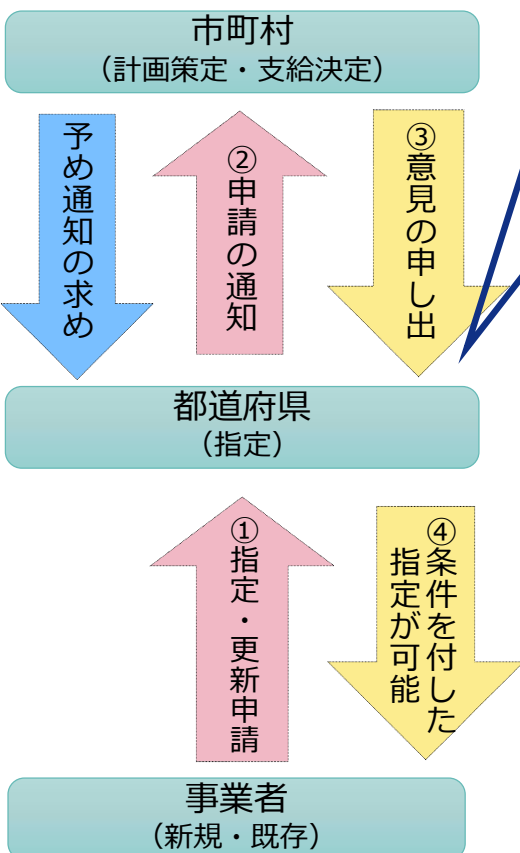
市町村の窓口において、障害者等から、訪問系サービスをはじめ、障害福祉サービスの利用相談があった場合には、差別的な言動やサービスの利用を拒むような対応をすることなく、サービスの利用について丁寧に説明を行うとともに、支給申請の手續きについても必要な助言を行うなど、障害者等に寄り添った対応をお願いする。

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組み

制度概要

- 市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図る一方で、事業者の指定は 都道府県が行うため、地域のニーズ等に応じたサービス事業者の整備に課題があるとの指摘があった。
- この指摘を踏まえ、市町村が障害福祉計画で地域のニーズを把握し、必要なサービスの提供体制の確保を図れるよう、**令和6年4月から、**
 - ・市町村は、都道府県の事業者指定について、障害福祉計画との調整を図る見地から意見を申し出ること
 - ・都道府県は、その意見を勘案して指定に際し必要な条件を付し、条件に反した事業者に対して勧告及び指定取消しを行うことができることとした。

スキーム



想定される条件（例）

- (1) 市町村が計画に記載した障害福祉サービスのニーズを踏まえ、事業者のサービス提供地域や定員の変更（制限や追加）を求めること
- (2) 市町村の計画に中重度の障害児者や、ある障害種別の受入体制が不足している旨の記載がある場合に、事業者職員の研修参加や人材確保等、その障害者の受入に向けた準備を進めること
- (3) サービスが不足している近隣の市町村の障害児者に対してもサービスを提供すること
- (4) 計画に地域の事業者が連携した体制構築に関する記載がある場合、事業者のネットワークや協議会に、事業者が連携・協力又は参加すること

制度の活用について

- 都道府県においては、管内市町村に対して、本制度の周知を図り、通知の求めを行うかの検討を促すとともに、各市町村に通知を求めるかの照会を行い、制度の運用を図っていただきたい。
- 指定都市及び中核市においても、市町村障害福祉計画との調整を図る見地から、事業所の指定にあたって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付すことができることとしたため、制度の活用を検討いただきたい。
- なお、この仕組みの運用に当たっては、以下の点に留意いただきたい。
 - ・制度の目的が、地域における障害福祉サービス等のニーズを踏まえた必要なサービス提供体制の確保であること
 - ・市町村の意見や都道府県が付することのできる条件の内容は、障害福祉計画又は障害児福祉計画に記載されたニーズに基づき検討されるべきものであること

地域のニーズを踏まえた障害福祉サービス事業者指定の仕組みの具体的な内容

改正後の障害者総合支援法の条文

※ 第6項から第8項までを新設

第三十六条 (略)

- 6 関係市町村長は、①**主務省令で定めるところにより**、都道府県知事に対し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定について、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、当該関係市町村長にその旨を通知するよう求めることができる。この場合において、当該都道府県知事は、その求めに応じなければならない。
- 7 関係市町村長は、前項の規定による通知を受けたときは、②**主務省令で定めるところにより**、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、都道府県知事に対し、当該関係市町村の第八十八条第一項に規定する市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ることができる。
- 8 都道府県知事は、前項の意見を勘案し、第二十九条第一項の指定障害福祉サービス事業者の指定を行うに当たって、当該事業の適正な運営を確保するために必要と認める条件を付することができる。

※ 指定一般相談支援事業者の指定を行う場合にもこれらの規定が準用される

① 通知の求めの具体的な内容

- (1)市町村長は通知を求める際は、以下の事項を都道府県知事に伝達するものとする。
 - ・ 通知の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
 - ・ 通知の対象となる区域及び期間
 - ・ その他当該通知を行うために必要な事項
- (2)市町村長は(1)の伝達をしたときは、公報又は広報紙への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により周知するものとする。
- (3)都道府県知事は以下の事項について市町村長に通知を行うものとする。
 - ・ 事業所の名称及び所在地
 - ・ 申請者の名称及び主たる事務所の所在地並びにその代表者の氏名、生年月日、住所及び職名
 - ・ 当該申請に係る事業の開始の予定年月日（更新の場合には更新の予定年月日）
 - ・ 利用者の推定数
（※利用者の推定数が、指定に係る申請書・提出書類の記載事項になっている障害福祉サービス等に限る。）
 - ・ 運営規程（事業の目的及び運営の方針、従業者の職種、員数及び職務の内容、営業日及び営業時間、利用時間並びに通常の事業の実施地域に係る部分に限る。）

② 意見の申出の具体的な内容

市町村長は、指定障害福祉サービス事業者の指定に関し、市町村障害福祉計画との調整を図る見地からの意見を申し出ようとするときは、以下の事項を記載した書類を都道府県知事に提出するものとする。

- (1) 意見の対象となる障害福祉サービスの種類（※指定一般相談支援事業者を対象とする場合はその旨）
- (2) 都道府県知事が指定又はその更新を行うに当たって条件を付することを求める旨及びその理由
- (3) 条件の内容
- (4) その他必要な事項

※児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定についても同様。

意見申出制度の運用フロー

地域のニーズに即したサービス提供体制確保のため、積極的に検討いただきたい



市町村



都道府県

管内市町村に対して、予め通知を求めるかを明示的に照会



事業所

予め通知の求め

予め通知の求め
(通知届出書の提出)

①

通知の求め
をするか照会

②

計画に記載されたニーズに基づき意見の内容を検討
⇒計画の記載内容もよく検討いただきたい

【A県の例】

・県からの「意見通知書」の送付連絡後14日以内に意見申出書を提出。

【B県の例】

・指定（更新）予定日の前々月の15日頃までに、意見申出書を提出

【A県の例】

・事業所より指定申請の事前協議（通常指定の3ヶ月以上前に実施）がなされたら、該当の市町村に意見照会通知書を発出。

【B県の例】

・指定予定日の3ヶ月前の15日頃を目処に、新規については事業計画書及び運営規程の概要を、更新については更新事業所一覧を、対象市町村に発出。

指定手続き

意見申出書の提出

②

意見照会通知書の発出
(意見の有無を確認)

③

①

指定・更新の
手続きを開始

計画に基づく意見であるかなど、意見を勘案の上で必要な条件を付与

条件に反した事業者に対しては勧告及び指定取消しを行うことができる

【A県の例】

・指定通知書発出前に事業者へ事前に付与する予定の条件を伝達

条件を付与した上で
指定・更新

サービスの提供・継続

サービス提供・継続

意見申出制度の活用事例

市町村からの意見申出

根拠となる福祉計画書の記載

都道府県が付した条件

事例 1

特定のサービス利用児に限らず、医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの広く積極的な受け入れに努めること。
(短期入所)

重症心身障がい児及び医療的ケア児とその家族が安心して暮らせるよう、県が実施する医療型短期入所事業所促進事業などの活用も含め、市内事業者と協働して短期入所の充実に図ります。

医療的ケア児や重症心身障害児、行動障害の強い児童などの受け入れを広く積極的に努めること。

事例 2

強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。(共同生活援助)

県が実施する「強度行動障害支援者養成研修」を広く周知し、民間の受け皿が増えるようサービス提供体制の強化に努めます。

強度行動障害者支援者養成研修を積極的に受講し、専門的な対応のできる職員の養成に努めること。

事例 3

就労移行支援や就労継続支援 A 型の利用を適宜促すなど就労に向けたステップアップができるような支援に努めること。
(就労継続支援 B 型)

通所訓練系サービスの利用者の力を最大限に伸ばしていくためには、生活介護から就労継続支援、さらには就労移行支援へとといった、利用者の状態や希望に合わせてステップアップしていく利用を促していきます

障害の程度や就労への移行に合わせてステップアップできるよう支援に努めること。

事例 4

障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。
(児童発達支援)

障がい児相談支援については、事業所の業務負担が大きいことがアンケート調査により明らかになりました。今後、市とサービス等提供事業所で協議を重ねながら、サービスの質・量の充実に努めていきます。

障害児相談支援事業所の市内開設について、今後、市との意見交換に応じること。

事例 5

市の(自立支援)協議会に参加すること。
(各サービス)

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を実現するために、一人ひとりのニーズに応じた適切なサービスが提供できるよう、協議会等において、必要なサービス量等の情報を共有し、受入体制の確保や新規参入を促すとともに、(略)、サービスの提供体制の整備に努めます。
※共同生活援助の場合

市の(自立支援)協議会に参加すること。

通 知 届 出 書

文 書 番 号
令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 〇〇県知事 〇〇 〇〇

(届出者) 〇〇市長 〇〇 〇〇

次のとおり通知の求め及び通知を求める際の伝達内容について届け出ます。

1. 対象となる障害福祉サービス等の種類等

対象となる障害福祉サービスの種類	通知の求め (※1)		対象となる区域 (※2)	対象となる期間 (※3)
	指定	更新		
全サービス				
(全サービス以外の場合は下記の該当するサービスに記載)				
居宅介護				
重度訪問介護				
同行援護				
行動援護				
重度障害者等包括支援				
療養介護				
生活介護				
短期入所				
自立訓練 (機能訓練)				
自立訓練 (生活訓練)				
就労選択支援				
就労移行支援				
就労継続支援 A 型				
就労継続支援 B 型				
就労定着支援				
自立生活援助				
共同生活援助				
地域移行支援				
地域定着支援				
児童発達支援				
放課後等デイサービス				
居宅訪問型児童発達支援				
保育所等訪問支援				

(※1) 通知を求めるサービスに○をしてください。

(※2) 対象事業者が事業所を設置しようとしている障害保健福祉圏域(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 29 年厚生労働省告示第 116 号)第一の一の 5 の規定により市町村及び都道府県が定める区域をいう。)内の区域の全域又は特定の場所を記載してください。

(※3) 期間を設定する必要がない場合は記載不要。

2. その他必要な事項

--

意 見 照 会 通 知 書

文 書 番 号
令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 〇〇市町村長 〇〇 〇〇

(届出者) 〇〇県知事 〇〇 〇〇

指定障害福祉サービス事業者の指定または更新における意見照会について次のとおり通知します。
意見がある場合は、通知の日から〇日以内に「意見申出書」により意見の申出をしてください。

障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類				多 機 能 ・ 共 生 型 実 施 の 有 無				
申 請 者	フリガナ	-----						
	名 称	-----						
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 ー)						
	代表者の職・氏名	職 名		フリガナ	氏 名	-----		
	代表者の住所	(郵便番号 ー)						
	代表者の生年月日	年 月 日						
事 指 定 業 (指 定 業 業 受 け 所 情 と す 報 告)	主たる	フリガナ	-----					
		名 称	-----					
	従たる 注1	事業所(施設)の所在地	(郵便番号 ー)					
		フリガナ	-----					
	注1	名 称	-----					
		事業所(施設)の所在地	(郵便番号 ー)					
	指定(指定の更新)申請をする事業の開始(更新)予定年月日				利用者の推定数注2			
	運 営 規 程	事業の目的および運営の方針						
		従業員の職種、人数および職務の内容						
		営業日および営業時間						
利用対象市町ごとの利用定員								

注1 申請事業所の所在地以外の場所に当該事業所の一部として使用される事務所を有するときに記載します(指定一般相談支援事業に関しては不要です)。なお、従たる事業所が2箇所以上の場合は行を追加してください。

2 「利用者の推定数」は、療養介護、生活介護、短期入所(併設事業所において行うものに限ります。)、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援、自立生活援助または共同生活援助に限ります。

意見申出書

文 書 番 号
令和〇年〇〇月〇〇日

(宛先) 〇〇県知事 〇〇 〇〇

(届出者) 〇〇市長 〇〇 〇〇

指定障害福祉サービス事業者の指定（更新）における意見の申出について次のとおり提出します。

対 象 と な る 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	
条件を付すことを求める理由 (障害福祉計画の該当部分を合わせて記載)	
求める条件の内容	
その他必要な事項	

注 1 意見照会通知書の通知の日から〇日以内に当該意見申出書を提出してください。

2 必要に応じて、条件を付す理由の根拠書類を添付してください。

障害福祉サービス事業所等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について

概要

- **規制改革実施計画（令和6年6月21日閣議決定）において、介護・保育・障害福祉分野の事業者の経営力強化等を目的として、円滑な吸収合併等が実施可能な環境整備を行うとともに、当該事業者の事務に要する負担を軽減するため、事業者が合併、事業譲渡等を行う場合に必要****な手続の簡素化等の措置を講ずることとされた。**
- 当該計画を踏まえ、**障害福祉サービス事業者等の吸収合併等に伴う事務の簡素化について**（令和6年6月21日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課及びこども家庭庁支援局障害児支援課連名事務連絡）**を発出。**

吸収合併等に伴う指定の取扱いについて



- A法人がB法人に吸収合併等され、A法人の事業所をB法人が引き継ぐ場合は、B法人の事業所として**新規に申請・指定を行う必要**がある。
- 吸収合併等の前後で事業所が実質的に継続して運営されると指定権者が認める場合は、**指定申請における手続の簡素化や障害福祉サービス等報酬上の実績の通算など、柔軟な取扱いを行う。**

手続の簡素化

- 次に掲げる**手続の簡素化**を行う。
 - 1) 事業所が指定権者へ行う手続
 - ・ 指定申請時に提出すべき書類については、**吸収合併等前の旧法人が運営する事業所が指定を受けた際に提出している内容から変更があった部分についてのみ届け出ること**で足りるものとする。
 - 2) 事業所と利用者が行う手続
 - ・ **サービス等利用計画の変更を不要**とする
 - ・ 会社法に基づき、旧法人の権利義務を承継する場合は、**障害福祉サービス事業所等の利用契約の再締結を不要**とする
- 吸収合併等が行われるより前の旧法人が運営する事業所の利用者に対するサービスが継続的に提供されるよう、**可能な限り迅速・簡便な対応を行うなど、十分な配慮をお願いする。**

報酬上の取扱い

- 障害福祉サービス等報酬上、**吸収合併等前の旧法人が運営していた事業所の実績を通算**する。
- （例）
- ・ 就労移行支援の基本報酬における就職後6ヶ月以上定着率
 - ・ 福祉専門職員配置等加算における職員の勤続年数
 - ・ 居宅介護の特定事業所加算における重度障害者の受入割合
 - ・ 定員超過利用減算における過去3ヶ月の平均利用人員 等

支給決定基準の作成について

支給決定基準作成に向けた検討のお願い

- 事務処理要領において、「市町村は、勘案事項を踏まえつつ、介護給付費等の支給決定を公平かつ適正に行うためには、あらかじめ支給の要否や支給量の決定についての支給決定基準を定めておくことが適当である」旨をお示ししているところ。
- 公平かつ適正な支給決定のため、**各都道府県におかれては、管内市町村に支給決定基準の作成を働きかけていただくとともに、未作成の市町村におかれては、下記や他市の例を参考に、支給決定基準の作成を検討いただきたい。**
なお、令和6年10月1日時点の各市町村の策定状況は現在集計中だが、今後も、各市町村における支給決定基準の策定状況のフォローアップを行っていく予定。

【支給決定基準の定め方】（事務処理要領P74～参照）

- 支給決定基準は、障害支援区分のほか、介護を行う者の状況（介護者の有無やその程度）、日中活動の状況、他のサービスの利用状況（介護保険サービスの利用の有無等）等の勘案事項を基礎に設定することが想定される。
- なお、置かれている環境（居住の状況等）等、あらかじめ数値化するのが困難事項については、個々に勘案することが適当である。
- また、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意いただきたい。

※ 支給決定事務における留意事項については、障害保健福祉関係主管課長会議（令和6年3月25日）資料5においてもお示ししているため、あわせて参考にしていきたい。

- 障害者総合支援法に基づく自立支援給付費と介護保険法との適用関係（P69～）
画一的な基準（一定の要介護度や障害支援区分以上であること、特定の障害があることなど）のみに基づき判断することは適当でないこと 等
- 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について（P121～）
利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと 等

4 障害福祉関係施設等の整備について

(1) 令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金の予算案について【関連資料1】

ア 障害者の地域移行を支援するためのグループホームの創設など、自治体の整備計画に基づく施設整備を推進するため、令和7年度予算案に50.4億円を計上している。

これにより、障害のある方々が地域で安心し、それぞれの能力を発揮することができるよう、障害者の社会参加支援や地域移行を更に推進するための就労移行支援事業所等の日中活動系事業所やグループホーム等の整備等を進めていくこととしている。

イ 令和7年度予算案は、令和6年度補正予算と一体として編成されており、令和6年度補正予算の「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」にかかる予算等を含めた108.0億円と一体的に執行することとしている。

(2) 令和7年度社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について

ア 令和7年度国庫補助協議について

(ア) 令和7年度予算案に係る国庫補助協議に当たっては、以下の点にご留意頂きたい。

- ① 厚生労働省における令和5年度行政事業レビューによる指摘を踏まえ、国庫補助協議対象施設の選定に当たっては、協議対象施設の妥当性、障害福祉計画との整合、地域ニーズとの関係、事業の緊急性等について、都道府県等が設置する、外部の有識者等の第三者や施設整備担当以外の部局等を加えた審査会等、合議制による審査を経て決定すること。また、これらの内容の確認方法のほか、審査会等の参加者、優先順位の指標等の決定プロセスが確認できる書類を提出すること。
- ② 社会福祉施設等施設整備費補助金で整備した施設が整備後にサービスの全部又は一部を休止している場合や、利用が低調であることの指摘（会計検査院）を受けていることから、協議に当たっては、事業者の継続可能性、施設整備の緊急性や必要性の高い案件に厳選すること。
- ③ 社会福祉法において、社会福祉法人の保有する財産について、将来の建替費用等事業継続に必要な財産（控除対象財産）を控除した上で、社会福祉充実財産（社会福祉充実残額）を明確化することとされている。

社会福祉充実財産がある法人については、社会福祉充実計画を策定の上、計画的に既存事業の充実又は新規事業に活用することとしており、令和5年度における社会福祉充実計画の作成状況の調査では社会福祉充実財産が生じた法人の約4割（44.5%）が社会福祉充実計画内容において「既存施設の建替、施設整備」に活用すると回答している。

このため、各都道府県等におかれては、整備計画に加え、各法人の社会福祉充実計画も踏まえて協議を行うこと。

- ④ 社会福祉施設等施設整備費補助金については、平成 18 年度から公立施設分の整備について一般財源化されている。このため、公立施設を民間に移譲等する際に必要となる施設整備については、地方負担による対応に努めていただくようお願いする。
- ⑤ 障害児関係の施設等については、令和 5 年度からこども家庭庁の所管となったことから、同庁が所管する次世代育成支援対策施設整備交付金により補助されることとなった一方、これまで次世代育成支援対策施設整備交付金の補助対象だった女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設については、引き続き厚生労働省が所管することとなったことから、本補助金により補助することとしていること。なお、女性相談支援センター一時保護所及び女性自立支援施設については、引き続き公立施設も補助対象となること。
- ⑥ 障害者支援施設の改築又は移転改築に当たっては、地域移行・地域生活支援を推進する観点から、重度者への支援の必要性や入所者の意思決定支援を踏まえ、入所定員を見直し（数割以上の削減を検討し）、併せて、その施設機能の有効活用や入所者の継続的な支援の観点から、グループホームの創設やショートステイの整備と一体的に整備するなど、中長期的な視点が求められること。なお、この一体的な整備は同一の整備計画として協議して差し支えないこと。

なお、独立行政法人福祉医療機構では、令和 7 年度から以下の優遇融資を実施する予定なので、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いする。

- ・ 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇
対象施設：入所定員削減を伴う障害者支援施設と、グループホームやショートステイ（注）

融資率：90%

（注）入所定員削減を伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る。

- ⑦ 今後の整備事業については、行政事業レビューにおける KPI について、「入所施設の創設、改築等定員の変更を伴う施設整備において、障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針に整合した都道府県・市町村の障害福祉計画に基づく整備の割合が 100%になることを目指す」と変更した上で、障害者支援施設の在り方に関する議論も踏まえつつ、地域移行をさらに推進することを予定している。

令和 7 年度においては、入所施設の創設・改築等定員の変更を伴う施設整備において、各自治体の障害福祉計画における施設入所者の地域生活への移行に関する成果目標との整合性の審査や、関係書類の提出の厳格化等を予定しているのでご承知おき願いたい。

- （イ）令和 7 年度予算案における協議においても、協議額が予算額を大幅に

上回ることが見込まれる。協議額が予算額を超過した場合には、申請の際に各自治体に付していただく優先順位を踏まえて、予算の範囲内において採択を行うこと。

(ウ) 国庫補助協議のスケジュールについては、以下のとおり予定しているのでご協力願いたい。

(国庫補助協議のスケジュール)

- ・厚生労働本省から地方自治体に対する事前の協議額調査 3月上旬
- ・地方自治体から協議書の地方厚生(支)局への提出 3月中
- ・地方厚生(支)局における都道府県、市ヒアリング 4月中

イ 令和7年度補助基準単価について

令和7年度における社会福祉施設等施設整備費補助金の補助基準単価については、資材費及び労務費の動向等を踏まえ、前年度比4.7%増の改定を行うことを予定しているので、ご承知置き願いたい。

ウ 令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助金の受入について

近年、社会福祉施設等施設整備費補助金の執行について、次のような事案が発生している。

- ・中核市が都道府県へ請求事務を行わなかったため、支払いが不能となったもの
- ・請求を受けた都道府県が期限までに支出決定事務を行わなかったため、支払いが不能となったもの

については、社会福祉施設等施設整備費補助金の予算は、例年厳しい状況であるので、年度末に向けて、年度内に受け入れるべき補助金については、くれぐれも支出決定等の事務に漏れが生じないようお願いする。

なお、過年度支出を行う際は、現年度予算において過年度支出を要する金額以上の不用が見込まれることが必要であるところ、協議額が予算額を大幅に上回る本補助金においては、過年度支出を行うことが難しい状況となっているので、ご承知置き願いたい。

エ 令和6年度社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越事務について

社会福祉施設等施設整備費補助金の繰越しの手続について、繰り越すべき額を自治体の歳入予算として受入れてしまったため、繰越ができなくなった事例が発生している。

例年、厚生労働省会計課から都道府県の国費事務担当者宛に注意喚起の事務連絡を発出しているところではあるが、繰越は、繰り越すべき額が国庫にある状態ではじめて可能な手続きであることから、都道府県におかれては、国費事務担当者とも連携を図りながら、繰り越すべき額を支出しないよう、ご留意願いたい。

(参考)

- ・「令和6年度予算の執行について」

(令和7年2月18日厚生労働省大臣官房会計課予算総括班予算第三係長事務連絡)

オ 令和 7 年度以降の防災・減災、国土強靱化のための 5 カ年加速化対策
(ア) 令和 6 年度補正予算以降に措置される防災・減災、国土強靱化のための 5 カ年加速化対策においても、市町村が国土強靱化地域計画を策定することを補助要件とすることとしている。このため、地域計画未策定の市町村に所在する障害福祉サービス等事業所は引き続き補助対象外となるのでご承知置き願いたい。

(イ) 令和 7 年度までは、防災・減災、国土強靱化のための 5 カ年加速化対策が継続される予定であるが、近年頻発する豪雨等の災害や地震発生による建物の倒壊等で人的被害が生じていることから、耐震化、非常用自家発電設備、ブロック塀改修、水害対策の整備に当たっては、各種フォローアップ調査の結果を踏まえ、早期の実施に向けた取組の強化をお願いしたい。

(ウ) 国土強靱化に係る補助協議については、国土強靱化予算の厳格運用の観点から、その補助対象を厳格化して運用しているところであり、令和 7 年度の協議においてもこの運用を継続することとしているので、協議に当たっては、国土強靱化の対象となる整備か否かについて十分に確認の上で提出いただきたい。

なお、国土強靱化の対策として整備を実施する場合の地方債の取扱いについては、防災・減災・国土強靱化債（充当率 100%、交付税措置率 50%）（※）の対象とされているので、ご承知置き願いたい。

（※）防災・減災、国土強靱化のための 5 カ年加速化対策に基づく補助事業に係る地方負担及び国の直轄事業等に係る負担金の対象。

【国土強靱化整備】

防災・減災・国土強靱化債（充当率 100%、交付税措置率 50%）

【一般整備】

社会福祉施設整備事業債（充当率 80%、交付税措置なし）

また、独立行政法人福祉医療機構においては、社会福祉施設等の防災・減災に係る整備事業について、優遇融資を実施しているため、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いする（詳細は（3）福祉医療機構による融資条件の優遇についてに記載しているので確認されたい）。

(エ) 会計検査院において、本補助金等により整備が行われた施設の抽出調査を行った結果、浸水想定区域内に所在している施設等の一部において、非常用自家発電設備が、浸水が想定される高さよりも低い位置に設置されているにもかかわらず、十分な浸水対策が講じられていないこと等が確認された。ついては、非常用自家発電設備の設置場所は、津波、浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにしていただきたい。

また、設備の耐震性の確保については、会計検査院の令和 3 年度決算

結果報告において、アンカーボルト等による固定がされていないなど耐震性が確保されていない可能性がある事例があるなどの指摘を受けたところである。これを踏まえ、地震時に転倒することなどが無いように適切に設置する必要があることから、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性の確保を確認できる資料を事業主体が整備しておくようご指導願いたい。【関連資料 2】

カ 事業の進捗状況の把握について

近年、整備事業が予定の期間内に終了しない等の理由により、交付決定後に事業を辞退する事例が発生している。協議額が予算額を上回る本補助金において、予算が活用されない事態を避けるためにも、各都道府県市におかれては、協議対象施設の選定に当たり、整備に関する資金計画、工期等について厳格に審査するとともに、交付決定後の事業の進捗状況を適宜確認し、必要に応じて事業主体にご指導いただくようお願いする。

【交付決定後の辞退の主な理由】

- ・法人負担分の資金確保が困難となった
- ・用地の取得が困難となった
- ・入札手続きの不備、入札の不調により工期が遅れた

（３）福祉医療機構による融資条件の優遇について

独立行政法人福祉医療機構による障害福祉関係施設に対する融資条件の優遇措置が引き続き実施される予定であり、管内の社会福祉法人等に対する周知をお願いしたい。なお、詳細な取扱いは、独立行政法人福祉医療機構の福祉医療貸付部に照会いただきたい。

ア（再掲） 障害者支援施設の入所定員削減に資する整備事業に係る融資条件の優遇（令和 7 年度新設）

【対象施設】

入所定員削減を伴う障害者支援施設と、グループホームやショートステイ（注）

【融資率】

90%

（注）入所定員削減を伴う障害者支援施設と一体的に整備することが確認できるものに限る。

イ 障害者自立支援基盤整備事業にかかる融資条件の優遇

障害福祉サービス事業の基盤整備を促進するため、社会福祉施設等施設整備費補助金の交付が行われた事業に対して融資率の優遇を行う。

融資率 85%

ウ スプリンクラー整備にかかる融資条件の優遇

スプリンクラーを整備する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

エ 社会福祉施設等の高台移転にかかる融資条件の優遇措置

津波対策として、自力避難が困難な障害者が入所する社会福祉施設等の高台移転を促進するため、立地上津波による被害の恐れがあると都道府県知事等が認め、かつ、施設の安全上問題のない高台に移転する事業に対して融資率及び貸付利率の優遇を行う。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 無利子

【上記以外の事業】

融資率 通常の融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

耐震化整備、非常用自家発電設備等については、それぞれの項目に記載しているので確認されたい。

（４）障害福祉関係施設等の財産処分について

例年、厚生労働省一般会計補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した障害関係福祉施設等について、厚生労働大臣（又は地方厚生（支）局長）の承認を受けることなく財産処分を行う不適切な事例が見受けられるところである。

財産処分に当たっては「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和 30 年法律第 179 号）による申請手続き等が必要となるため、引き続き、財産処分の計画がある場合には、その検討段階で連絡をお願いしたい。

その上で、財産処分は審査に多大な時間を要することから、処分予定年月日の 2 か月前までには、申請していただくようお願いしたい。

なお、処分予定年月日の 2 か月前までに申請が行えない場合は、申請事業者に対し、処分予定年月日を変更するよう依頼いただきたい。

（参考）

- ・「厚生労働省所管一般会計補助金等に係る財産処分について」（平成 20 年 4 月 17 日社援発 0417001 号厚生労働省社会・援護局長通知）

（５）障害福祉関係施設におけるアスベスト対策について

ア アスベスト使用実態調査について

障害福祉関係施設におけるアスベスト使用実態については、令和 3 年 10

月に公表したとおり一部施設において、「ばく露の恐れがある施設」が確認されているところである。各都道府県等におかれては、入所者及び職員等の安全を確保するため、労働関係部局、建設関係部局、環境関係部局等とも十分連携の上、引き続き障害福祉関係施設におけるアスベスト対策の徹底に万全を期されるようお願いする。

イ アスベストの除去等について

アスベストの除去等に要する費用については、社会福祉施設等施設整備費補助金の補助対象となっており、補助制度を積極的に活用しながら、その早期処理に努めるよう指導をお願いしたい。

（６）障害福祉関係施設の木材利用の促進及びCLTの活用について

障害福祉関係施設における木材の利用の促進及びCLTの活用に当たっては、「社会福祉施設等における木材の利用の促進及びCLTの活用について」（平成28年7月21日雇児発0721第17号、社援発0721第5号、障発0721第2号、老発0721第2号、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）において、木材の持つ柔らかさ、暖かさを取り入れることにより施設入所者や利用者に精神的なゆとりと安らぎを与えるなどの効果も期待できることから、木材の利用やCLTの積極的な活用についてご配慮をいただくとともに、管内市区町村及び社会福祉法人等に対しても、木材の利用やCLTの積極的な活用についての周知にご協力いただくようお願いしているところであり、引き続きご協力をお願いしたい。

（７）医療型短期入所サービスの整備促進について【関連資料３】

障害児者の地域生活を支援するには、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が重要であり、更なる整備が必要である。

特に、医療ニーズの高い重度の障害児者が地域で安心して暮らしていく上で、介護者が病気等になった時や一時的な休息を取るための医療型短期入所の充実を図っていくことは極めて重要である。

令和6年度報酬改定においては、医療型短期入所について、令和3年度報酬改定に続き、基本報酬の引き上げを行ったほか、一部の介護老人保健施設において空床型での実施を検討している動きがあることから、介護老人保健施設が医療型短期入所を指定申請する際に重複する申請書類の省略を可能とし、指定申請における事務負担軽減を行うなど、医療型短期入所の整備促進のための対応を行ったところである。

各自治体におかれては、医療的ケアが必要な障害児者の受入れを支援するため、介護老人保健施設に対して医療型短期入所の実施を積極的に呼びかけていただくなど、サービスの更なる活用と整備促進をお願いする。

- 地方自治体が策定する整備計画が着実に実施されるよう障害者の障害福祉サービス等の基盤整備を図る。

(補助率：国1／2、都道府県・指定都市・中核市1／4、設置者1／4)

主な整備区分：創設…新たに施設を整備すること。

増築…既存施設の現在定員の増員を図るための整備をすること。

改築…既存施設の改築整備（一部改築及び耐震化等整備を含む。）をすること。

大規模修繕等…老朽化した施設の改修や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等整備をすること。

日中活動系サービス等の充実・地域移行の推進

- 障害者の社会参加支援及び地域移行支援を更に推進するため、就労移行支援、就労継続支援事業所等の日中活動系サービス事業所やグループホーム等の整備促進を図る。



生活保護施設等の整備

- 生活保護法、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の規定に基づき、社会福祉法人等が整備する施設（救護施設、授産施設、女性自立支援施設等）等（対象施設（その他を参照））の整備に要する経費の一部を補助することにより施設入所者等の福祉の向上を図る。



耐震化・防災対策の推進

- 障害者が利用する施設の安全・安心を確保するため、「防災、減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、耐震化対策、ブロック塀等対策、水害対策強化対策及び非常用自家発電設備対策を推進する。



1. 補助内容

- 社会福祉法人等が障害福祉サービス等を開始するために施設等を整備する場合、老朽化した施設や入所者等のニーズに合わせた施設の改修等（※1）を行う場合に、その施設整備費等について、補助する。

※1 対象事業：①施設の一部改修、②附帯設備の改造、③冷暖房設備の設置等、④施設の模様替、
⑤環境上の条件等により必要となった施設の一部改修、
⑥消防法及び建築基準法等関係法令の改正により新たにその規定に適合させるために必要となる改修、
⑦介護用リフト等特殊附帯工事、⑧土砂災害等に備えた施設の一部改修等、⑨生産設備近代化整備 等

※2 設置者負担分については、独立行政法人福祉医療機構から低利の融資を受けることができる。

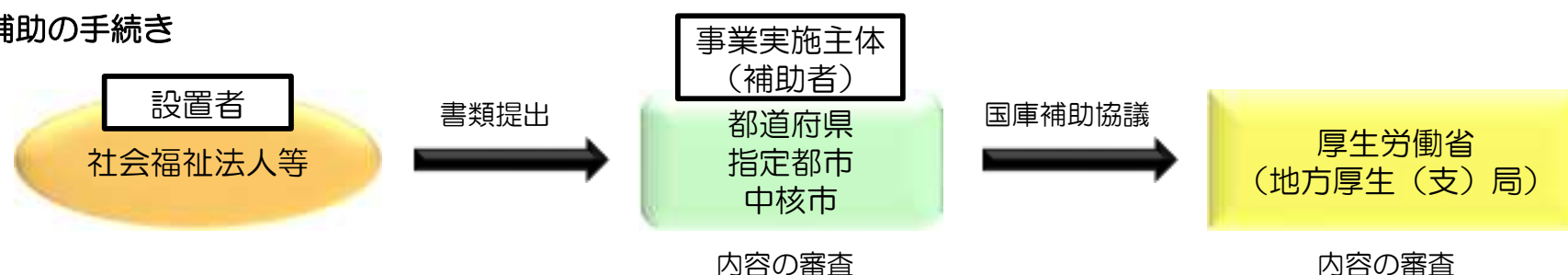
国庫補助を受ける場合

- ・ 社会福祉法人及び医療法人など（※）が障害者総合支援法等に基づく障害福祉施設等を整備しようとする場合、各都道府県、指定都市、中核市及び市町村の障害福祉計画に合致すれば、国庫補助を受けることができる。（土地の買収又は整地に要する費用は対象外）

※ 社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特例民法法人、NPO法人、営利法人等

①負担割合 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 4、設置者 1 / 4

②国庫補助の手続き



ア 施設建設を予定している設置者は、建設予定年度の前年度の早い時期に、建設計画、資金計画及び土地の確保の状況等を明らかにした事業計画書を都道府県等に提出し、内容の審査を受ける。

イ 内容の審査後、都道府県等の施設整備計画に合致していれば、都道府県等において必要な予算措置が行われ、厚生労働省（地方厚生（支）局）に対する国庫補助協議を行う。

ウ 厚生労働省（地方厚生（支）局）においては、都道府県等から事業計画のヒアリングを行い、内容の審査を行う。

エ 社会福祉法人を新たに設立して施設経営を始めようとする場合は、都道府県、指定都市又は中核市（所轄庁）から社会福祉法人の設立認可を受けることが必要である。

2. 例年のおおよその国庫補助協議スケジュール(当初予算分)

- 3月上旬 : 厚生労働省から地方自治体に対する事前の協議額調査
- 3月末 : 国庫補助協議書の提出(地方自治体 → 地方厚生(支)局)
(地方厚生(支)局における地方自治体ヒアリング)
- 4月下旬 : 国庫補助協議書の提出(地方厚生(支)局 → 厚生労働省)
- 6月中旬～下旬 : 厚生労働省から地方自治体へ内示
- ※ 都道府県等においては、国庫補助協議の提出前に、整備事業の審査等を行っているが、個々の都道府県等におけるスケジュール等は把握していない。

参考:対象施設

<障害者総合支援法上のサービス>

- | | | | |
|-----------|-----------------|------------------|---------|
| 日中活動系 : | ・短期入所(ショートステイ) | ・療養介護 | ・生活介護 |
| 居住支援系 : | ・自立生活援助 | ・共同生活援助(グループホーム) | |
| 訓練系・就労系 : | ・自立訓練(機能訓練) | ・自立訓練(生活訓練) | ・就労移行支援 |
| | ・就労継続支援(A型＝雇用型) | ・就労継続支援(B型＝非雇用型) | ・就労定着支援 |
| 施設系 : | ・施設入所支援 | | |
| 相談系 : | ・相談支援事業所 | | |

<その他>

- | | | | | |
|-----------------|-------------|------------------|---------------|---------|
| 保護施設 : | ・救護施設 | ・更生施設 | ・授産施設 | ・宿所提供施設 |
| 女性自立支援施設等 : | ・女性自立支援施設 | ・女性相談支援センター一時保護所 | | |
| 身体障害者社会参加支援施設 : | ・補装具製作施設 | ・盲導犬訓練施設 | ・視聴覚障害者情報提供施設 | |
| その他 : | ・社会事業授産施設 | ・福祉ホーム | ・応急仮設施設 | |
| | ・日常生活支援住居施設 | ・無料低額宿泊所 | | |

※ 平成18年度に一般財源化したため、女性自立支援施設等を除き公立施設は補助対象外。

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の実施状況等(要請)

内閣官房、11府省庁

検査の結果4 各対策として実施した事業に係る効果の状況(報告書P59~64)

①工事の完了状況

各対策のうち、建築物等の施設の新設、耐震化等の工事を伴う内容となっている対策として実施した事業についてみたところ・・・

- ・359事業(33対策)は、事業の内容が測量業務、設計業務等のみとなっていて、工事を実施するものとなっていない
- ・うち336事業は、令和4年6月末現在、工事が施工中又は未着手で完了しておらず、災害発生時に3か年緊急対策として実施した事業の効果が発現しない状況(事業に係る支出済額計69億7648万円) 例：農林水産省「ため池に関する緊急対策」

②整備等を実施した施設や設備の被災状況

推進室は3年4月に「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策による取組事例集」において、3か年緊急対策として事業を実施した後に発生した地震、台風、局地的な豪雨等の際に、事業の効果が発現した事例等を公表

- ・9事業(5対策)は、整備等を実施した施設等が、事業実施後に発生した台風等の際に破損するなどして被災
- ・うち以下の1事業は、単に設計上想定すべき規模を超える台風等が発生したことなどにより被災したのではなく、**設備の設置に当たり台風等に対する検討が不十分**

例：文部科学省「学校施設における空調整備に関する緊急対策」

空調設備の室外機について、安定計算が行われておらず、強風に対する検討も不十分のため、架台と共に屋上に据え置かれただけとなっており、台風接近時に転倒、破損するなどして使用できず



上記のほか、事業の一部で事業の成果物が十分に活用されるよう引き続き取り組む必要がある状況(4対策)、事業の一部で施設及び設備の整備等の効果が災害発生時に確実に発現するよう引き続き取り組む必要がある状況(8対策)あり

所見

推進室は、各府省庁と連携して、3か年緊急対策の各対策として実施した事業について、防災、減災等の効果が十分に発現するよう引き続き取り組んでいくこと (対策の発現状況に関する他の所見については報告書を参照)

10. 社会福祉施設等に整備する非常用設備等の耐震性(処置要求)

厚生労働本省

3億8426万円(背景金額)

施設整備補助金の概要

- 厚生労働省は、事業主体が行う社会福祉施設等への非常用設備等の整備に対し、都道府県等が補助する事業に、施設整備補助金を交付
- 非常用設備等の目的は、地震等の災害による停電・断水時にも、社会福祉施設等の機能を維持し、医療的配慮や日常生活上の支援が必要な入所者等の安全を確保するためのもの



- 厚生労働省は、事業目的に照らし、整備する非常用設備等について耐震性の確保等に係る必要な措置がなされていることを前提に、都道府県等が施設整備補助金を交付するなどとしている
- 厚生労働省が定めた交付要綱等には、施設整備補助金により整備する非常用設備等について耐震性を確保する必要性等は示されていない

検査の結果

- 厚生労働省は、地方厚生(支)局において耐震性が確保されているか確認することとはしておらず、15都道府県及び69市区町は、耐震性が確保されているか確認していなかった



- 上記の都道府県等から施設整備補助金の交付を受けた45事業主体(55事業所)は、請負会社から非常用設備等の整備時に耐震性が確保されていることが分かる資料の提出を受けていなかった



耐震設計指針によれば、設備機器は、原則、アンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎等に固定することなどされているため、上記55事業所の非常用設備等について検証

- 非常用設備等がアンカーボルト等により鉄筋コンクリートの基礎に固定されておらず、耐震設計指針に照らすと、耐震対策が行われていない状態となっていた(7事業所)
- 非常用設備等を固定するアンカーボルトについて、耐震設計指針を用いて耐震設計計算を行ったところ、安全とされる範囲に収まっていなかった(2事業所)
- 非常用設備等がアンカーボルトにより固定されているが、使用されたアンカーボルトの強度が不明であるなどのため、耐震性が確保されているか確認できなかった(46事業所)

⇒ 必要な耐震性が実際に確保されていない場合は、地震の際に有効に機能しないおそれ



要求する処置

- 都道府県等に対して、耐震性を確保する必要があることなどを周知すること
- 地方厚生(支)局において都道府県等が確認した内容を基に審査できるようにすること

サービス名	項目	改定概要
生活介護	常勤看護職員等加配加算の見直し	医療的ケア児の成人期への移行にも対応した体制を整備するため、常勤看護職員等配置加算について、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】定員が11人以上20人以下 28単位／日 × 常勤換算員数 等
	人員配置体制加算の拡充	医療的ケアが必要な者など、重度の障害者に対する体制を整備するため、より手厚く人員を配置した場合の評価の拡充。 【見直し後】定員20人以下、従業者1.5:1以上 321単位／日 等
	喀痰吸引等実施加算【新設】	登録特定行為事業者の認定特定行為業務従事者が、喀痰吸引等を実施した場合の加算を創設 【新設】 30単位／日
	入浴支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等への入浴支援を提供した場合の加算の創設。 【新設】 80単位／日
	基本報酬の見直し （主に重症心身障害児者対応の多機能型事業所）	重症心身障害児者対応の多機能型事業所にも配慮した利用定員規模別の報酬設定を行うため、5人以下、6～10人以下の区分を創設。 【新設】定員5人以下・区分6・所要時間7時間以上8時間未満の場合 1,672単位／日 等
障害者支援施設	夜間看護体制加算の見直し	入所者への医療的ケアの対応状況を踏まえ、看護職員の配置人数に応じた評価に見直し。 【見直し後】60単位／日+35単位／日 × 1を超えて配置した人数
	通院支援加算【新設】	医療的ケアが必要な者等が医療機関に通院する頻度が高くなっているため、通院に係る支援を実施した場合の加算を創設。 【新設】 17単位／日
短期入所	福祉型強化短期入所の種類の追加【新設】	医療的ケア児者の入浴支援等、日中のみの支援ニーズに応えるサービス類型を創設。 【新設】福祉型強化特定短期入所サービス費（Ⅱ）（障害児向け） 区分3 977単位／日 等
	医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象の拡充	福祉型短期入所サービスについて、医療的ケア児者を受け入れて対応している場合や、区分5・6以上を多く受け入れている場合に、医療的ケア対応支援加算及び重度障害児・障害者対応支援加算の対象とするよう見直し。 医療的ケア対応支援加算 120単位／日、重度障害児・障害者対応支援加算 30単位／日
	医療型短期入所受入前支援加算【新設】	医療型短期入所サービスの利用を希望する医療的ケア児者に対して、利用する前から、事前に自宅へ訪問し、医療的ケアの手技等を確認した上で、新たに受け入れた場合の加算を創設。 【新設】 1,000単位／日（1回を限度）
	緊急短期入所受入加算の単位数の見直し	短期入所における緊急時の受け入れについて、緊急時の受入体制構築を適切に評価する観点から緊急短期入所受入加算による評価を見直し。 【見直し後】福祉型 270単位／日、医療型 500単位／日
	指定申請書類の簡略化	医療型短期入所サービスの指定申請において、介護老人保健施設の指定申請で提出している書類と同様の内容の書類がある場合、省略可能とするよう見直し。

5 障害福祉サービス事業の適切な運営について

(1) 障害者自立支援給付費負担金等の適正な執行について

ア 障害者自立支援給付費国庫負担金の再確定について

障害者自立支援給付費負担金については、令和4年度以前（H30～R4）の交付額について、令和6年度において再確定を行っている。（791件、返還額826百万円・追加交付額1,878百万円）

これは、会計検査院による検査や市区町村における自主監査等によって、国庫負担金が過大、または過小に交付されていることが判明したものであり、その要因は、事業所の不正請求や負担金の算定について事業所や自治体での事務処理誤り等である。その結果、関係者各々の事務負担も増加しているものである。

こうした点も踏まえ、事業所の不正や算定誤りによる過大請求を未然に防止することは重要であることから、各都道府県におかれては、負担金の算定方法や誤りやすい事例などについて、市区町村を集めた研修会や勉強会の開催等を通じて、十分な理解を促していただくとともに、審査・確認の際には二重のチェックを行うなど、市区町村に対する適切な助言・指導に努めていただきたい。また、上記の研修会の開催等については、障害福祉サービス事業所等サポート事業も活用可能であるため、積極的に活用いただきたい。【関連資料1】

【会計検査院による主な指摘事項】

- ・ 訓練等給付費の算定に当たり、定員超過減算を適用して算定すべきところ、誤って適正に集計した金額とは異なる金額を用いて実績報告を提出していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 訓練等給付費の算定に当たり、サービス管理責任者欠如減算、就労移行支援計画未作成減算を適用して算定すべきところ、誤って適正に集計した金額とは異なる金額を用いて実績報告を提出していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。
- ・ 訓練等給付費の算定に当たり、目標工賃達成指導員配置加算の要件を満たしていなかったにもかかわらず、誤って、適正に集計した金額とは異なる金額を用いて実績報告を提出していたことにより、国庫負担金が過大に交付されていた。

イ 事業者からの自立支援給付費に係る返還に伴う障害者自立支援給付費国庫負担金の取扱いについて

障害者自立支援給付費国庫負担金の交付額の算定に当たっては、要返還額を実支出額から控除して国庫負担対象事業費を算定する必要があること、並びに事業者からの返還の有無にかかわらず要返還額の全額を実支出額から控除して国庫負担対象事業費を算定する必要がある。

しかしながら、会計検査院において、都道府県等が実施した指導監査等を踏まえ、事業者に過大に支払われていた自立支援給付費があることが判明した場合における、障害者自立支援給付費国庫負担金の事業実績報告書の取扱いについて検査した結果、これらの取扱いに不備があり、本来控除すべき要返還額の全額を実支出額から控除していなかった事例が確認された。

については、「障害者自立支援給付費国庫負担金の再確定について」

（令和6年9月6日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課福祉財政係事務連絡）等において、市町村に対し、適切な負担金の交付額の算定について、改めて周知するとともに、事業者からの自立支援給付費の返還に伴う負担金の取扱いに係る具体的な手続き等について周知しているため、手続きにあたって遺漏なきようお願いする。

（２）障害福祉サービス等情報公表制度について【関連資料２】

障害福祉サービス等情報公表制度については、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスの選択に資すること等を目的として、毎年、障害福祉サービス等事業者の情報の公表にご協力いただいている。令和6年度報酬改定において、利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を導入したところである。

各都道府県等におかれては、管内の状況を把握し、より一層管内事業者に対して、情報公表制度の趣旨を周知し報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

また、令和6年度より、省令を改正し、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとしているので、ご了知の上、適切な対応をお願いする。

なお、情報公表情報については、年度ごとの情報更新をお願いしているところであるが、現時点において、過去に登録された情報が更新されていない事業所や、公表に向けた作業が滞っている事業所情報があるため、繰り返しになるが、都道府県等においては、より一層管内事業者に対して、情報公表制度の趣旨を周知し、報告を促すとともに、報告された情報を速やかに審査し、公表していただくようお願いする。

特に、事業所等の財務状況については、直近の事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）も公表情報に含まれるものであるため、未公表の事業所への指導、速やかな公表をお願いする。

また、令和7年度より、令和6年度報酬改定に伴い、報告項目について

一部変更を行うとともに、介護分野と同様に、情報公表制度の拡充を行い、「一人当たり賃金」を任意での公表情報に追加する予定であり、ご承知おきいただきたい。

（３）経営情報データベースの整備について【関連資料３】

障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進し、2040 年を見据えた人口動態等の変化、生産年齢人口の減少と障害福祉の現場における人材不足の状況、新興感染症等による障害福祉サービス等事業者への経営影響を踏まえた支援、制度の持続可能性などに的確に対応するとともに、経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3 年に 1 度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することは重要である。

また、以下のような課題も指摘されている。

- ・ 情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとに P D F で掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。
- ・ 障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要があり、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図る必要がある。

このため、障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、令和 7 年度より、下記のとおり、経営情報データベースの整備を進めることとしているので、ご承知おきいただきたい。なお、本内容については、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成 18 年厚生労働省令第 19 号）及び児童福祉法施行規則（昭和 23 年厚生省令第 11 号）において必要な規定の整備を行い、令和 7 年 3 月下旬に改正省令を公布予定である。

（経営情報データベース）

- ・ 報告対象：原則全ての障害福祉サービス事業者等（現行の情報公表制度と同様）
- ・ 報告項目：事業所・施設の収益及び費用の内容や職員の職種別人員数、その他必要な項目等
- ・ 報告方法：情報公表システム上の経営情報データベースを活用して、毎会計年度終了後 3 月以内に報告（令和 7 年度については年度末までの報告で可）
- ・ 公表方法：収集情報については、介護分野と同様に、グルーピングした分析結果を都道府県知事・厚生労働大臣において公表（集計・公表にあたっては、情報公表システム上の経営情報データベースを活用できるように検討中）

詳細については、今後随時、通知等でお知らせしていくので、よくご確認いただき、事業所等に対する丁寧な周知と適切な対応をお願いしたい。また、今後説明会等も実施する予定であり、円滑な施行に向けて、ご協力いただきたい。

（４）ＢＣＰの策定について【関連資料４】

業務継続計画（ＢＣＰ）については、令和６年度より策定を義務化し、さらに、令和６年度報酬改定において、感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する「業務継続計画未策定減算」を創設したところである。

当該減算措置の経過措置期間が令和６年度末で終了するため、各都道府県等におかれては、より一層管内事業者に対して業務継続計画作成の趣旨を周知し、厚生労働省において提示しているガイドラインやひな形も活用いただき、計画の作成を促していただくようお願いします。

また、業務継続計画に実効性を持たせるためには、危機発生時においても迅速に行動ができるよう関係者に周知し、平時から研修、訓練（シミュレーション）を行い、最新の知見等を踏まえ、定期的に見直すことが重要となるので、業務継続計画の策定状況と併せて、一連の取組状況について、確認、指導をお願いしたい。

＜厚生労働省 HP（障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続ガイドライン等）＞

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_17517.html

業務継続計画や情報公表未報告事業所に対しても予算事業を活用し、研修会を開催するなど事業所に対するきめ細かい支援をお願いしたい。

＜参考（活用できる補助事業）＞

・ 「障害福祉サービス事業所等サポート事業」（Ｒ６補正予算）

※ いずれも、都道府県事業（政令市、中核市も実施可）

（５）利益供与等の禁止について

指定障害福祉サービス事業者等の紹介・選択が公正中立に行われるよう、指定障害福祉サービス事業者等の指定基準において、利益供与等の禁止について規定している。これは、障害福祉サービスは、障害者自らサービスの内容や質に基づき選択し、利用すべきものであり、こうした障害者の意思決定を歪めるような誘因行為については禁止しているものである。

（利益供与等の禁止）

第三十八条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に
対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの
対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

２ 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う

者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を受してはならない。

(※) 他サービスについても、当該規定を準用

当該規定の「他の障害福祉サービスの事業を行う者等」は、障害福祉サービス事業者以外の者を含むものであり、例えば、指定障害福祉サービス事業者が、当該サービスの利用希望者を紹介した者（障害福祉サービス事業者以外の者）に対し、その対償として、金品等の利益の供与を行うことは、当該規定に違反するものであることから、ご留意いただきたい。

施策名：障害福祉人材確保・職場環境改善等に向けた総合対策（障害福祉サービス事業所等サポート事業）

① 施策の目的

処遇改善加算の取得促進を行う等、障害福祉分野における人材の確保を推進する。

② 対策の柱との関係

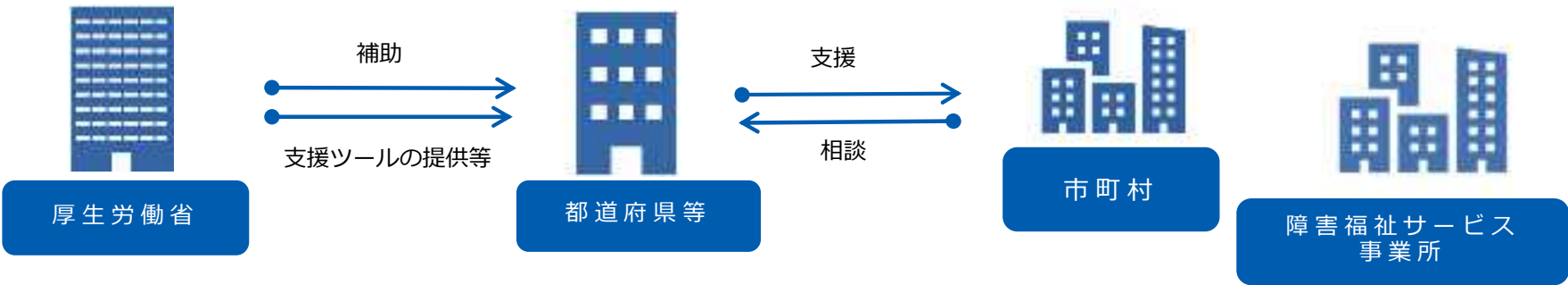
I	II	III
○		

③ 施策の概要

障害福祉サービス等事業所の事務体制等のサポート等を行うため、処遇改善加算の取得促進のための事業所への助言や、障害福祉分野のしごとの魅力発信等の人材確保対策を行う場合に必要な事務費等を補助し、都道府県等における障害福祉サービス等事業所や市町村に対する支援体制の確保を図る。

④ 施策のスキーム図、実施要件（対象、補助率等）等

実施主体：都道府県、指定都市、中核市
補助率：10/10



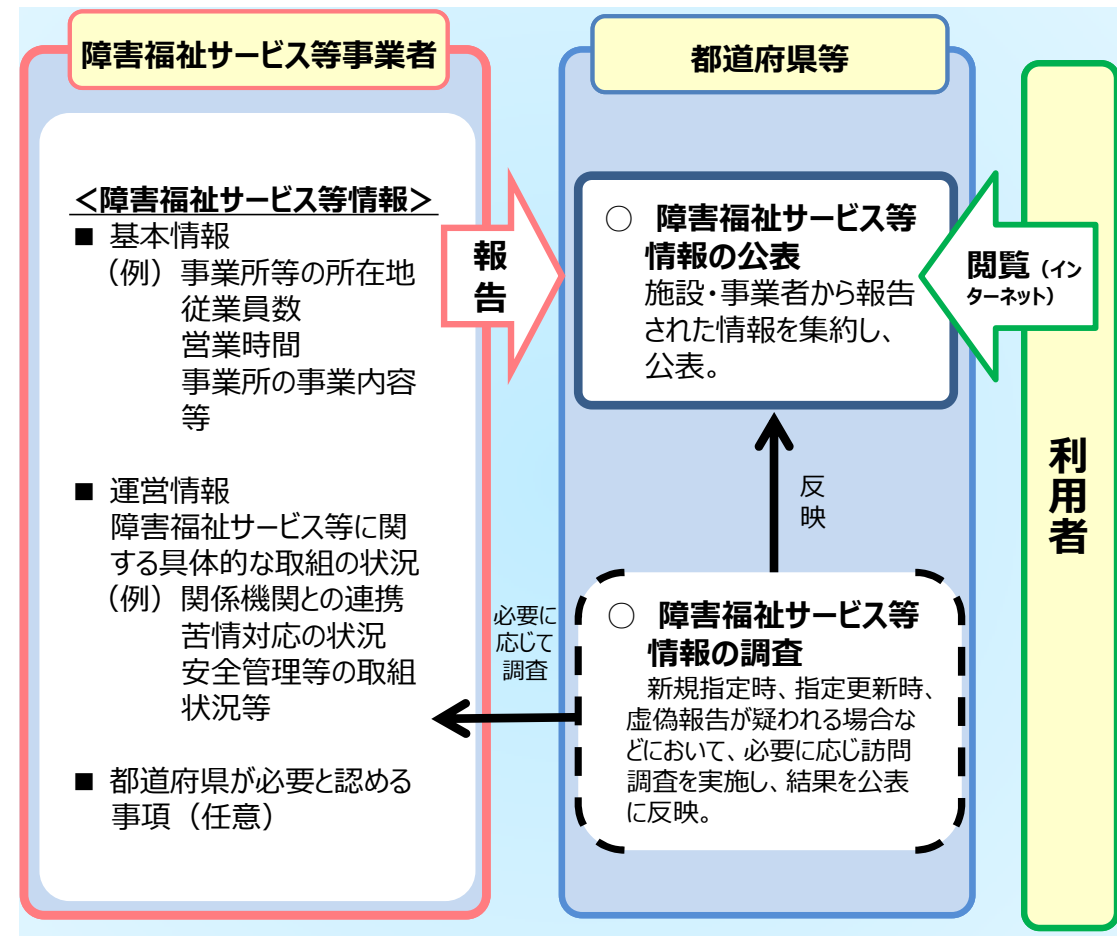
⑤ 施策の対象・成果イメージ（経済効果、雇用の下支え・創出効果、波及プロセスを含む）

都道府県等レベルで総合的に支援する体制を整備することにより、事業所の事務負担の軽減、報酬算定の適正化、ノウハウの蓄積等に寄与する。

趣旨・目的

- 障害福祉サービス等を提供する事業所数が大幅に増加する中、利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できるようにするとともに、事業者によるサービスの質の向上が重要な課題となっている。
- このため、平成28年5月に成立した障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律において、利用者による個々のニーズに応じた良質なサービスの選択に資すること等を目的として、①事業者に対して障害福祉サービスの内容等を都道府県知事へ報告することを求めるとともに、②都道府県知事が報告された内容を公表する仕組みを創設した。（平成30年4月施行）。

【制度概要】



【HP画面】



情報公表未報告の事業所への対応

概要

【全サービス】

- 利用者への情報公表、災害発生時の迅速な情報共有、財務状況の見える化の推進を図る観点から、障害福祉サービス等情報公表システム上、未報告となっている事業所に対する「情報公表未報告減算」を創設する。
- また、施行規則において、都道府県知事は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があった際に、情報公表に係る報告がされていることを確認することとする。

減算単位

情報公表未報告減算【新設】

- ・ 100分の10に相当する単位数を減算

（療養介護、施設入所支援（施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む）、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設）

- ・ 100分の5に相当する単位数を減算

（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援（障害者支援施設が行う各サービスを除く））

算定要件

- 障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていない場合に、所定単位数を減算する。

都道府県等による確認

- 都道府県知事（指定都市又は中核市にあっては、当該指定都市又は中核市の市長）は、指定障害福祉サービス事業者等の指定の更新に係る申請があったときは、当該申請に係る事業者から障害者総合支援法第76条の3の規定に基づく情報公表に係る報告がされていることを確認するものとする。

障害福祉サービス等情報公表制度における公表の推進について

障害福祉サービス等情報公表制度における公表状況等

1. 平成30年4月1日改正総合支援法等施行
2. 平成30年9月28日、独立行政法人福祉医療機構が運営する「WAM NET」上に「障害福祉サービス等情報検索サイト」を開設し、公表開始
3. 令和7年2月7日現在：掲載事業所数193,624件
参考：令和6年9月において、国保連を通じて報酬請求があった指定事業所数159,275件
4. 障害福祉サービス等情報公表サイト ヒット数
 - ・ 令和4年度：125,373,917件
 - ・ 令和5年度：141,661,555件
 - ・ 令和6年度：137,760,595件（令和7年1月末現在）

令和6年度における更新状況及び公表の推進について

- 令和6年度における事業所等情報の更新率（※）は全体で81.7%である。（令和7年2月7日現在）
※ 更新率には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。
- 利用者に最新の情報提供を行えるよう、引き続き最新情報への更新についてご協力をお願いします。
- また、災害発生時における被災状況の報告システムである「障害者支援施設等災害時情報共有システム」については、本システムにおける公表施設の情報が連携されており、各都道府県等においては、未公表事業所に関する情報公表の促進についてご協力をお願いするとともに、最新の施設情報の掲載についてご協力をお願いします。
- 利用者の視点に立った良質なサービス選択に資する情報を提供するため、各都道府県等において掲載情報の充実について引き続きシステムを活用した積極的な情報登録をいただくよう周知をお願いします。

【参考】障害福祉サービス等情報更新状況について（令和7年2月7日現在）

都道府県	更新率	都道府県	更新率
北海道	69.8%	滋賀県	83.5%
青森県	98.6%	京都府	63.8%
岩手県	87.6%	大阪府	79.4%
宮城県	81.6%	兵庫県	73.5%
秋田県	79.1%	奈良県	67.9%
山形県	89.7%	和歌山県	99.2%
福島県	98.1%	鳥取県	84.0%
茨城県	77.4%	島根県	97.6%
栃木県	84.8%	岡山県	85.6%
群馬県	77.1%	広島県	96.6%
埼玉県	71.2%	山口県	92.4%
千葉県	78.2%	徳島県	84.5%
東京都	75.9%	香川県	77.6%
神奈川県	88.8%	愛媛県	96.7%
新潟県	99.3%	高知県	93.7%
富山県	92.0%	福岡県	98.5%
石川県	94.8%	佐賀県	91.5%
福井県	88.0%	長崎県	88.9%
山梨県	76.9%	熊本県	99.4%
長野県	94.1%	大分県	81.2%
岐阜県	91.8%	宮崎県	69.1%
静岡県	88.3%	鹿児島県	70.9%
愛知県	87.5%	沖縄県	76.9%
三重県	79.7%		

政令市	更新率
札幌市	71.6%
仙台市	90.8%
さいたま市	77.3%
千葉市	81.3%
横浜市	79.9%
川崎市	75.2%
相模原市	80.0%
新潟市	86.8%
静岡市	80.8%
浜松市	91.6%
名古屋市	80.3%
京都市	82.1%
大阪市	79.9%
堺市	61.4%
神戸市	77.0%
岡山市	86.9%
広島市	77.9%
北九州市	79.4%
福岡市	95.8%
熊本市	74.5%

中核市	更新率	中核市	更新率	中核市	更新率
函館市	51.5%	甲府市	81.5%	倉敷市	92.4%
旭川市	99.7%	長野市	87.8%	呉市	97.7%
青森市	87.7%	松本市	94.9%	福山市	97.7%
八戸市	83.9%	岐阜市	85.7%	下関市	96.6%
盛岡市	100.0%	豊橋市	92.6%	高松市	74.3%
秋田市	94.5%	岡崎市	76.6%	松山市	91.8%
山形市	92.4%	一宮市	87.9%	高知市	91.9%
福島市	94.8%	豊田市	80.0%	久留米市	76.8%
郡山市	91.8%	大津市	89.6%	長崎市	71.9%
いわき市	86.6%	豊中市	73.8%	佐世保市	83.4%
水戸市	63.8%	吹田市	92.6%	大分市	84.2%
宇都宮市	96.3%	高槻市	93.3%	宮崎市	79.6%
前橋市	84.4%	枚方市	75.2%	鹿児島市	87.2%
高崎市	92.5%	八尾市	79.7%	那覇市	94.6%
川越市	83.8%	寝屋川市	72.1%		
川口市	77.5%	東大阪市	93.0%		
越谷市	75.9%	姫路市	78.0%		
船橋市	84.3%	尼崎市	68.5%		
柏市	93.2%	明石市	83.4%		
八王子市	79.6%	西宮市	82.1%		
横須賀市	80.6%	奈良市	60.3%		
富山市	85.7%	和歌山市	77.2%		
金沢市	83.7%	鳥取市	93.8%		
福井市	90.0%	松江市	100.0%		

一般市	更新率
栃木市	88.0%
我孫子市	94.6%
大府市	86.2%

特別区	更新率
港区	47.1%
品川区	61.0%
世田谷区	72.7%
中野区	80.0%
豊島区	72.2%
荒川区	62.5%
板橋区	56.1%
葛飾区	55.4%
江戸川区	75.5%

【変更がない場合も報告を！】

情報公表制度において求める毎年度の情報更新については、既に公表されている情報に変更がない場合でも、「変更がない」旨の報告が必要となります。

各事業者の届出機能において、ボタン操作一つで届出が完了する「一括更新」の機能を提供しておりますので、当該機能を活用した届出について周知いただき、最新情報の公表に努めていただきますようお願いします。

※ 更新率の計算には今年度の新規事業所等の掲載状況を含む。

障害福祉サービス等情報公表システムの周知について (各自治体ホームページへのリンクバナー設置のお願い)

各自治体ホームページへのリンクのお願い

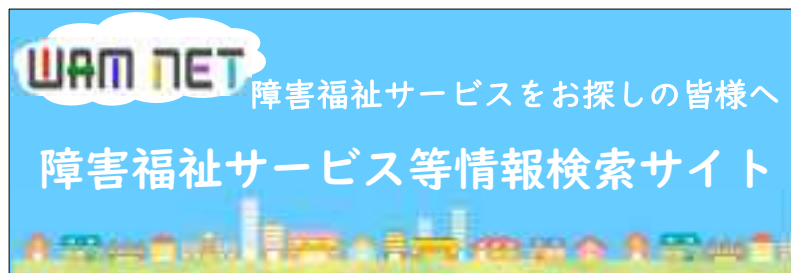
利用者が個々のニーズに応じて良質なサービスを選択できる検索ツールとして、これまでも各自治体ホームページへのリンクをお願いしたところですが、**リンク未設定の自治体におかれましては、システムの運用管理を行う（独）福祉医療機構を通じてバナーの提供を行っているので、各自治体のホームページや障害福祉サービスに関するページへのリンク設定についてご協力をお願いします。**

掲出バナーの貼付を希望する自治体におかれては、以下のURLよりダウンロードをお願いします。

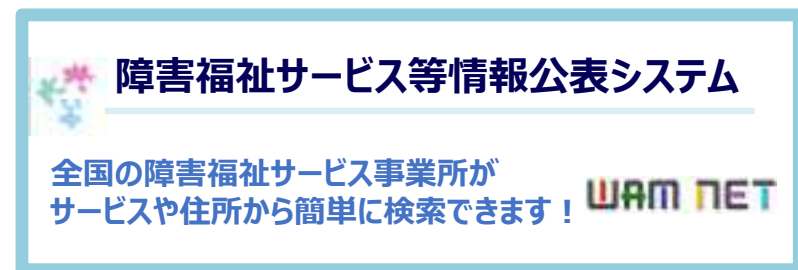
<ダウンロードURL>

https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/sfkouhyoout_banner/

<パターン1>



<パターン2>



1 事業の目的

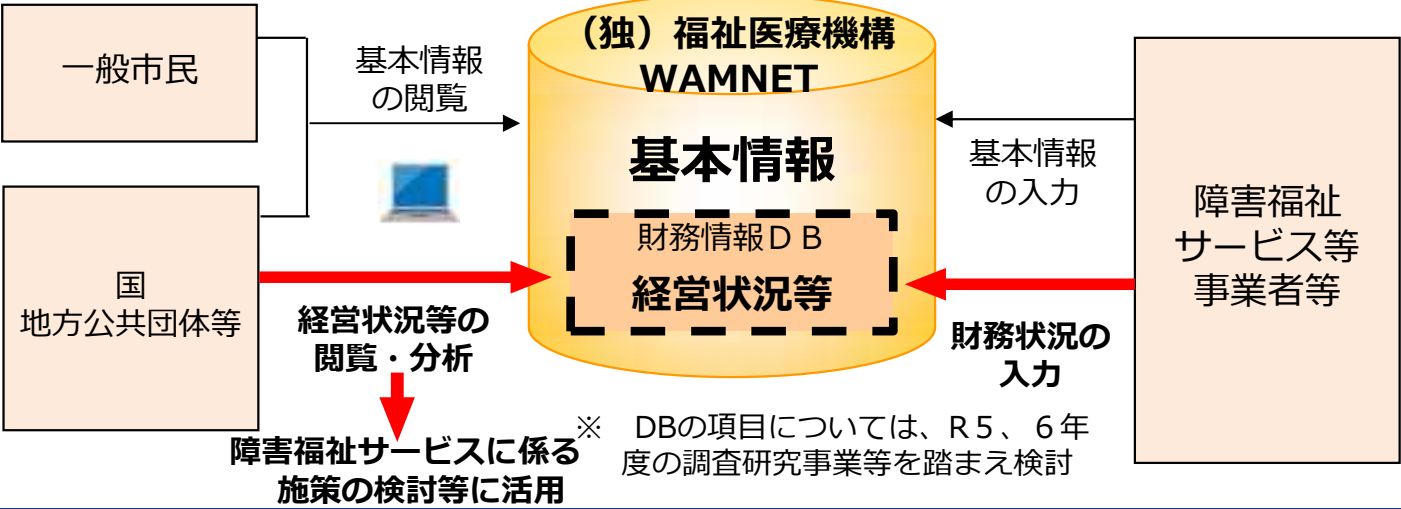
令和7年度当初予算案 2.3億円
令和6年度補正予算 2.6億円（障害者支援施設等の災害時情報共有システムの改修等の内数）

- 障害福祉サービス等事業者は、法令上、財務状況の公表が義務化されているにも関わらず、障害福祉サービス等情報公表制度における財務状況の公表率は、全事業所等の4割程度にとどまっており、また、情報公表システム上では、財務諸表等は事業所ごとにPDFで掲載されており、横串を刺して比較・分析できるような仕組みになっていない。また、障害福祉サービスは、サービス提供に係る費用の大部分が公費によって賄われていることから、経営の透明性を確保する必要があり、財務状況のデータベースを整備することにより、費用の使途の透明性向上を図るもの。

2 事業の概要・スキーム

障害福祉サービス等事業者から詳細な財務状況の提供を求め、（独）福祉医療機構（WAM）において、当該経営情報を公表するために必要な経費を措置するものである。

（※）令和6年度補正予算においては、経営情報の見える化の円滑な施行に向けた入力支援等にかかる経費を措置



3 DB化のメリット

- データを横串で分析可能となり、経年比較の分析も可能となる。
- 統計調査で実施している経営状況等調査との比較も可能となり、より精緻に経営状況の分析が可能となる（ひいては報酬改定の基礎データともなり得る）
- 今後、従事者の平均賃金等の情報も追加可能となれば、職員の処遇改善につなげることも可能となり、障害福祉職員の人材確保にもつなげることが可能。

4 交付先（実施主体）等

交付先：独立行政法人福祉医療機構
補助率：定額

障害サービス等事業者の経営情報の見える化への対応

- 障害福祉サービス等について、国民による現状・実態の理解を促進するとともに、必要なサービスの利用機会が確保されるよう、事業者の経営状況の実態を踏まえた政策の検討や、物価上昇・災害・新興感染症等に当たり経営影響を踏まえた支援策の検討等を行う上で、3年に1度の経営実態調査を補完し、経営情報を収集・把握することは重要。
- 障害福祉サービス等事業者における経営情報の見える化の対応について、介護分野での取組状況も踏まえつつ、令和7年度より、以下のように対応。

介護分野の対応

1. 経営情報データベースの整備

- 介護サービス事業者の経営情報の収集及びデータベースの整備をし、収集した情報を国民に分かりやすくなるよう属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表する制度を創設

2. 情報公表制度の拡充

<財務状況の公表>

- 障害福祉分野の取組等を踏まえ、介護サービス情報公表制度において、公表事項として、事業所等の財務状況を追加
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）・資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）・貸借対照表（バランスシート）の報告を求める

<一人当たり賃金の公表>

- 介護サービス情報公表制度において、任意での公表情報として、「一人当たり賃金」を追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

障害福祉分野の対応

- 現行の障害福祉サービス等情報公表システムの仕組みを活用しつつ、経営情報データベースを整備
- 介護分野の仕組みと同様、収集情報についてグルーピングした分析結果を公表

<財務状況の公表>

- 障害福祉分野においては、情報公表制度創設時から対応済み
(※) 省令上、報告事項として「事業所等の財務状況」を規定した上で、通知上、事業活動計算書（損益計算書）、資金収支計算書（キャッシュフロー計算書）、貸借対照表（バランスシート）の報告を求めている

<一人当たり賃金の公表>

- 介護分野と同様、障害福祉サービス等情報公表制度において、「一人当たり賃金」を任意での公表情報に追加
(※) 省令上、「公表を行うよう配慮する」情報として明確化

障害福祉サービス事業者等の経営情報データベースの整備

障害福祉サービス事業者等の経営情報の報告及び公表について、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）及び児童福祉法施行規則（昭和23年厚生省令第11号）における必要な規定の整備を行う。

報告対象となる障害福祉サービス事業者等

- 原則、全ての障害福祉サービス事業者等が報告対象
- ただし、災害その他都道府県知事に対し報告を行うことができないことにつき正当な理由があるものについては、報告対象から除外（※現行の障害福祉サービス等情報公表制度と同様）

障害福祉サービス事業者等に報告を求める項目

- 1) 事業所・施設の名称、所在地その他の基本情報
- 2) 事業所・施設の収益及び費用の内容
- 3) 事業所・施設の職員の職種別人員数その他の人員に関する事項
- 4) その他必要な事項

（上記の他、任意項目として「職種別の給与（給料・賞与）及びその人数」を求める（通知事項）

障害福祉サービス事業者等から都道府県知事への報告方法

- 報告期限
毎会計年度終了後 3 月以内
※初回に限り、令和 7 年度内に提出で可
- 報告手段
都道府県知事の定めるところ
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して報告）
※システムへの入力負担軽減の観点から、令和6年度調査研究事業において、事業者が使用する各種会計基準から、経営情報データベースへの入力用にデータ変換を行うツールを作成

都道府県知事の公表方法

- 報告内容について、当該情報を調査及び分析した内容（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表が可能）

厚生労働大臣による公表

- 経営情報データベースの開発・整備
（（独）福祉医療機構の運営するWAMNET上に構築）
- 全国の情報（グルーピングした分析結果）を公表
（情報公表システム上の経営情報データベースを活用して集計・公表）

障害福祉サービス等情報公表制度における公表事項（任意）の追加

- 介護サービス情報公表制度において、令和6年度より、一人当たり賃金が任意での公表情報に追加されたことを踏まえ、障害福祉サービス等情報公表制度においても、一人当たり賃金の公表について、任意での公表情報に追加する（公表内容は通知で規定）。
 - この点、法令上、都道府県知事が、情報の提供を希望する障害福祉サービス事業者等から提供を受けた情報について「公表を行うよう配慮する」情報として明確化する（省令改正）。
- ※1 公表にあたっては、事業所や施設の特性に応じ、設置主体や職種、勤続年数等がわかるような形での公表を可能とすることとする。（通知事項）
- ※2 原則として、事業所又は施設単位とする。ただし、障害福祉サービス事業者等の希望に応じ、法人単位での公表を可能とする。その場合、含まれている障害福祉サービス等事業所又は施設を明記することを合わせて求めることとする。

【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則の改正（案）】

（法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報）

第六十五条の九の十 法第七十六条の三第八項に規定する主務省令で定める情報は、情報公表対象サービス等の質及び労働時間、賃金その他の情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）として都道府県知事が定めるものとする。

※児童福祉法施行規則も同様の改正を行う

<参考>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（抄）

第七十六条の三 （略）

2～7 （略）

8 都道府県知事は、情報公表対象サービス等を利用し、又は利用しようとする障害者等が適切かつ円滑に当該情報公表対象サービス等を利用する機会の確保に資するため、情報公表対象サービス等の質及び情報公表対象サービス等に従事する従業者に関する情報（情報公表対象サービス等情報に該当するものを除く。）であって主務省令で定めるものの提供を希望する対象事業者から提供を受けた当該情報について、公表を行うよう配慮するものとする。

概要

【全サービス】

- 感染症や災害が発生した場合であっても、必要な障害福祉サービス等を継続的に提供できる体制を構築するため、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症又は非常災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。その際、一定程度の取組を行っている事業所に対し経過措置を設けることとする。

減算単位

業務継続計画未策定減算【新設】

- ・ 100分の3に相当する単位数を減算
(療養介護、施設入所支援(施設入所支援のほか、障害者支援施設が行う各サービスを含む)、共同生活援助、宿泊型自立訓練、障害児入所施設)
- ・ 100分の1に相当する単位数を減算
(居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、短期入所、生活介護、自立生活援助、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援、計画相談支援、地域移行支援、地域定着支援、障害児相談支援、児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援(障害者支援施設が行う各サービスを除く))

算定要件

- 以下の基準に適用していない場合、所定単位数を減算する。
 - ・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定すること
 - ・ 当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること
- ※ 令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
ただし、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障害者等包括支援、自立生活援助、就労定着支援、居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援、計画相談支援、障害児相談支援、地域移行支援、地域定着支援については、「非常災害に関する具体的計画」の策定が求められていないこと等を踏まえ、令和7年3月31日までの間、減算を適用しない。
- ※ 就労選択支援については、令和9年3月31日までの間、減算を適用しない経過措置を設ける。

6. 災害対応について

(1) 耐震化等の防災・減災対策等について

ア 障害福祉関係施設の耐震化について

(ア) 施設の耐震化状況について

障害福祉関係施設の耐震化状況については、令和4年8月に公表した「社会福祉施設等の耐震化状況調査」の結果（厚生労働省HP：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/shakai-fukushi-shisetsu/index.html 参照）では、令和2年3月時点の耐震化率は86.2%（4.6万棟／5.3万棟）であり、未だ耐震化されていない施設が見受けられるところである。

障害福祉関係施設については、自力避難が困難な方が多く利用されており、利用者の安全を確保する観点から、できる限り早期に全ての施設の耐震化を完了する必要がある。

こうした中、緊急対策において、社会福祉施設等の耐震化を着実に推進していくことを明記するなど、厚生労働省としても、今後、想定される南海トラフ地震や首都直下地震等に備え、引き続き、未耐震施設の耐震化整備を早急に進めていくことが喫緊の課題であるため、令和6年度補正予算に係る国土強靱化分の協議については、該当するものについて全て採択したところである。

(イ) 施設の耐震化に関する課題の把握について

令和5年1月30日付事務連絡「社会福祉施設等の耐震化に関するフォローアップ調査について（依頼）」により、耐震化の状況について確認調査をお願いしたところであるが、各都道府県等におかれては、当該調査の結果を踏まえ、未耐震施設の把握（対象施設の種別や場所のみならず、耐震化計画の有無や内容、それぞれが抱えている耐震化に向けた課題など）に努めていただくとともに、当該施設に対しては、積極的に補助制度や融資制度（※）の情報提供・助言を行うなど、計画的に耐震化整備を進めていただきたい。

※ 耐震化整備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、社会福祉施設等の耐震化整備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）

【上記以外の事業】

融資率 通常 of 融資率と同様

貸付利率 基準金利同率

イ 障害福祉関係施設の非常用自家発電設備整備・給水設備等の整備について

(ア) 非常用自家発電設備等の整備の推進について

障害福祉関係施設については、日常生活上の支援が必要な方が多数利用していることから、災害時においてもその機能を維持できるよう必要な対策を講じることが重要である。このため、非常用自家発電設備・給水設備の整備を推進しているところである。

(イ) 非常用自家発電設備等の設置場所・耐震性の確保について（一部再掲）

会計検査院において、本補助金等により整備が行われた施設の抽出調査を行った結果、浸水想定区域内に所在している施設等の一部において、非常用自家発電設備が、浸水が想定される高さよりも低い位置に設置されているにもかかわらず、十分な浸水対策が講じられていないこと等が確認された。ついては、非常用自家発電設備等の設置場所は、津波や浸水等の水害や土砂災害等に備え、屋上等に設置する等、災害時に確実な稼働が見込まれるようにしていただきたい。

また、設備の耐震性の確保については、会計検査院の令和3年度決算結果報告において、アンカーボルト等による固定がされていないなど耐震性が確保されていない可能性がある事例があるなどの指摘を受けたことを踏まえ、地震時に転倒することなどが無いように適切に設置する必要があることから、独立行政法人建築研究所監修の「建築設備耐震設計・施工指針」等に基づく耐震性の確保を確認できる資料を事業主体が整備しておくようご指導願いたい。

なお、グループホームの改修整備にあたっては、停電時に備えた外部給電を受けるために必要となる設備の改修及び蓄電設備の設置に係る改修も可能となっている。

各都道府県等におかれては、障害福祉関係施設に対し、災害による停電・断水に備えた対策の点検を促すとともに、非常用自家発電設備・給水設備を整備する場合等の社会福祉施設等施設整備費補助金の活用について周知をお願いする。

あわせて、非常用自家発電設備については、防災基本計画（令和6年6月中央防災会議）において、「病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。」とされている。このため、災害による停電時に非常用自家発電設備を問題なく使用できるようにするため、設備の定期的な点検や使用訓練等を行っていただくよう周知をお願いする。

※ 非常用自家発電設備整備及び給水設備の設置者負担については、独立行政法人福祉医療機構において融資を行っており、非常用自家発電設備整備及び給水設備については、融資条件の優遇措置を実施している。

【国庫補助金の交付を受ける事業】

融資率 95%（施設本体を含む）

貸付利率 基準金利同率（措置期間中無利子）
【上記以外の事業】
融資率 通常の融資率と同様

ウ 障害福祉関係施設の土砂災害対策等の徹底について

障害福祉関係施設の土砂災害対策については、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 27 年 8 月 20 日付 27 文施企第 19 号、科発 0820 第 1 号、国水砂第 44 号、文部科学省大臣官房文教施設企画部施設企画課長、同省スポーツ・青少年局学校健康教育課長、厚生労働省大臣官房厚生科学課長、国土交通省水管理・国土保全局砂防部砂防計画課長連名通知。以下「土砂災害対策連携通知」という。）により、民生部局と砂防部局の連携による土砂災害対策の推進をお願いしてきたところである。

こうした中、水害・土砂災害の発生等を踏まえ、平成 29 年 6 月に土砂災害防止法が改正され、洪水等の浸水想定区域内又は土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者又は管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施が義務付けられている。

各都道府県等におかれては、同法の規程も踏まえ、砂防部局や管内市区町村との連携体制を一層強化し、水害・土砂災害のおそれがある地域に立地する障害福祉関係施設を的確に把握するとともに、「要配慮者利用施設管理者のための土砂災害に関する避難確保計画作成の手引き」（国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/common/001189351.pdf> 参照）や「水害・土砂災害に係る要配慮者利用施設における避難計画点検マニュアル」（国土交通省HP <https://www.mlit.go.jp/common/001189352.pdf> 参照）を参考に、当該施設に対して、改めて指導・助言等を行っていただくようお願いする。

また、厚生労働省においては、「土砂災害のおそれのある箇所に立地する「主として防災上の配慮を要する者が利用する施設」に係る土砂災害対策における連携の強化について」（平成 29 年 11 月 24 日付子発 1124 第 1 号、社援保発 1124 第 1 号、障企発 1124 第 1 号、老推発 1124 第 1 号、老高発 1124 第 1 号、老振発 1124 第 1 号、老老発 1124 第 1 号、厚生労働省子ども家庭局子育て支援課長、社会・援護局保護課長、障害保健福祉部企画課長、老健局総務課認知症施策推進室長、高齢者支援課長、振興課長、老人保健課長連名通知）を通知しているところであるので、各都道府県等におかれては、同通知を踏まえ、土砂災害対策連携通知の内容の再確認、関係部局間の情報共有、管内市区町村への周知等についても、併せて適切な対応をお願いする。

エ 大規模災害等への対応について

障害福祉関係施設においては、自力避難が困難な方が多数利用していることから、利用者の安全確保等の観点から、大規模災害等に備えた十分な対策を講じる必要がある。

各都道府県等におかれては、各種法令や通知等に基づき、非常災害対策計画の策定、消防等関係機関への通報及び連絡体制の整備、定期的な避難訓練の実施、停電や断水といったライフラインの寸断に備えた物資の備蓄等の災害対策に万全を期するよう、障害福祉関係施設に対する助言等をお願いする。（「社会福祉施設等における災害時に備えたライフライン等の点検について」（平成30年10月19日付厚生労働省子ども家庭局子育て支援課、社会・援護局福祉基盤課、障害保健福祉部障害福祉課、老健局総務課連名事務連絡）など参照）

また、各都道府県等におかれては、大規模災害等が起こると予測されている場合、状況に応じた早期の避難に係る注意喚起や停電等への備え（燃料の確保など）の呼びかけを行うとともに、市区町村や社会福祉施設等との連絡体制の確保など、被害が生じた場合に備えていただくようお願いする。

更に、障害福祉関係施設は、災害時において地域の防災拠点としての機能も期待されることから、社会福祉施設等施設整備費補助金を活用した避難スペース、非常用自家発電設備及び給水設備の整備を進めるなどにより、災害時において被災障害者等を積極的に受け入れる体制の整備をお願いする。

（２）障害福祉関係施設の被災状況の把握等について

災害発生時における障害福祉関係施設の被災状況については、「災害発生時における社会福祉施設等の被災状況の把握等について」（令和3年4月15日付け子発0415第4号、社援発0415第5号、障発0415第1号、老発0415第5号、こども家庭庁成育局長、厚生労働省社会・援護局長、障害保健福祉部長、老健局長連名通知）に基づき、各都道府県等から情報提供をいただき、被害状況の把握及び必要な支援策の検討等に活用しているところである。

都道府県等におかれては、以下の点に、ご留意いただきたい。

ア 迅速な情報収集及び提供について

必要な支援を迅速に行うためには、通知に基づく情報が非常に重要であることから、災害発生時には可能な限り迅速な情報収集及び提供をお願いする。また、被災状況の把握にあたっては、停電等により連絡手段が途絶された場合に備え、施設長等の携帯電話、固定電話、防災電話、Eメール、SNS、市区町村、関係団体からの報告、職員による巡回等による情報収集等の手段について、あらかじめ整理し、把握するとともに、電源車、給水車等の施設からの支援要請についても把握するようお願いする。

イ 災害時情報共有システムについて

災害発生時における障害者支援施設等の被害状況等を国・地方公共団体が迅速に把握・共有し、停電施設への電源車の手配など、被災施設等への迅速かつ適切な支援につなげるため、令和3年9月1日より、災害

時情報共有システムの運用を開始している。

(ア) 同システムの積極的な活用について

令和５年度に発生した災害において、厚生労働省で同システムを起動したものの、都道府県等による被災状況の報告指示がされず、結果として施設等の被害状況等の把握・共有に時間を要した事例が見受けられた。同システムは、都道府県等による被災状況報告指示をもって、施設等へ報告依頼メールが届く仕様となっているため、システム上の操作を適切に行っていただくようご協力をお願いする。

障害者支援施設等の被害状況等の情報は、災害復旧事業の適正な事業費を算出し、補正予算や予備費使用額等の算定のための資料となるが、同システムを活用していない場合、災害対応中の被災自治体に対し、予算措置のために必要な情報を短期で報告を求めることとなり、過度な負担がかかる恐れがあるため、被災した施設等への迅速な支援の観点のみならず、自治体の事務負担軽減の観点からも、同システムの積極的な活用をお願いする。

(イ) 登録の徹底について

災害時情報共有システムの対象となる施設、事業所の情報は、既存の情報公表システムに登録された情報と連携するため、情報公表システム上で施設、事業所による登録が未了、又は自治体への申請がされていないことにより公表されていない施設、事業所は、災害時情報共有システムの対象とならず、災害発生時にシステムを活用した被災状況報告ができないので、情報公表システムにおいて未登録や未公表の事業所がある場合は、速やかなシステム入力を促すとともに、審査・公表していただくようお願いする。

また、災害時情報共有システムに必要な情報の登録等について、かねてよりご協力いただいているが、令和６年１２月２１日時点において、事業所担当者のメールアドレス登録率は５４．８％に留まっており、未登録の事業者が散見されることから、同システムにメールアドレスを登録していない事業者に対し、引き続き登録を勧奨していただくようご協力をお願いする。

(ウ) 被災報告の徹底について

近年、災害が激甚化・頻発化等している中で、被災の有無に関わらず社会福祉施設等の状況を迅速に把握し、適切な支援につなげることが重要である。被災状況等の報告について、被害が発生していない場合でも、重要な情報となるため、被害が発生していない旨の報告をしていただくよう、施設、事業所への報告の徹底について働きかけを行っていただきたい。

なお、令和５年度から令和９年度の５年間で全国の全ての市町村に所在する社会福祉施設等に対する訓練を計画的に実施する予定としていたが、全ての社会福祉施設等において早期に災害時情報共有システ

ムを利用可能となるよう、訓練を一部前倒して、令和7年度までの3か年で訓練を完了するよう進めることとしているので、引き続きご協力をお願いする。

また、同システムについては、以下のとおり操作マニュアルや説明動画を作成しているので、改めて管内市町村、社会福祉施設等に周知をお願いしたい。

URL: <https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/saigaisysshofuku/>

ウ 停電発生時の対応について

社会福祉施設等で停電が発生した場合には、上記イに記載した災害時情報共有システム等を活用して報告を行うとともに、重大な事故を未然に防止することが必要である。このため、都道府県等におかれては、特に医療的配慮が必要な入所者等について、電源が確保された協力病院等に一時避難を依頼する等、要配慮者の安全対策に万全を期すよう、平時から施設管理者等に対し働きかけを行っていただきたい。

(3) 能登半島地震等からの復旧・復興について

ア 令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震において被災した障害福祉サービス事業所等の復旧については、「被災者の生活と生業（なりわい）支援のためのパッケージ」に基づき、令和6年1月26日に閣議決定された予備費による災害復旧事業の活用とともに、被災地の復旧に取り組んでいるところであるが、9月20日から同月23日までの間の豪雨による災害により甚大な被害が発生したことを受けて、「国民の安心・安全と持続的な成長に向けた総合経済対策」に基づき、11月22日に令和6年度補正予算が閣議決定されたところである。

能登半島地震により被災した障害福祉サービス事業所等のうち、豪雨災害により再度被害を受けた事業所も多いことから、被災施設の早期復旧を図るため、災害復旧費算定の基礎となる調査については、令和6年能登半島地震と一体的な取扱いとするなど、早期復旧に向けた取り組みを行っている。

イ 災害復旧は、形状、寸法及び材質の等しい「原形復旧」が原則であるが、原形復旧が不可能、困難、不相当と認められる場合には、財務省と協議の上、移転復旧が可能となる場合もあるので、被災自治体におかれては、早めに地方厚生（支）局を通じて障害福祉課に相談いただくなど、被災施設・事業所の早期に復旧されるよう、引き続き、支援をお願いしたい。

(4) 東日本大震災からの復旧・復興等（利用者負担免除に係る自治体負担分に対する財政支援）

東日本大震災により被災した障害福祉サービス等の利用者に係る利用者

負担を免除した場合の取扱いについては、財政支援を次のとおり延長する予定であり、令和7年度予算案に計上しているため、管内サービス事業所等に周知を図るよう御配慮願いたい。

○対象者：東京電力福島第一原子力発電所の事故により設定された避難指示区域の住民及び一部上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等の住民
(震災発生後、他市町村に避難のため転出した住民を含む。)

○対象となるサービス：介護給付費、訓練等給付費、補装具費、障害児入所給付費、障害児通所給付費等、障害児入所措置費、やむを得ない事由による措置費

○実施期間：令和8年2月末（サービス提供分）まで

7 訪問系サービスについて

(1) 訪問系サービスに係る適切な支給決定事務等について

① 支給決定事務における留意事項について【関連資料 1】

訪問系サービスに係る支給決定事務については、「障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について」(平成 19 年 4 月 13 日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、適切に対応していただきたい。

- ア 適正かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準(個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準)を定めておくこと
- イ 支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること
- ウ 支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害支援区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと

また、特に日常生活に支障が生じるおそれがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、個別に市町村審査会の意見を聴取する等し、いわゆる「非定型ケース」(支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合)として取り扱うなど、障害者及び障害児が地域において自立した日常生活を営むことができるよう適切な支給量を決定していただきたい。

② 重度訪問介護等の適切な支給決定について【関連資料 2】

ア 重度訪問介護等に係る支給決定事務については、「重度訪問介護等の適正な支給決定について」(平成 19 年 2 月 16 日付事務連絡)において留意すべき事項をお示ししているところであるが、以下の事項について改めて御留意の上、市町村に対応していただくよう、重度訪問介護の利用及び支給決定について周知されたい。

- (ア) 重度訪問介護は、同一箇所長時間滞在し、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護等のサービス提供を行うという業務形態を踏まえ、1 日につき 3 時間を超える支給決定を基本とすること。なお、個々の支給量は、当該利用者にどのような支援が必要かを個別具体的に判断するべきものであり、一律に 3 時間の支給決定とする扱いをしないよう、留意されたい。

- (イ) 平成 21 年 4 月より、重度訪問介護の報酬単価について、サービス提供時間の区分を 30 分単位に細分化したところであるが、これは、利用者が必要とするサービス量に即した給付とするためのものであり、重

度訪問介護の想定している「同一箇所長時間滞在しサービス提供を行うという業務形態」の変更を意味するものではなく、サービスが1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについて30分単位等の短時間でを行うことを想定しているものではないこと。

- (ウ) 利用者から「短時間かつ1日複数回にわたるサービスで、本来、居宅介護として支給決定されるはずのサービスが重度訪問介護として支給決定を受けたことにより、適切なサービスの提供がされない。」といった声が寄せられているところである。

短時間集中的な身体介護を中心とするサービスを1日に複数回行う場合の支給決定については、原則として、重度訪問介護ではなく、居宅介護として支給決定すること。

- (エ) 重度訪問介護は、比較的長時間にわたり、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに、身体介護等を総合的かつ断続的に提供するサービスであるが、利用者から「日常生活に生じる様々な介護の事態に対応する見守りを含むサービスを希望しているにもかかわらず、見守りを除いた身体介護や家事援助に必要な時間分のみしか重度訪問介護として支給決定を受けられない。介護保険を参考に一律にサービス内容を制限されている。」といった声が寄せられているところである。

重度訪問介護は、介護保険の訪問介護と違い、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであることから、利用者一人ひとりの障害の状態、その他の心身の状況及び利用意向等を踏まえて適切な運用及び支給量の設定を行うこと。

なお、「指定訪問介護事業所の事業運営の取扱い等について」(平成12年11月16日付老振第76号)は、重度訪問介護には適用又は準用されないことに留意されたい。

また、深夜帯に利用者が就寝している時間帯の体位交換、排泄介助、寝具のかけ直しや見守りなどの支援にかかる時間についても、医療的ケアの有無だけでなく、利用者一人ひとりの事情を踏まえて適切な支給決定を行うこと。

- イ 同一箇所に長時間滞在し、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援も含めた長時間の支援を必要とする者に対して居宅介護の支給決定がされている事例も散見されている。

居宅介護は短時間に集中して支援を行うという業務形態を踏まえて高い単価設定としているため、従業者(ヘルパー)が行う支援内容を具体的に把握した上で、適切なサービスを支給決定するようお願いしたい。

③選挙運動のための外出における重度訪問介護の利用について

重度訪問介護を含む障害福祉サービスの利用については、障害者総合支援法上、各市町村において、障害者等の置かれている環境や障害福祉サー

ビスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して、介護給付費等の支給の要否が決定されることとなっている。

重度訪問介護の支給決定にあたっては、選挙運動や立候補予定者の政治活動のための外出であることのみをもって、一律に「社会通念上適当でない外出」に当たるものではないことに留意されたい。

④居宅介護における通院等介助等について

居宅介護における通院等介助については、「平成 20 年 4 月以降における通院等介助の取扱いについて」（平成 20 年 4 月 25 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）において、「病院内の移動等の介助は、基本的には院内のスタッフにより対応されるべきものであるが、場合により算定対象となる。」等をお示ししているところである。

具体的には、適切なアセスメント等を行った上で、①院内スタッフ等による対応が難しく、②利用者が介助を必要とする心身の状態であること等が考えられる。利用者が介助を必要とする心身の状態である場合は、例えば、

- ・ 院内の移動に介助が必要な場合
- ・ 知的・行動障害等のため見守りが必要な場合
- ・ 排せつ介助を必要とする場合

等が想定されるので、参考としていただきたい。

なお、上記具体例については、従来算定対象としていた行為を制限する趣旨ではない。

また、病院等の診察室内で居宅介護従業者が本人に代わって診療情報の聞き取りや受け答えなどを行うことについては、障害特性等によりやむを得ないと認められる場合には、居宅介護の通院等介助における移動介助の支援の一環として報酬算定の対象となるものである。

加えて、通院の介助は、同行援護や行動援護により行うことも可能であり、これらと通院等介助の利用に優先関係は無いため、利用者の意向等を勘案し、適切なサービスの支給決定をお願いしたい。

⑤支給決定の際に勘案すべき事項について

障害福祉サービスの支給要否決定は、障害支援区分だけでなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行うこととされている。

これらの勘案事項のうち介護を行う者の状況については、介護を行う者の有無、年齢、心身の状況等を勘案して支給決定することとしている。これは、介護を行う者がいる場合には居宅介護等の介護給付費の支給を行わないという趣旨ではない旨は、「介護給付費等の支給決定等について」（平成 19 年 3 月 23 日付厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）で既にお示ししているところであるが、平成 30 年度にこの通知を改正し、改めてその旨周知しているので、介護給付費の支給決定にあたっては、同居家

族等の有無のみを判断基準として、一律に介護給付費の支給の可否を機械的に判断するのではなく、同居家族等の心身の状況や就労状況等を含め、介護を行う者の状況に配慮した上で行っていただくよう留意されたい。

また、居宅介護等の障害児について、保護者がいることのみをもって一律に不支給とする取り扱いとすることのないよう、留意願いたい。

さらに、「社会通念上適切でない」外出の判断にあたっても、例えば飲食店等の利用において、特定の業態、場所、時間帯等であるという理由で一律に不相当と判断することなく、障害者等の置かれている環境やサービスの利用に関する意向の具体的内容等の事項を勘案して行われたい。

加えて、通学などの同じ場所への「通年かつ長期にわたる外出」は、障害福祉サービスにおける個別給付の対象としていないが、大学等の通信課程でのスクーリングなど、短期かつ反復しない外出については、重度訪問介護等の対象となり得る場合もあり、個々のケースに応じて支給決定を判断されたい。

⑥居宅介護（家事援助）等における育児支援の取扱いについて

居宅介護（家事援助）及び重度訪問介護（以下「居宅介護等」という。）における「育児支援」については、従来「障害者自立支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」について」（平成21年7月1日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）によりお示ししていたところであるが、「ヤングケアラーの支援に向けた福祉・介護・医療・教育の連携プロジェクトチーム」のとりまとめ報告について」（令和3年5月26日付厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室ほか連名事務連絡）が発出され、ヤングケアラーへのより一層の配慮が求められることとされたことを受けて、「障害者総合支援法上の居宅介護（家事援助）等の業務に含まれる「育児支援」の取扱いについて」（令和3年7月12日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）を発出し、居宅介護等における育児支援において改めて周知したので、ご了解いただくとともに、管内市町村に対する周知を徹底されたい。

また、本事務連絡において居宅介護等における「育児支援」の支給決定要件の一つとして「③他の家族等による支援が受けられない場合」が挙げられている。支給決定における介護を行う者の状況の判断に当たっては、単に支援を提供可能な他の家族等がいることのみをもって「支援が受けられる」と判断するのではなく、ヤングケアラーを含め、当該家族等の介護の負担の程度も考慮されたい。

なお、沐浴や授乳、児童の健康な発達などの支援にあたっては、専門性や安全性を考慮する必要があることから、できる限り、保育士の資格を有する者や子ども・子育て支援に関する研修を受講している従業者等が支援に当たるように、居宅介護等の事業者にも周知されたい。

⑦必要な障害福祉サービスの提供について

市町村において視覚障害を有する者や行動障害を有する者等に外出支援を行う際、同行援護や行動援護でなく、地域生活支援事業の移動支援事業を優先的に利用するよう促す事例が見受けられる。同行援護や行動援護による専門的な支援が必要と判断される者について、これらのサービスにより適切な支援が受けられるよう、市町村における支給決定において、個々のケースに応じて適切にご判断されたい。

また、都道府県及び市町村においては、居宅介護や重度訪問介護等の訪問系サービスごとに障害者等のニーズを適切に把握するとともに、必要なサービスが提供できるよう、訪問サービス事業所の確保や従業者の養成に努められたい。

⑧訪問系サービスにおける「手待ち時間」の考え方について

重度訪問介護における長時間のサービス提供時の休憩時間及び手待ち時間の考え方については、「令和3年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1」（令和3年3月31日付障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）の問21においてお示ししているところである。

本問回答にてご説明のとおり、労働時間に含まれるものとして取り扱わなければならない手待ち時間については、重度訪問介護のサービス提供時間として報酬算定を行う必要があるので、ご了知いただくとともに、改めて管内市町村に対する周知を徹底されたい。

〈Q & A VOL.1 問21〉

問40のグループホームの夜勤に対応する対応は、重度訪問介護についても適用されるのか。

〈答〉

（略）

また、労働時間として取り扱わなければならない手待ち時間についてもサービス提供時間として取り扱われるべきものであることから、当該時間が報酬の対象とならないということがないように留意すること。

（２）入院中の重度訪問介護について【関連資料３～５】

①入院中の重度訪問介護の利用について

平成30年4月から、重度訪問介護を利用する最重度の障害者については、入院又は入所中の病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院及び助産所（以下「病院等」という。）においても重度訪問介護を利用できることとされたところであるが、病院等の側においてそのことが十分に理解されておらず、入院中に重度訪問介護従業者（ヘルパー）が必要な場合には入院ができなかったり、入院時に重度訪問介護従業者（ヘルパー）の利用を認めてもらえないといった事例があるとの声や、入院が必要な場合に受

入れ先が決まらず、受入れ先の調整に時間を要してしまうことは、体力の低下や病状の悪化を招くといった意見も寄せられている。

病院等での重度訪問介護の利用については、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」（平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知。以下「平成 28 年通知」という。）により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

重度訪問介護の入院中の利用にあたっては、市町村における支給決定の判断において病院等の承諾を必要としているものではないが、病院等と重度訪問介護事業所等が互いに十分な連携を図ることが重要であることなどから、自治体の担当者は、必要に応じ、重度訪問介護の利用ができるように病院等との調整にご協力をお願いしたい。具体的には、重度訪問介護を利用する障害者の入院に際して、自治体の担当者が直接病院に制度の説明を行って理解を得たり、他の受入可能な病院を探すなどの対応事例も伺っているところである。各都道府県等におかれては、重度の障害者等が入院に当たって重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いが認められないことによって、必要な医療を受けられないことのないよう、医療関係部局と連携の上、改めて病院等の職員（医師、看護師等）へ制度の周知徹底をお願いしたい。

また、一部の重度訪問介護事業所において、入院時の派遣について理解されておらず、事実上利用できないという声も寄せられており、管内事業所に対する周知も図られたい。

病院等に入院又は入所中には、健康保険法の規程による療養の給付等が行われることを踏まえ、重度訪問介護により提供する支援については、利用者が病院等の職員と意思疎通を図る上で必要な支援等を基本としているが、病院等で重度訪問介護を希望した者が会話することが可能な状態であることだけをもって、病院等での重度訪問介護の利用を認めないとした事例があるとの声が寄せられている。利用者の障害特性により、会話は可能であっても入院という環境変化の中で意思疎通が困難になる場合や通常時は発声が可能であっても症状の進行等により発声が困難となる場合等も考えられることから、利用者の状況に応じ、入院中にどのような支援が考えられるのかということを十分踏まえることが重要である。また、意思疎通の支援については、その一環として、例えば、適切な体位交換の方法を病院等の職員に伝えるため、重度訪問介護従業者（ヘルパー）が病院等の職員と一緒に直接支援を行うことも想定されているので、利用者ごとに異なる特殊な介護方法について、医療従事者などに的確に伝達し、適切な対応につなげることが重要である。病院等に入院又は入所中に、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについては、普段から利用

者の状態を熟知した重度訪問介護従業者（ヘルパー）による利用者の障害特性に応じた適切な支援について、病院等の職員と予め十分に相談、調整し、共有した上で行うよう、管内の重度訪問介護事業所に周知徹底をお願いしたい。なお、入院中においても、これらの支援に対応するための見守りの時間は当然報酬の対象となるものである。

平成 28 年通知では、保険医療機関と支援者は、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援ができるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携することとされているところであり、入院時や入院期間中のコミュニケーション支援等の内容についても、病院等の職員にしっかりと伝達しておくことが大切である。また、これらの連携にあたっては、本人や支援者と共に、自治体や重度訪問介護事業者等との協力も必要である。

なお、入院中の重度訪問介護の利用については、入院先の病院等の職員が、障害の状態等によって、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要する場合もあり、利用者や重度訪問介護事業者等から支援状況の聞き取りを行うなど、十分確認の上、適切に判断していただきたい。

ただし、重度訪問介護従業者（ヘルパー）による支援が、病院等において行われるべき支援を代替することがないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

加えて、市町村における入院中の重度訪問介護の提供に係る報酬の算定については、これまでの Q & A を参照されたい。【関連資料 3】

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

特別なコミュニケーション支援が必要な重度訪問介護利用者が、重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いにより入院する際、入院前に重度訪問介護事業所と医療機関とで事前調整を行った場合に、令和 6 年度の障害福祉サービス等報酬改定及び診療報酬改定において、この連携した支援を評価するために、新たに加算を設けたところである。【関連資料 4】

医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たっては、重度訪問介護事業所は、感染対策の観点も含め、医療機関との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関の関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

③重度訪問介護従業者（ヘルパー）の付添いによる入院の周知等について

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者が入院する際、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が付き添うことは可能であるが、院内感染対策などの観点から、支援者の付添いが認められない場合がある。当該障害児者における支援者は、障害児者が医療従事者

と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っているため、院内感染対策に配慮しつつ、医療機関における支援者の付添いの受入れが進むよう、令和5年11月20日に、制度の内容等を示した事務連絡を発出しているところである。【関連資料5】

都道府県・市町村の衛生部局と障害保健福祉部局におかれては、医療機関において重度訪問介護従業者（ヘルパー）等の支援者の付添いの受入れが進み、関係者が連携して支援できるよう、この事務連絡にも添付している医療機関・医療従事者向けのチラシも活用しながら、引き続き、医療機関や障害福祉サービス事業所等に対し、事務連絡の内容について周知をお願いする。

（３）訪問系サービスの従業者の養成について

①居宅介護等従業者の養成について

訪問系サービスについて、市町村においてサービス利用の支給決定がなされても、支援を行う従業者が確保できず、サービスの利用ができないといった声が聞かれるところである。居宅介護等従業者の養成については、これまでも各都道府県において実施され、地域生活支援事業により、その経費の補助を行っているところであるが、居宅介護事業所等においては、依然として従業者が不足している状況にある。

なお、この対応としては、訪問系サービスの支援に必要な従業者を養成し、サービスの提供体制を確保することが重要となっているため、各都道府県においては、多くの人材に研修を受講していただけるよう、開催場所や回数等に配慮の上、引き続き、従業者養成研修の着実な実施をお願いしたい。

②資格取得の勧奨について

訪問系サービスの質の向上のため、事業者への集団指導等の機会を捉え、従業者の資質向上に向け、介護福祉士、実務研修修了者、居宅介護職員初任者研修課程修了者、重度訪問介護従業者養成研修（基礎研修・追加研修・統合研修）修了者、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）修了者、行動援護従業者養成研修修了者の資格の取得について、各都道府県、指定都市及び中核市におかれては引き続き勧奨されたい。

（４）同行援護について

①同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正【関連資料6、7】

同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう、以下の見直しを図ったところである。

【改正の概要】

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」の一部改正（令和 7 年 1 月 31 日付け）

・サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する。

①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（現行カリキュラムの養成研修修了者を含む。）で、3 年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

また、令和 5 年 10 月 16 日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成 18 年厚生労働省告示第 538 号）が一部改正され、令和 7 年 4 月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっている。

都道府県におかれては、同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正及び新たなカリキュラムによる同行援護従業者養成研修が円滑に実施されるようお願いする。

②同行援護従業者養成研修の実施について

視覚障害者等に対して適切な同行援護を提供するため、各都道府県におかれては、同行援護従業者養成研修の研修機会の確保とともに、同行援護事業所の従業者だけでなく、福祉や看護を学ぶ学生等を含め、幅広い方々に対する研修受講の勧奨に努めていただくようお願いする。

③盲ろう者等に係る支給決定について

国庫負担基準は利用者個人のサービスの上限ではなく、市町村に対する国庫負担（精算基準）の上限であり、同じ市町村の中でサービスの利用が少ない者から多い者に回すことが可能な仕組みとなっている。

盲ろう者は支援のための所要単位数が比較的多い者である場合が想定されるが、機械的に国庫負担基準単位数を所要単位数で除して支給量を決定するのではなく、利用者一人ひとりの障害の程度、介護者の状況や利用意向等を踏まえ、サービスの必要度が低い者から高い者へ回すなど、市町村内での柔軟な対応による適切な支給量の設定にご留意いただきたい。

④同行援護の支援の対象について

視覚障害者の移動において、電車やバス等の公共交通機関を利用した移動もあるが、同行援護は、その乗車中に必要とする支援についても対象としているので、市町村においては、利用者が必要とするサービスの適切な

支給決定にご留意いただきたい。

また、養護老人ホーム（盲養護老人ホームを含む。）や介護保険施設等の入所者について、同行援護の利用は一律には制限されておらず、同行援護による専門的な支援が必要と判断される場合には、同行援護による支援を利用することが可能であり、支給決定を行う市町村において、個別のケースに応じて判断されたい。

（５）行動援護について

①短時間の支援の評価について

行動援護の支援ニーズは、長時間より短時間のサービス提供のニーズが多くなっているが、短時間の報酬単位（１時間 30 分までの単位）について、地域生活支援事業の移動支援の単価等と同等となっている地域がある。

このため、強度行動障害を有する者を支援するための行動援護従業者養成研修等を受講した専門的な人材配置を要件としている行動援護ではなく、これらの配置の必要がない移動支援により対応されることで、十分な支援が行われていないとの指摘がある。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定においては、行動援護において強度行動障害を有する者のニーズに応じた専門的な支援を行うようにするため、短時間の支援の評価を行いながら、長時間の支援については見直すなど、行動援護の報酬設定の見直しを行ったところである。

都道府県や市町村においては、強度行動障害を有する者が行動援護により適切な支援が受けられるよう、行動援護事業所や行動援護従業者の確保に努められたい。

②居宅内での行動援護の利用について

行動援護については、平成 26 年 4 月よりアセスメント等のために居宅内において行動援護を利用することが可能であるが、アセスメント等のための利用以外であっても、居宅内での行動援護が必要であるとサービス等利用計画などから確認できる場合には、従前より外出の前後に限らず居宅内でも行動援護を利用可能であるので、利用者が必要とするサービスの適切な支給決定にご留意いただきたい。

③支援計画シート及び支援手順書の情報管理の徹底について

行動障害を有する者への支援については、一貫性のある支援を行うために支援計画シート及び支援手順書を作成し、関係者間で必要な情報を共有することが重要である。

他方、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 171 号）第 36 条に規定のとおり、行動援護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、業務上知り得た利用者の

情報を漏らしてはならないこととされており、また、他の事業者等に対して、その情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等の同意を得ておく必要があるので、利用者の情報の取り扱いには改めてご留意願いたい。

④従業者要件に係る経過措置について

行動援護の従業者等については、初任者研修課程修了者等であって、知的障害者、知的障害児又は精神障害者の直接支援業務に2年以上の従事経験を有する者にあっては行動援護従業者としてみなす経過措置を設けている。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、行動援護のサービス提供責任者及び従業者の要件における、「介護福祉士や実務者研修修了者等を行動援護従業者養成研修課程修了者とみなす」という経過措置について、令和9年3月31日まで延長し、その後廃止することとしている。

各都道府県におかれては、経過措置対象者が行動援護従業者養成研修課程又は強度行動障害支援者養成研修（実践研修）を受講していない理由等
を分析するとともに、研修機会の確保等により受講促進を図り、経過措置
経過後も行動援護従業者等として確保されるよう努められたい。

（6）訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムのサービスコードの修正に伴う支払い額の調整について【関連資料8】

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第523号。以下「報酬告示」という。）を改正し、令和6年4月1日より、報酬算定に用いる単位数を見直したところである。

既にお示ししてきているとおり、今般、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの介護給付費等単位数サービスコード（令和6年4月施行版）（以下「サービスコード」という。）が、報酬告示の単位数とは一部異なる設定となっており、報酬の請求・支払額について告示の単位数より過不足が生じていることが判明した（都道府県及び市町村宛てに、令和6年11月29日に事務連絡、12月26日にQ&Aを発出。令和7年1月31日に、新サービスコードの確定版を厚生労働省ホームページに掲載するとともに、自治体のシステム改修に係る補助事業の交付要綱案等を市町村等へ発出）。

（当該事案の内容）

- ・該当サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援
- ・主な内容：提供時間が長時間の場合に、サービスコード上、報酬の基礎単位に1～11単位の差が生じている。

(参考) 全国事業所への影響額(概算)

	影響事業所数	1事業所あたり・1月分(平均)
居宅介護	4,310事業所 (全事業所の18%)	支払いが50円不足 (1月分平均収入額100万円)
重度訪問介護	4,150事業所 (全事業所の48%)	支払いが5,500円不足 (1月分平均収入額170万円)
同行援護	2,560事業所 (全事業所の38%)	支払いが80円過大 (1月分平均収入額30万円)
重度障害者等 包括支援	6事業所 (全事業所の50%)	支払いが5,500円過大 (1月分平均収入額410万円)

新たなサービスコードでの報酬請求には、公益社団法人国民健康保険中央会、市町村、事業所のシステム等の改修が必要となる。このため、令和7年6月サービス提供分からを目途に、新たなサービスコードを用いた報酬請求が可能となるように作業を進めており、報酬の過去分調整額(令和6年4月から令和7年5月サービス提供分まで)については、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定である(令和7年8月に支払い予定)。

なお、令和7年3月下旬に、都道府県の国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額(令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月分)(概算)を電子請求受付システムにてお知らせするとともに、国保連から市町村に対して、対象事業所の調整額を共有する予定である。

また、令和7年6月サービス提供分を受付する7月(7月請求)からは、事業所から新サービスコードを用いて報酬が請求され、市町村の二次審査のために都道府県の国保連から市町村に送付される一次審査結果資料においても新サービスコードの情報が含まれるため、市町村においてシステム対応ができていない場合は、市町村システムにデータを取り込めないことになる。

このため、各市町村においては、令和7年6月末までにシステム改修を終えられるよう、必ず、契約している事業者(ベンダ)に、システム改修のスケジュール等について確認いただきたい。

また、各市町村が所有するシステムの改修については、国において支援するため、令和6年度補正予算の「障害者自立支援給付審査支払等システム事業費(自治体分)」において、就労選択支援の創設に伴う改修等に係る経費への補助と併せて必要な予算を計上しているところであり、ご活用いただきたい。

(参考) 全体スケジュール (予定)

令和 7 年 1 月	新サービスコードの確定版の発出
3 月下旬	対象事業所への報酬の過去分調整額（令和 6 年 4 月～令和 6 年 12 月サービス提供分の 9 か月分）（概算）の事前通知
	（遅くとも 6 月末までに） 国保中央会、市町村、事業所のシステム改修
7 月頭	対象事業所へ報酬の過去分調整額（令和 6 年 4 月～令和 7 年 5 月サービス提供分の 14 か月分）の通知
7 月 10 日 まで	各事業所において 6 月サービス提供分の報酬支払いの報酬請求（7 月請求）と同時に、過去分調整額（令和 6 年 4 月～令和 7 年 5 月分サービス提供分まで）を請求（※）
8 月	報酬の過去分調整額の支払い（6 月サービス提供分の報酬支払いと同時）

※令和 7 年 7 月サービス提供分（8 月請求分）以降の報酬支払いでも調整可能

(7) 化学物質過敏症の利用者に対する配慮について【関連資料 9】

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、啓発ポスターの作成等により、周知啓発を行っている。

都道府県、市町村におかれては、貴管内の障害福祉サービス事業所等に対し、情報提供をお願いする。

また、化学物質過敏症のある利用者が訪問系サービスを利用するにあたり、化学物質過敏症の利用者に対応したことがないなどの理由により、訪問系サービス事業者からヘルパー派遣を拒否されたという事例があると指摘されている。

障害福祉サービスの指定基準においては、訪問系サービス等の指定事業者は、正当な理由がなく、サービスの提供を拒んではならないと定められているが、これは、化学物質過敏症のある利用者への対応にも該当するものである。

化学物質過敏症のある利用者へのサービス提供にあたっては、例えば、香り付き製品の使用について、香りの感じ方に個人差があることに配慮することや、配慮をしてほしい事項を利用者から具体的に聞き取る等により、化学物質過敏症のある利用者に配慮したサービス提供に努めるよう、訪問系サービス等の事業者にも周知されたい。

(8) 重度訪問介護利用者の大学修学支援事業について【関連資料 10】

平成 30 年度より地域生活支援促進事業のメニューとして、「重度訪問介護利用者の大学修学支援事業」を実施しているところである。

本事業は、重度障害者が大学等（大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校をいう。以下同じ。）において必要な支援が受けられずに修学を断念することがないように、大学等が重度障害者の修学に係る支援体制を構築するまでの間、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供するものである。

本事業の実施に当たっては、障害のある学生の支援について検討を行う委員会や相談窓口等を設置すること、重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画を立てて支援を進めること等を補助要件としている。

また、実施主体である市町村は、大学等が行う支援体制の構築に向けた計画の策定やその実施に協力を行うなど、大学と連携しながら本事業を実施することが重要であることから、市町村は大学等が実施する委員会等に参加し、当該学生への支援状況や大学等の支援体制等について大学等と共に確認を行うとともに、必要な助言を行うことを補助要件としている。

各都道府県におかれては、管内市町村に対し、重度障害者の修学（入学予定を含む）先の大学等と十分に連携し、本事業の趣旨等を踏まえた事業実施が積極的に行われるよう、周知をお願いしたい。

事 務 連 絡

平成19年4月13日

各 都道府県障害保健福祉主管部（局） 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

企 画 課

障害福祉課

障害者自立支援法に基づく支給決定事務に係る留意事項について

平素、障害保健福祉行政の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

さて、障害者自立支援法（平成17年法律第123号）に基づく支給決定事務については、平成18年6月26日障害保健福祉関係主管課長会議等において、①適切かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが望ましいこと、②支給決定基準の設定に当たっては、国庫負担基準が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意すること、③支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、障害程度区分のみならず、すべての勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと等その取扱いに係る留意事項をお示ししているところです。

各市町村におかれましては、これまでお示ししていることに十分留意していただきたいと考えておりますが、特に、日常生活に支障が生じる恐れがある場合には、個別給付のみならず、地域生活支援事業におけるサービスを含め、利用者一人ひとりの事情を踏まえ、例えば、個別給付であれば、いわゆる「非定型ケース」（支給決定基準で定められた支給量によらずに支給決定を行う場合）として、個別に市町村審査会の意見を聴取する等により、適切な支給量の設定にご留意いただきますよう、よろしくお願いいたします。

事 務 連 絡

平成19年2月16日

各 都道府県障害保健福祉担当課 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障害福祉課

重度訪問介護等の適正な支給決定について

平素より障害者自立支援法の施行に御尽力いただき厚く御礼申し上げます。

さて、訪問系サービスについては、平成18年10月に再編を行ったところですが、障害の状態やニーズに応じた支給決定が適切に行われるよう、下記の点に留意いただきたく、管内市町村への周知徹底方よろしくお取り計らい願います。

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部

障害福祉課訪問サービス係

電 話 03-5253-1111（内線 3038）

F A X 03-3591-8914

記

1 居宅介護について

居宅介護は、短時間（1回当たり30分～1.5時間程度が基本）集中的に身体介護や家事援助などの支援を行う短時間集中型のサービスであり、その報酬単価については、所要時間30分未満の身体介護中心型など短時間サービスが高い単価設定になっているが、これは、1日に短時間の訪問を複数回行うことにより、居宅における介護サービスの提供体制を強化するために設定されているものであり、利用者の生活パターンに合わせて居宅介護を行うためのものである。

2 重度訪問介護について

重度訪問介護は、日常生活全般に常時の支援を要する重度の肢体不自由者に対して、身体介護、家事援助、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援及び外出介護などが、比較的長時間にわたり、総合的かつ断続的に提供されるような支援をいうものであり、その報酬単価については、重度訪問介護従業者の1日当たりの費用（人件費及び事業所に係る経費）を勘案し8時間を区切りとする単価設定としているものである。

3 重度訪問介護等の支給決定にかかる留意事項

（1）重度訪問介護については、

- ・ 1日3時間以上の支給決定を基本とすること
- ・ 1日に複数回の重度訪問介護を行った場合には、これらを通算して算定することとしているが、これは、1日に提供されたサービス全体でみた場合に、「比較的長時間にわたり総合的かつ断続的に提供」されているほか、1日に複数回行われる場合の1回当たりのサービスについても、基本的には、見守り等を含む比較的長時間にわたる支援を想定しているものであり、例えば、短時間集中的な身体介護（見守りを含まない）のみが1日に複数回行われた場合に、単にこれらの提供時間を通算して3時間以上あるようなケースまでを想定しているものではないこと。

（2）このため、上記の重度訪問介護の要件に該当する者であっても、サービスの利用形態によっては、重度訪問介護ではなく居宅介護の支給決定を行うことが適切である場合があること。

2. 訪問系サービス

(2) 重度訪問介護 (入院中の提供の算定について①)

問 29 重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、在宅時の利用と分けて支給決定をする必要はあるか。

(答)

不要である。

(入院中の提供の算定について②)

問 30 これまで居宅介護のみを利用してきた者が、入院した後に重度訪問介護の支給申請を行った場合、認めることはできるか。

(答)

認められない。本改正では、重度訪問介護によるコミュニケーション支援も含め、比較的長時間にわたり断続的な支援を必要とする利用者に対して、入院中も当該利用者の状態等を熟知したヘルパーによる支援を受けられるようにしたものである。

なお、地域生活支援事業における意思疎通支援事業については、従来どおり、病院等に入院中の障害者にもコミュニケーション支援を行えるものであり、引き続き、対象者等を含めて柔軟に運用していただいて差し支えない。

入院中の提供の算定について③)

問 31 入院中に重度訪問介護を利用している者について、在宅時の利用から支給量を増やすことはできるか。

(答)

支給変更決定を行うことは妨げないが、入院中に必要な支援は、基本的には病院等の職員により行われるものであることから、変更の必要性については慎重に検討されたい。

(入院中の提供の算定について④)

問 32 重度訪問介護は、日常生活に生じる様々な介護の事態に対応するための見守り等の支援とともに身体介護等を提供するものであるが、入院中においても、意思疎通に対応するための見守りの時間は報酬の対象となるものと考えてよい。

(答)

お見込みのとおり。

(入院中の提供の算定について⑤)

問 33 入院中の重度訪問介護の利用は、90 日を超えて利用することはできないのか。

(答)

入院先の病院等の職員が、当該利用者とのコミュニケーションの技術の習得に時間を要し、障害者の状態等によっては、90 日を超えて支援を要することも考えられることから、利用者や重度訪問介護事業所等から支援状況の聞き取りを行うなどして、必要に応じて、90 日を超える利用を認めることも差し支えない。

ただし、重度訪問介護従業者による支援が、病院等において行われるべき支援を代替す

ることにならないよう、支援内容や病院等との連携状況等については、十分に把握した上で判断する必要があることに留意されたい。

(入院中の提供の算定について⑥)

問 34 入院又は入所中の病院等が、重度訪問介護事業所の通常の実施地域以外の地域に所在する場合、当該病院等にヘルパーを派遣したときの交通費を利用者に請求することはできるか。

(答)

基本的にはできないものとする。ただし、病院等が重度訪問介護事業所の通常の実施地域から著しく離れている場合であって、重度訪問介護事業所と利用者との間で合意がされている場合には、交通費の一部を請求することも差し支えないものとする。

(入院中の提供の算定について⑦)

問 35 「入院中の医療機関からの外出・外泊時における同行援護等の取扱いについて」(平成 28 年 6 月 28 日付け障障発 0331 第 8 号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知)において、医療機関からの外出・外泊時に重度訪問介護を利用できることが示されているが、今後は、当該取扱いについても報酬告示第 2 の 1 のロ(病院等に入院又は入所をしている障害者に対して重度訪問介護を提供した場合)により請求することとなるのか。

(答)

入院中の医療機関からの外出及び外泊時に重度訪問介護を提供する場合は報酬告示第 2 の 1 のイ(病院等に入院又は入所をしている障害者以外の障害者に対して重度訪問介護を提供する場合)の報酬を請求されたい。

よって、報酬の請求に当たっては、入院中の病院等において重度訪問介護を提供する時間は、報酬告示第 2 の 1 のロのサービスコードを選択し、外出中の時間は報酬告示第 2 の 1 のイのサービスコードを選択することとなる。

障害福祉サービス等報酬に関するQ & A（平成 31 年 4 月 4 日）（抜粋）

訪問系サービス

（２）重度訪問介護

（入院中の提供の算定について①）

問 2 重度訪問介護を病院等への入院時に利用するに当たり、あらかじめ利用者から申請や手続等が必要か。

（答）

入院については計画的なものから緊急的なものまで様々な形態が想定されるため、事前の申請や手続等不要である。

ただし、病院等に入院中には、重度訪問介護により具体的にどのような支援を行うかについて、個々の利用者の症状等に応じて、病院等で提供される治療等の療養の給付等に影響がないように病院等の職員と重度訪問介護事業所が調整した上で行う必要があることから、調整ができなかった場合には報酬算定できないことに留意されたい。

（入院中の提供の算定について②）

問 3 入院した病院等において利用を開始した日から起算して 90 日を超えて支援を行う場合は、30 日ごとに、重度訪問介護の必要性について市町村が認める必要があるが、当該利用者が入院したことについて、どのような手続きで確認を行えばよいのか。

（答）

入院から約 60 日経過した場合は、速やかに重度訪問介護事業所から市町村へ報告させることとし、利用開始日や現在の利用状況等を確認されたい。

【R 6 報酬改定】重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実

関連資料 4

①入院中の重度訪問介護利用の対象拡大

入院中に特別なコミュニケーション支援を行うための重度訪問介護の利用（現行は、障害支援区分 6 の利用者のみ）について、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分 4 及び 5 の利用者も対象とする。

【現行】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分 6 の障害者



【見直し後】

- ・重度訪問介護利用者で特別なコミュニケーション支援を必要とする障害支援区分 4・5・6 の障害者

②入院中の重度訪問介護利用における入院前の医療と障害福祉の連携した支援への評価

重度訪問介護利用者が重度訪問介護従業者の付添いにより入院する際、その入院前に、重度訪問介護事業所の職員と医療機関の職員が事前調整を行った場合、当該重度訪問介護事業所が医療機関と連携した支援について評価する。

【新設】入院時支援連携加算 300単位を加算（入院前に 1 回を限度）

入院中の重度訪問介護利用における医療と福祉の連携（イメージ）

医療と福祉の連携

入院前



医療機関
職員（医師、看護師、事務員等）

関係者による事前調整



相談支援
専門員



障害者本人



重度訪問介護事業所
職員（サービス提供
責任者、管理者、重度
訪問介護従業者）



※この他、訪問介護
等の関係者も参加
する場合あり。

※福祉関係者は重
度訪問介護事業所
のみの場合あり。

【医療機関との具体的な事前調整の内容】

- (1) 障害者本人、障害福祉サービス等事業者から医療機関への伝達事項
 - ・入院する障害者の基本情報、利用している障害福祉サービス等
 - ・入院する障害者の障害特性等の伝達（障害の状態、介護方法（例：体位変換、食事、排泄）など）
 - ・障害者本人の入院中の生活・退院後の生活の希望
 - ・重度訪問介護の制度（目的、内容）
- (2) 医療機関から障害福祉サービス等事業者への伝達事項
 - ・医療機関の入院規則
 - ・感染対策（体温等の確認、マスク装着の徹底）
- (3) 医療機関と障害福祉サービス等の調整
 - ・看護師が行う業務と重度訪問介護従業者が行う業務の確認（コミュニケーション支援の範囲の確認）
 - ・障害特性を踏まえた病室等の環境調整や対応（ベッド等の配置など）
 - ・重度訪問介護従業者の人数、勤務時間、勤務体制
 - ・重度訪問介護従業者から医療機関への報告等の伝達方法

事 務 連 絡
令和5年11月20日

都道府県
各 保健所設置市 衛生主管部局 御中
特 別 区

都道府県
各 指定都市 障害保健福祉主管部局 御中
中 核 市

厚生労働省医政局地域医療計画課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の
入院時における支援者の付添いの受入れについて

特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援等について、院内感染対策に十分留意しつつ、積極的に検討することを医療機関に促していただくよう、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」（令和4年11月9日付け厚生労働省医政局地域医療計画課、新型コロナウイルス感染症対策推進本部、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課連名事務連絡）等においてお願いしてきたところです。

今般、特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院に際して支援者の付添いの受入れを実際に行った医療機関にヒアリングを行い、医療機関や医療従事者への周知等に活用するための資料（別添1）を取りまとめました。

コミュニケーションに特別な支援が必要な障害児者の入院にあたっては、その支援者が医療従事者と意思疎通する上で極めて重要な役割を担っています。このため、院内感染対策に配慮しつつ、支援者の付添いの受入れが進むよう、衛生主管部局におかれては公立医療機関をはじめとする管内の医療機関、障害保健福祉主管部局におかれては管内の市町村及び障害福祉サービス事業所等に対し、別添の資料を含め本事務連絡の内容について周知いただけますようお願いいたします。

記

1 コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院時における支援について

- 保険医療機関における看護は当該保険医療機関の看護要員によって行われることとされているが、「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院に

おける支援について」(平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知)により、看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは可能となっている。

- 上記のコミュニケーション支援において、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号)に基づく、障害福祉サービスの一つである「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院中も引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した重度訪問介護従業者(ヘルパー)が付き添うことにより、病院等の職員と意思疎通を図る上で必要なコミュニケーション支援を受けることが可能となっている。

(参考資料)

- ・ 特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について
(平成 28 年 6 月 28 日付け保医発 0628 第 2 号厚生労働省保険局医療課長通知)

【別添 2】

2 具体的な対応について

(1) 都道府県や市町村における対応

都道府県や市町村においては、別添 1 の資料により、必要に応じ、特別なコミュニケーション支援を必要とする重度障害者が入院中に重度訪問介護を利用できるように、医療機関や重度訪問介護事業所等との調整にご協力いただきたい。

(2) 医療機関における対応

医療機関においては、別添 1 の資料を医療機関内の医師や看護師、社会福祉士等に対し周知いただくとともに、特別なコミュニケーション支援を必要とする障害児者が入院する際の支援者の付添いについて、院内感染対策に留意しつつ受入れをご検討いただきたい。

(3) 重度訪問介護事業所における対応

重度訪問介護事業所は、医療機関に入院する利用者に対して重度訪問介護を提供するに当たり、医療機関や相談支援事業所等との連携の下でコミュニケーション支援を行うことが必要であることから、医療機関における院内感染対策も含め、関係機関・関係者と十分な調整・連携を図りながら支援を行っていただきたい。

重度障害者が入院する場合 医療従事者等とのコミュニケーションを支援する 「重度訪問介護ヘルパー」の付き添いが可能です

重度の障害で意思疎通に支援が必要な方が入院する場合、重度訪問介護ヘルパーの付き添いが可能です。

入院中の最重度の障害者のコミュニケーションを支援することで、患者（障害者）本人が必要とする支援内容を、医師や看護師等の医療従事者などに的確に伝えることができ、安心して入院中の治療を受け、療養生活を送ることができます。

重度障害者が入院する際に、支援者（ヘルパー）の付き添いの求めがあった場合は、本紙も参考に、支援者（ヘルパー）の受け入れについてご検討ください。

入院中の重度訪問介護の利用について

- コミュニケーションに特別な技術が必要な障害をもつ患者が医療機関に入院する場合、入院前から支援を行っている等、その患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者が、患者の負担で入院中に付き添うことが可能となっています。

「特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について」

（平成28年6月28日付け保医発0628第2号厚生労働省保険局医療課長通知）

- 障害福祉サービスの一つ「重度訪問介護」を利用している最重度の障害者は、医療機関に入院している間も、引き続き重度訪問介護を利用して、本人の状態を熟知した支援者（ヘルパー）から、医療機関の職員と意思疎通を図る上で必要な支援を受けることができます。

※重度訪問介護は、障害者本人の居宅や外出時に、支援者（ヘルパー）が生活全般にわたる援助を行う障害福祉サービスです。

※「特別なコミュニケーション支援が必要な障害児者の入院時における支援者の付添いの受入れについて」（令和5年11月20日付け厚生労働省医政局地域医療計画課ほか連名事務連絡）

特別なコミュニケーション支援に期待できる例

- 障害者ごとに異なる特殊な介護方法（例：体位交換）を、医療従事者などに的確に伝えることができ、適切な対応につながります。
- 強い不安や恐怖等による混乱（パニック）を防ぐための本人に合った環境や生活習慣を医療従事者に伝えることができ、病室等の環境調整や対応の改善につながります。

実際に受け入れを行った医療機関の事例

実際に支援者の付き添いを受け入れた医療機関にヒアリングを行ったところ、以下のような工夫や対応が行われていました

事前の準備

- ・院内の**医療連携室**(社会福祉士等)により、事前に医師や看護師に対し、入院中の重度訪問介護の利用などの**制度が周知**されており、受け入れが**スムーズに進んだ**
- ・入院前に、医療機関の職員と重度訪問介護事業所の職員において、入院する障害者の障害特性（障害の状態、介助方法（体位変換、食事、排泄等）など情報の共有や**受け入れの流れを確認**した
- ・院内や地域に向けて、患者家族と協同で入院中の重度訪問介護について講演会を開催し、**皆の理解**を深めた

入院時の対応

- ・支援者にも院内では**マスク**や**手指消毒**を徹底してもらうほか、発熱などの症状が無いか申告してもらった
- ・以前は全ての例でPCR検査等を行っていたが、今は体調チェックシートへの記入のみお願いしている

支援者の付き添い事例・効果

- ・重度の障害のため、体が動かず、言葉も発せられない状態で、自分ではナースコールを押すこともできなかった。患者本人を熟知する支援者（ヘルパー）が入院時に付き添ったことで、体が痛い、体勢を変えて欲しいなど、医療従事者に患者の意思のくみ取り方が共有できた
- ・重度の障害のため言葉がうまく話せず、ジェスチャーや表情で、患者本人の意思をくみ取る必要があった。また、慣れない場所では不安でパニックになり、点滴や酸素投与のマスクを取ってしまうこともあった。患者本人の支援に慣れている支援者（ヘルパー）が入院時に付き添ったことで、パニックを起こすことなく落ち着いて治療が受けられた
- ・重度の障害者で発声ができず、不安が高まると筋緊張が強くなってしまいう患者だったが、慣れた支援者（ヘルパー）の付き添いによる意思疎通の支援により、本人の不安の軽減にも繋がり、入院中はそのようなこともほとんど起こらなかった

上記は対応の一例であり、実際に支援者の付添いを受け入れる際の流れについては、各医療機関の状況に応じてご検討ください。

お問い合わせ先

障害福祉サービスの利用については、各市区町村の障害福祉担当部局にお問い合わせください。

保医発 0628 第 2 号
平成 28 年 6 月 28 日

地方厚生（支）局医療課長 都道府県民生主管部（局） 国民健康保険主管課（部）長 都道府県後期高齢者医療主管部（局） 後期高齢者医療主管課（部）長	}	殿
--	---	---

厚生労働省保険局医療課長

特別なコミュニケーション支援が必要な障害者の入院における支援について

保険医療機関における看護は、当該保険医療機関の看護要員によって行われるものであり、患者の負担による付添看護が行われてはならないものであるが（「基本診療料等の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」（平成 28 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な重度の ALS 患者の入院においては、当該重度の ALS 患者の負担により、コミュニケーションに熟知している支援者が付き添うことは差し支えないとしてきたところである。

今般、聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障害のため、看護にあたり特別なコミュニケーション技術が必要な障害者の入院におけるコミュニケーションの支援について、下記のとおりとしたので、その取扱いに遺漏のないよう貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対し周知徹底を図られたい。

なお、本通知の施行に伴い、「重度の ALS 患者の入院におけるコミュニケーションに係る支援について」（平成 23 年 7 月 1 日付け保医発 0701 第 1 号厚生労働省保険局医療課長通知）は廃止する。

記

1. 看護に当たり、コミュニケーションに特別な技術が必要な障害を有する患者の入院において、入院前から支援を行っている等、当該患者へのコミュニケーション支援に熟知している支援者（以下「支援者」という。）が、当該患者の負担により、その入院中に付き添うことは差し支えない。
2. 1 による支援は、保険医療機関の職員が、当該入院中の患者とのコミュニ

ケーションの技術を習得するまでの間において行われるものであること。

3. 1により支援が行われる場合においては、支援者は当該患者のコミュニケーション支援のみを行うものであること。また、コミュニケーション支援の一環として、例えば、適切な体位交換の方法を看護職員に伝えるため、支援者が看護職員と一緒に直接支援を行うことも想定されるが、支援者の直接支援が常態化することなどにより、当該保険医療機関の看護要員による看護を代替し、又は看護要員の看護力を補充するようなことがあってはならないこと。
4. 保険医療機関と支援者は、1による支援が行われる場合に、当該入院に係る治療や療養生活の方針に沿った支援が実施できるよう、当該入院に係る治療や療養生活の方針等の情報を共有するなどして互いに十分に連携すること。
5. 保険医療機関は、1により支援が行われる場合であっても、保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第11条の2に基づき適切に、当該保険医療機関の看護要員により看護を行うものであり、支援者の付添いを入院の要件としたり、支援者に当該保険医療機関の看護の代替となるような行為を求めてはならないこと。
6. 保険医療機関は、1により支援を行う場合には、別添の確認書により、患者又はその家族及び支援者に対し、当該支援者が行う支援について確認を行い、当該確認書を保存しておくこと。

以上

障害者の入院に係る支援に関する確認書（患者用）

平成 年 月 日

入院患者名：

推定される入院期間： 日（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

コミュニケーションに係る支援を行う支援者：

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

※ 入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明らかになる書類を添付すること。

上記の支援者の支援は、保険医療機関から強要されたものではありません。

(患者氏名) 印

(家族等氏名) 印

※患者の署名がある場合には家族等の署名は不要

※ コミュニケーション支援以外は、医療機関の看護要員が行うこととされており、上記の支援者がこれを行うことはできません。

障害者の入院に係る支援に関する確認書（支援者用）

平成 年 月 日

入院患者名：

推定される入院期間： 日（平成 年 月 日～平成 年 月 日）

コミュニケーション支援を行う支援者：

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

氏名 (事業所名)

※ 入院前から当該患者を支援していたことが明らかとなる書類又は当該患者のコミュニケーション支援を行うことが可能なことが明らかになる書類を添付すること。

上記の支援に当たっては、コミュニケーション支援以外の支援を行いません。

（支援者代表者氏名）

（事業者名）

印

同行援護従業者養成研修について

- 同行援護の従業者を養成するための研修として、同行援護従業者養成研修（一般課程・応用課程）がある。
同行援護の質的向上を図るため、令和7年4月から、都道府県において、新たなカリキュラムにより研修が行われることとなっている。（※）

【同行援護従業者養成研修】

- ・ 一般課程の研修は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等に対して、外出する際に必要な援助に関する知識及び技術を習得することを目的として行われる。
- ・ 応用課程の研修は、一般課程の研修修了者がサービス提供責任者としての知識及び技術を習得することを目的として行われる。

※ 令和5年10月16日付けで、「指定居宅介護の提供に当たる者としてこども家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等」（平成18年厚生労働省告示第538号）を一部改正。

同行援護従業者養成研修カリキュラム

【一般課程】 現 行		
区分	科目	時間数
講義	視覚障害者（児）福祉サービス	1
	同行援護の制度と従業者の業務	2
	障害・疾病の理解①	2
	障害者（児）の心理①	1
	情報支援と情報提供	2
	代筆・代読の基礎知識	2
	同行援護の基礎知識	2
	合計	20
演習	基本技能	4
	応用技能	4

【応用課程】		
区分	科目	時間数
講義	障害・疾病の理解②	1
	障害者（児）の心理②	1
	場面別基本技能	3
演習	場面別応用技能	3
	交通機関の利用	4
	合計	12

【一般課程】 令和7年4月より実施			盲ろう者向け通訳・介助員養成研修修了者	
区分	科目	基本時間数	免除	免除後時間数
講義	外出保障	1		1
	視覚障害の理解と疾病①	1		1
	視覚障害の理解と疾病②	0.5	○	0
	視覚障害者（児）の心理	1		1
	視覚障害者（児）福祉の制度とサービス	1.5	○	0
	同行援護の制度	1		1
	同行援護従業者の実際と職業倫理	2.5	○	0
	合計	28		19
講義・演習	情報提供	2		2
	代筆・代読①	1		1
	代筆・代読②	0.5	○	0
	誘導の基本技術①	4		4
	誘導の基本技術②	3	○	0
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）①	4		4
	誘導の応用技術（場面別・街歩き）②	1	○	0
	交通機関の利用	4		4
演習	合計	28		19

【応用課程】		
区分	科目	時間数
講義	サービス提供責任者の業務	1
	様々な利用者への対応	1
	個別支援計画と他機関との連携	1
	業務上のリスクマネジメント	1
	従業者研修の実施	1
	同行援護の実務上の留意点	1
	合計	6

同行援護のサービス提供責任者の資格要件の改正について

概 要

- 同行援護の質の向上を図るとともに、サービス提供責任者の人材確保を図るため、令和7年4月から、同行援護従業者養成研修の一般課程を修了した者についても、視覚障害者等の介護の実務経験を積んでいることを条件に、サービス提供責任者に従事できるよう要件を改正する（通知改正）。

（改正内容）

- ・ サービス提供責任者の要件として、次の①及び②を満たす者を追加する（※1）。

①同行援護従業者養成研修（一般課程）を修了した者（※2）で、3年以上視覚障害者の介護等の業務に従事した者

②同行援護従業者養成研修（応用課程）を修了した者（相当する研修課程修了者を含む。）

（※1）「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」（平成18年12月6日障発第1206001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を改正

（※2）現行カリキュラムの養成研修修了者を含む

同行援護のサービス提供責任者の要件

現 行

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験3年以上



同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）



改正後（令和7年4月より実施）

介護福祉士、実務者研修修了者

居宅介護職員初任者研修課程修了者 +
実務経験3年以上



同行援護従業者
養成研修（一般
+ 応用課程）



同行援護従業者養成研修（一般課程）
+ 視覚障害者の介護等の業務3年以上

同行援護従業者
養成研修（応用
課程）

国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

事 務 連 絡
令和 6 年 11 月 29 日

都道府県
各 障害保健福祉主管課 御中
市 町 村

厚生労働省
社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課
企 画 課

訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの
サービスコードの修正に伴う支払い額の調整について

障害福祉行政の推進につきまして、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定により、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成 18 年厚生労働省告示第 523 号。以下「報酬告示」という。）を改正し、令和 6 年 4 月 1 日より、報酬算定に用いる単位数を見直したところです。

今般、訪問系サービス事業所が報酬請求に使用するシステムの介護給付費等単位数サービスコード（令和 6 年 4 月施行版）（以下「サービスコード」という。）が、報酬告示の単位数とは一部異なる設定となっており、報酬の請求・支払額について告示の単位数より過不足が生じていることが判明しました。

厚生労働省としましては、公益社団法人国民健康保険中央会（以下「国保中央会」という。）とも連携し、下記のとおり、可能な限り、各自治体や事業者等の皆様の負担を軽減できるよう対応策を講じるとともに、再発防止等に取り組んでまいります。皆様にご迷惑をおかけすることをお詫び申し上げますとともに、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、サービスコードにおいて、下記の他に誤りがないことは確認済みであることを申し添えます。

各市町村におかれては、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援の各事業所への周知等、特段のご配慮をお願いいたします。

記

1. 当該事案の内容

(1) 該当サービス

- ・居宅介護、重度訪問介護、同行援護、重度障害者等包括支援

(2) 主な内容

サービス提供時間が長時間の場合に、サービスコード上、報酬の基本単位に1～11単位の差が生じている。

①居宅介護サービス費（夜間等の時間帯を跨いで長時間の場合）

- 「イ 居宅における身体介護が中心である場合」、「ロ 通院等介助（身体介護を伴う場合）が中心である場合」
 - ・「(7)所要時間3時間以上の場合」の報酬単位について、921 単位（改定前：916 単位）に30分増すごとに+83単位とすべきところ、920 単位に30分増すごとに+83単位となっている。
- 「ハ 家事援助が中心である場合」
 - ・「(6)所要時間1時間30分以上の場合」の報酬単位について、311 単位（改定前：309 単位）に15分増すごとに+35単位とすべきところ、310 単位に15分増すごとに+35単位となっている。
- 「ニ 通院等介助（身体介護を伴わない場合）が中心である場合」
 - ・「(4)所要時間1時間30分以上の場合」の報酬単位について、345 単位（改定前：343 単位）に30分増すごとに+69単位とすべきところ、344 単位に30分増すごとに+69単位となっている。
- 「重度訪問介護従業者養成研修課程修了者であって、身体障害者の直接支援業務の従事経験を有する者の場合」
 - ・「所要時間3時間以上の場合」の報酬単位について、638 単位（改定前：635 単位）に30分増すごとに+86単位とすべきところ、639 単位に30分増すごとに+86単位となっている。

②重度訪問介護サービス費

- 「イ 重度訪問介護の中で居宅における入浴、排せつ又は食事の介護等及び外出時における移動中の介護を行った場合」、「ロ 病院等に入院又は入所をしている障害者に対して、重度訪問介護の中で病院等における意思疎通の支援その他の必要な支援を行った場合」
 - ・「(9)所要時間8時間以上12時間未満の場合」の報酬単位について、1,505 単位（改定前：1,497 単位）に30分増すごとに+85単位とすべきところ、1,501 単位に30分増すごとに+85単位となっている。
 - ・「(10)所要時間12時間以上16時間未満の場合」の報酬単位について、2,184 単位（改定前：2,172 単位）に30分増すごとに+81単位とすべきところ、2,177 単位に30分増すごとに+81単位となっている。
 - ・「(11)所要時間16時間以上20時間未満の場合」の報酬単位について、2,834

単位（改定前：2,818単位）に30分増すごとに+86単位とすべきところ、2,830単位に30分増すごとに+86単位となっている。

- ・「(12) 所要時間 20 時間以上 24 時間未満の場合」の報酬単位について、3,520単位（改定前：3,500単位）に30分増すごとに+80単位とすべきところ、3,512単位に30分増すごとに+80単位となっている。

③同行援護サービス費（夜間等の時間帯を跨いで長時間の場合）

- 「ト 所要時間3時間以上」の報酬単位について 697単位（改定前：693単位）に30分増すごとに+66単位とすべきところ、698単位に30分増すごとに+66単位となっている。

④重度障害者等包括支援サービス費

- 「イ 居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立支援（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型、就労継続支援B型、就労定着支援又は自立生活援助を提供した場合」
- ・「(3) 12 時間以上 24 時間未満」の報酬単位について、2,514単位（改定前：2,501単位）に30分増すごとに+99単位とすべきところ、2,525単位に30分増すごとに+99単位となっている。

(3) 影響規模（推計）

- ・全国事業所への影響額（概算）

	影響事業所数	1事業所あたり・1月分(平均)
居宅介護	4,310事業所 (全事業所の18%)	支払いが50円不足 (1月分平均収入額100万円)
重度訪問介護	4,150事業所 (全事業所の48%)	支払いが5,500円不足 (1月分平均収入額170万円)
同行援護	2,560事業所 (全事業所の38%)	支払いが80円過大 (1月分平均収入額30万円)
重度障害者等 包括支援	6事業所 (全事業所の50%)	支払いが5,500円過大 (1月分平均収入額410万円)

2. 新たなサービスコード（案）

令和6年度報酬改定に伴う訪問系サービスの新たなサービスコード（案）については、別途、厚生労働省ホームページに掲載いたします。

なお、確定版については、令和7年1月頃に改めてお知らせする予定です。

- ・厚生労働省ホームページアドレス：

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000174644_00018.html

(注) 重度障害者等包括支援については、サービス提供実績記録票で単位数を算出するため、別途、「介護給付費等に係る支給決定事務等について（事務処理要領）」を改正いたします（令和7年6月施行予定）。

3. 今後の対応

今後必要となる対応及びスケジュールについて、現時点の予定をお知らせします。
なお、更なる詳細については、今後随時お知らせしてまいります。

(1) 全体のスケジュール

新たなサービスコードでの報酬請求には、事業所の請求ソフトの改修、国保中央会や市町村の審査システム等の改修が必要となります。このため、現在、令和7年6月サービス提供分からを目途に、新たなサービスコードを用いた報酬請求が可能となるように作業を進めております。

また、報酬の過去分調整額（令和6年4月から令和7年5月サービス提供分まで）については、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定です（令和7年8月に支払い予定）。なお、令和7年7月サービス提供分以降でも調整を可能とする予定です。

【全体スケジュール（予定）】

令和7年	1月	新サービスコードの確定版の発出
	3月	対象事業所への報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月分）（概算）の事前通知
	～5月	国保中央会、市町村、事業所システムの改修
	6月～	新サービスコードでの報酬請求開始
	7月頭	対象事業所へ報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分の14か月分）の通知
	7月10日まで	各事業所において6月サービス提供分の報酬支払いの報酬請求と同時に、過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）を請求
	8月	報酬の過去分調整額の支払い（6月サービス提供分の報酬支払いと同時に）

(2) 事業所への対応

- ①令和7年3月目途に、都道府県の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和6年12月サービス提供分の9か月分）（概算）を電子請求受付システムにてお知らせする予定です。
- ②令和7年7月頭を目途に、国保連から対象事業所に対し、報酬の過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分の14か月分）を電子請求受付システムにてお知らせする予定です。
- ③対象事業所において、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いの報酬請求と同時に、過去分調整額（令和6年4月～令和7年5月サービス提供分まで）を報酬請求システムにより請求いただき、令和7年6月サービス提供分の報酬支払いと同時に調整を行う予定です（令和7年8月に支払い予定）。なお、過去分調整額の請求にあたっては、各事業所における負担ができる限り少なくなるよう、調整額のお知らせと併せてCSVファイルを併せて送付し、当該ファイルを取り込むことで、請求

明細書に自動的に単位数を設定できるようにすることを検討しています。また、令和7年7月サービス提供分以降の報酬支払いでも調整できるようにする予定です。

※ 報酬の過去分調整額について、不足が生じている場合は不足額をお支払いし、多く支払われている場合は令和7年6月サービス提供分の報酬額と相殺させていただきます。

※ 事業所を閉鎖する場合などやむを得ない事情があり、上記の対応が難しい場合には、令和7年6月以前において、紙媒体による過去分調整額の請求・支払いについても検討しており、詳細は追ってお知らせいたします。

(3) 市町村の対応

各市町村が所有するシステムの改修については、国において支援する予定であり、令和6年度補正予算案の「障害者自立支援給付審査支払等システム事業費（自治体分）」において、就労選択支援の創設に伴う改修等に必要な経費への補助と併せて必要な予算を計上しているところです。具体的な手続き等は、追ってお知らせいたします。

なお、都道府県においては、本件サービスコードに係るシステムの改修作業は発生しません。

(4) 相談窓口について

①市町村・事業者における報酬請求・支払いの事務手続きについて

- ・公益社団法人国民健康保険中央会・ヘルプデスク

電話番号：0570-059-403

メールアドレス：mail@support-e-seikyuu.jp

②市町村のシステム改修に対する補助について

- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自治体支援係

電話番号：03(5253)1111（内線：3007）

メールアドレス：syogaikaikaku@mhlw.go.jp

③その他、上記以外について

- ・厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課訪問サービス係

電話番号：03(5253)1111（内線：3092）

メールアドレス：houmon@mhlw.go.jp

【照会先】

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

障害福祉課 訪問サービス係

電話 03-5253-1111（内線：3092）

各【都道府県】 障害保健福祉主管部（局）
【市区町村】 児童福祉主管部（局） 御中

厚生労働省医薬局医薬品審査管理課
厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課
こども家庭庁支援局障害児支援課

香りへの配慮に関する啓発ポスターについて（情報提供）

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談が消費生活センター等にあることを踏まえ、消費者庁において厚生労働省を含む関係各省と協力のもと、令和 3 年から啓発ポスターを作成し、周知啓発を行っています（※）。さらに、令和 5 年 7 月には当該ポスターを改訂するとともに下記 1 のウェブサイトに掲載しております。

つきましては、貴管内の障害者支援施設等に対し、情報提供いただきますようご依頼申し上げます。

なお、本件に関連する参考情報をあわせて下記 2 に記載しておりますので、必要に応じでご参照下さい。

※令和 3 年 9 月 1 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課及び健康局難病対策課事務連絡及び令和 4 年 6 月 24 日付け厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課・健康局難病対策課・子ども家庭局総務課少子化総合対策室・子ども家庭局保育課・老健局高齢者支援課・老健局認知症施策・地域介護推進課・老健局老人保健課連名事務連絡において、医療機関等へ情報提供を依頼しているもの。

記

1. 啓発ポスターについて

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/other/index.html#other_002

2. 関連情報について

日本石鹼洗剤工業会では、以下のように衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示の自主基準において「香りに関する注意喚起」の表示項目を設けるとともに、周囲への香りのマナーに関する啓発を行っています。

(1) 衣料用柔軟仕上げ剤の品質表示自主基準

https://jsda.org/w/01_katud/a_sekken25.html

(2) 柔軟仕上げ剤の香りに関して

https://jsda.org/w/01_katud/jyuunanzai_kaori.htm

知ってください!!

その香り

困っている人もいます

柔軟剤などの香りで**頭痛**や**吐き気**がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、**困っている**人もいることをご理解ください。



香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、**周囲の方にもご配慮下さい。**
なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。

重度訪問介護利用者の大学修学支援事業（地域生活支援促進事業）

- 内容** 重度障害者が修学するために必要な支援体制を大学が構築できるまでの間において、重度障害者に対して、大学等への通学中及び大学等の敷地内における身体介護等を提供する。
- 実施主体** 市町村（公費負担割合：国1/2, 都道府県1/4, 市町村1/4）
- 対象学生** 重度訪問介護対象者（障害支援区分4以上で二肢以上に麻痺がある者等）
- 対象大学** 大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校であって、次の①及び②に該当するもの
 - ① 障害のある学生の支援について協議・検討や意思決定等を行う委員会及び障害のある学生の支援業務を行う部署・相談窓口が設置されること。
 - ② 大学等において、常時介護を要するような重度の障害者に対する支援体制の構築に向けた計画が立てられ、着実に大学等による支援が進められること。

想定される事業のイメージ

※各市町村が地域の実情に応じて柔軟に実施できる。



8 障害者の就労支援の推進等について

(1) 障害者の就労支援の推進について

① 就労継続支援事業所の平均賃金・工賃の状況等について【関連資料 1】

令和 5 年度における就労継続支援 A 型事業所の全国の平均賃金月額 は 86,752 円、また、就労継続支援 B 型事業所の全国の平均工賃月額は 23,053 円となった。なお、就労継続支援 B 型事業所の全国の平均工賃月額については、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、新しい算定方式を導入している。

② 障害者就労施設の生産活動の経営改善等の状況について【関連資料 2】

令和 5 年度における就労継続支援 A 型の生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている事業所は 1,453 事業所であった。経営状況を把握した事業所のうちの 37.4%を占めており、前年度の 50.7%と比較して改善はしているものの、依然として、指定基準第 192 条第 2 項の基準に違反している事業所が全国に多数ある。

特に、前年度においても同様の状況にあった事業所が 1,089 事業所（74.9%）と多数に上ることから、指定基準を満たせていないことが常態化している可能性も伺える。

各事業所の生産活動の状況については、指定権者である各自治体において定期的に把握することとなっているものの、その実態把握が適時適切に実施できていない自治体が散見され、令和 6 年度報酬改定を受けた倒産・解雇等も生じたところであり、各自治体におかれては、経営改善計画の提出状況等の報告の機会等も活用し、積極的な経営状況の把握に努めていただきたい。その際、経済情勢や各業種の市場環境の変化による影響、生産活動に関する具体的な経営判断や取組などの把握にも努め、必要な範囲で適切な指導・助言を行うようお願いする。

また、令和 6 年 10 月に、A 型事業所を廃止する際の留意点について改めて周知徹底を依頼するとともに、支給決定権者や都道府県労働局・ハローワークとの連携、A 型事業所の経営に係る支援を依頼したところであり、引き続き、丁寧な対応をお願いする。

なお、物価高騰の影響により、事業所における生産活動は依然厳しい状況にあるとも考えられるため、1（6）の「重点地方交付金」による支援や、「工賃向上計画支援等事業」等の予算事業も活用し、積極的な支援策を講じられたい。

(2) 障害者の就労支援に係る予算について【関連資料 3】

① 工賃向上計画支援等事業

就労継続支援事業所で働く利用者の賃金・工賃の向上を図るため、各都

道府県におかれては「工賃向上計画支援等事業」に取り組んでいただいているところであり、令和7年度予算案においては、令和6年度予算と同額となる5.8億円の予算を引き続き計上している。

また、令和6年度補正予算において、下記の事業を実施することとしているので、これらも有効に活用いただきたい。

- ・ 就労継続支援サービスについて、ICT機器等の就労作業の効率化を図る機器の導入助成により事業所の経営改善を支援する「障害者就労施設における生産活動の効率化に資するICT機器等の導入事業」（予算額3.1億円）
- ・ 就労継続支援A型サービスについて、生産活動収支を黒字化するためのノウハウを収集し、周知することで、A型事業所の生産活動の経営改善を支援する「就労継続支援A型事業所の経営改善モデル事業」（予算額2.9億円）
- ・ 就労継続支援サービスについて、経営改善に関する専門家の活用等により事業所における生産活動の経営改善を支援する「障害者就労施設における就労支援事業会計の管理・経営改善支援等事業」（予算額3.2億円）

② 農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト

農福連携等の一層の推進を図るため、令和元年6月4日に農福連携等推進会議で決定された「農福連携等推進ビジョン」について、策定から5年が経過したことから、令和6年6月5日に同会議において、農福連携等の取組主体数を12,000件以上、地域協議会に参加する市町村数を200自治体以上とする目標を掲げる改訂を行っており、各自治体におかれても、自立支援協議会等の場を活用いただき、農福連携等の取組が更に広がるよう努めていただきたい。

「農福連携等による障害者の就労促進プロジェクト」については、就労継続支援事業所等における農業、林業、水産業等と福祉の連携についての取組を推進するため、農業等に関する専門家の派遣や農福連携マルシェの開催等を支援している。令和7年度予算案において、伴走型コーディネーターを活用するなど、農業等生産者と障害者就労施設による施設外就労とのマッチングや事業の立ち上げ、事業実施の支援に係る経費を補助するためのメニューを新たに盛り込んでいる。

なお、令和6年度補正予算において、農業以外の林業や水産業、伝統工業等の分野を中心に、マッチングや立ち上げ支援等を一括的に支援し、事例の全国展開を図ることで、農業以外の分野についても取組を広げる「農福連携プラス推進モデル事業」において予算額1.3億円を計上し、補助率10/10で実施することとしているので、積極的にご活用いただきたい。

また、厚生労働省も構成員として参加している「農福連携等応援コンソ

ーシアム」が主催する「ノウフク・アワード」において、農福連携に取り組む優れた事例を表彰しているため、農福連携等を推進するに当たり、こうした地域における取組等も参考にされたい。

【参考：ノウフク WEB】

<https://noufuku.jp/award/?archive=1>

③ 重度障害者等に対する通勤や職場等における支援について

重度障害者等に対する就労支援として、令和2年10月から、雇用施策と福祉施策が連携し、通勤や職場等における支援を実施する「雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業」を開始しており、令和6年7月31日時点では、226名が本事業を利用している。なお、実施している自治体は予定を含め102自治体である。

国の障害福祉計画に係る国の基本方針告示において、自治体は、重度障害者の就労支援に関する支援ニーズ等を把握することを明記しており、各自治体におかれては重度障害者の支援ニーズ等を踏まえた障害福祉計画を策定されていることと承知している。

本事業については、令和7年度予算案においても、令和6年度と同額の予算を計上しており、支援を必要としている方に着実に支援が行き渡るよう、各市区町村に重度障害者の就労支援ニーズに応じた事業実施を検討していただくことが重要である。このため、各都道府県におかれては、各市区町村において本事業の実施に係る検討が適切に行われるよう、本事業の周知などに引き続きご協力いただきたい。

また、事業の利用に当たって必要な支援計画書の作成については、相談支援事業所の相談支援専門員等が支援した場合に、支援に要した費用を本事業から支出することが可能となっており、円滑な利用が図られるよう、こうした仕組みの活用や関係者への周知を進めていただきたい。

④ 障害者就業・生活支援センター事業の推進

障害者就業・生活支援センターの生活支援員を配置するため、障害者就業・生活支援センター事業（地域生活支援促進事業）を実施しているところであるが、令和7年度予算案においても、引き続き所要額を盛り込んだところである。上限額についても、本年度と同水準（4,712千円）を確保する予定であり、各自治体におかれても、引き続き所要の予算確保をお願いする。

また、障害者雇用の進展等に伴い、職場定着の下支えとしての生活支援の必要性も一層増していることから、障害者就業・生活支援センター体制強化等事業（都道府県任意事業）の活用も積極的にご検討いただきたい。

⑤ 運営基準に合致していないことが疑われる障害者就労支援施設への対応について

例えば就労継続支援B型において、利用者の知識及び能力の向上のために必要な訓練を実施していないなど、一部の障害者就労支援施設で運営基準に合致していないことが疑われる事案があると指摘を受けている。また、障害者就労支援施設をフランチャイズで募集する際に事実とは異なる内容の広告を出している事例があることについて指摘を受けているところ。

また、「令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL. 7」（令和7年1月24日）でお示したように、「就労移行支援体制加算」を本来の趣旨に反する形で算定し、訓練等給付を不適切な形で受給している事例等も見受けられる。

このような運営基準等に違反していることが疑われる事案を把握した場合は、速やかに実態調査を実施し、適切な対応を行っていただくとともに、厚生労働省にも積極的に情報提供いただくようお願いする。

なお、事実とは異なる内容の広告については、独占禁止法の「ぎまんの顧客誘引」に該当する可能性があるところ、独占禁止法違反に係る窓口は公正取引委員会ホームページや各ブロックに所在する同委員会の地方事務所・支所となるので、もし独占禁止法違反が疑われる事案を把握した場合は、適宜申告いただきたい。

（３）就労選択支援について【関連資料４】

令和7年10月より、障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する就労選択支援が施行される。

施行に伴い、令和7年10月から、就労継続支援B型は、50歳に達している者や障害基礎年金1級受給者、就労経験があり年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難になった者等のほか、「就労選択支援によるアセスメントにより、就労面に係る課題等の把握が行われている者」が対象となる。令和7年1月30日に開催した第145回障害者部会において、就労選択支援に関する事業の実施上の留意事項等について報告をしており、その内容をご確認いただきたい。

また、就労選択支援に係る関係政令・省令・告示や、事業の実施上の留意事項などを定めた通知等について、令和6年度内を目途に公布・発出することを予定しているので、ご承知おきいただきたい。

その際、就労選択支援の指定申請に係る申請書類等についてもお示しすることを予定している。改正法施行前においても就労選択支援に係る指定の手続を行うことができることとされているため、指定権者である都道府県・指定都市・中核市におかれては、令和6年度内を目処に発出する通知等をご確認の上、順次指定事務の準備をお願いしたい。

また、就労選択支援の施行に伴う審査支払等システムの改修について、可能な限り速やかに改修に係る仕様書案を示す予定であるが、具体的な改修

事項としては、就労選択支援に係るサービス種類コードや支給決定コード、事業所における加算等の届出項目の追加及び実績記録票の新設を予定しており、請求明細書については既存の様式を使用する予定であるため、見積等のご参考としていただきたい。なお、改修に係る費用の一部を国が支援する予定であり、具体的な手続きは追ってお示しする。

加えて、令和6年度補正予算において「就労選択支援員養成研修等事業」（予算額0.7億円）を計上した。就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了が要件（※）となるところ、令和7年度は、研修の質を担保する観点から、本事業において国が研修を実施することとしている。具体的には、令和7年6月頃から、定員約80人規模の研修を年に10回程度実施することを予定している。具体的な実施時期や申込方法等は令和7年4月以降、順次、案内する予定としているため、ご留意いただきたい。（※経過措置として、令和9年度末までは、基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者についても就労選択支援員とみなす。）。

なお、本事業においては、順次、就労選択支援の対象となる就労継続支援A型の新規利用者等への効果的な支援の実施方法等に関する課題やノウハウを収集し、マニュアル等を作成するモデル事業も併せて実施する予定であるため申し添える。

（４）障害者優先調達推進法について【関連資料５】

① 調達方針の作成について

障害者優先調達推進法において、都道府県、市町村及び地方独立行政法人は、毎年度、障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針（以下「調達方針」という）を作成することとされている。

調達方針の作成率は、都道府県が100%である一方、市町村では95.2%（令和5年度末時点）である。調達方針の作成は法律上の義務であることから、例えば、地域に障害者就労施設等がない市町村や調達規模が大きくない市町村においても、市町村の実情に応じた調達方針の作成について、改めて徹底願いたい。

② 障害者就労施設等からの調達の促進について

令和5年度の調達額の合計は約235億円で前年度比6.1%増（13.53億円増）となり、国、都道府県、市町村のいずれも前年度の調達額を上回った。

国の基本方針において、調達方針の目標設定に当たっては、調達実績が前年度を上回ることとするなど、障害者就労施設等からの物品等の調達が着実に推進されるよう設定するものとしているところ。各自治体においては、調達方針で定める目標を達成するため、個別具体的な対応策を講じ、障害者優先調達推進法に基づく取組を推進していただきたい。

なお、障害者優先調達推進法が施行されてから今日に至るまで、調達機

関全体の調達額は年々増加しているが、個々の機関の取組状況を確認すると、調達額が年々減少している機関も散見されることから、例えば、2年連続で前年度の実績を下回った機関等に対し、状況調査を行っているところ。

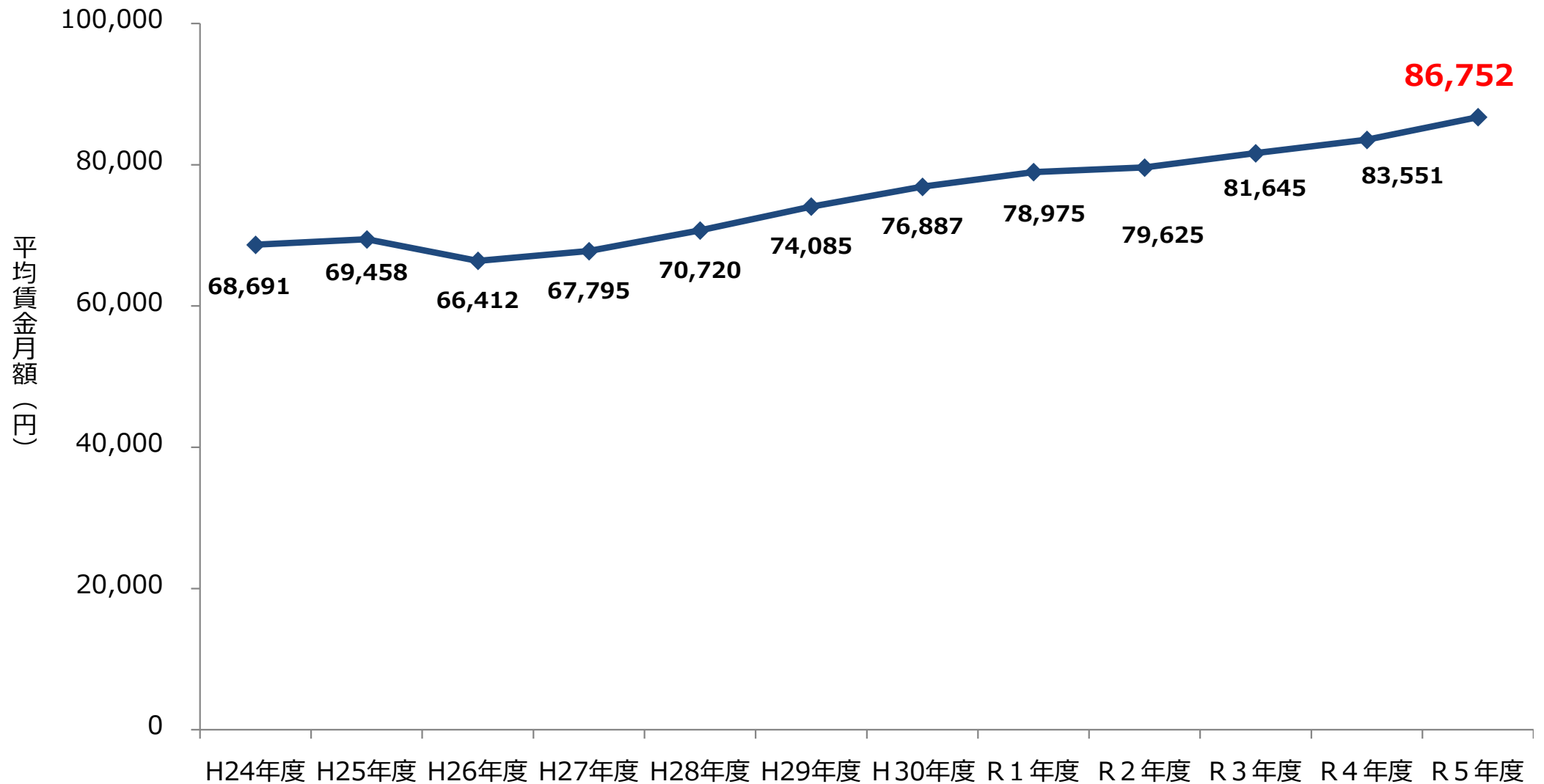
令和7年度予算案においても、引き続き、「共同受注窓口の機能強化事業（工賃向上計画支援等事業）」に必要な経費を計上しているので、各都道府県においては、積極的に本事業を活用いただきたい。

③ 障害者優先調達推進法に基づく、調達のためのチェックリストの提供について

障害者就労支援施設等からの調達に当たり、適切な調達を進めていただくため、優先調達法に該当する施設の定義や要件に該当しているか等の確認点を記載したチェックリストを厚生労働省にて作成し、自治体の皆様にも配布しており、適宜活用いただきたい。

就労継続支援 A 型事業所における平均賃金月額推移

関連資料 1



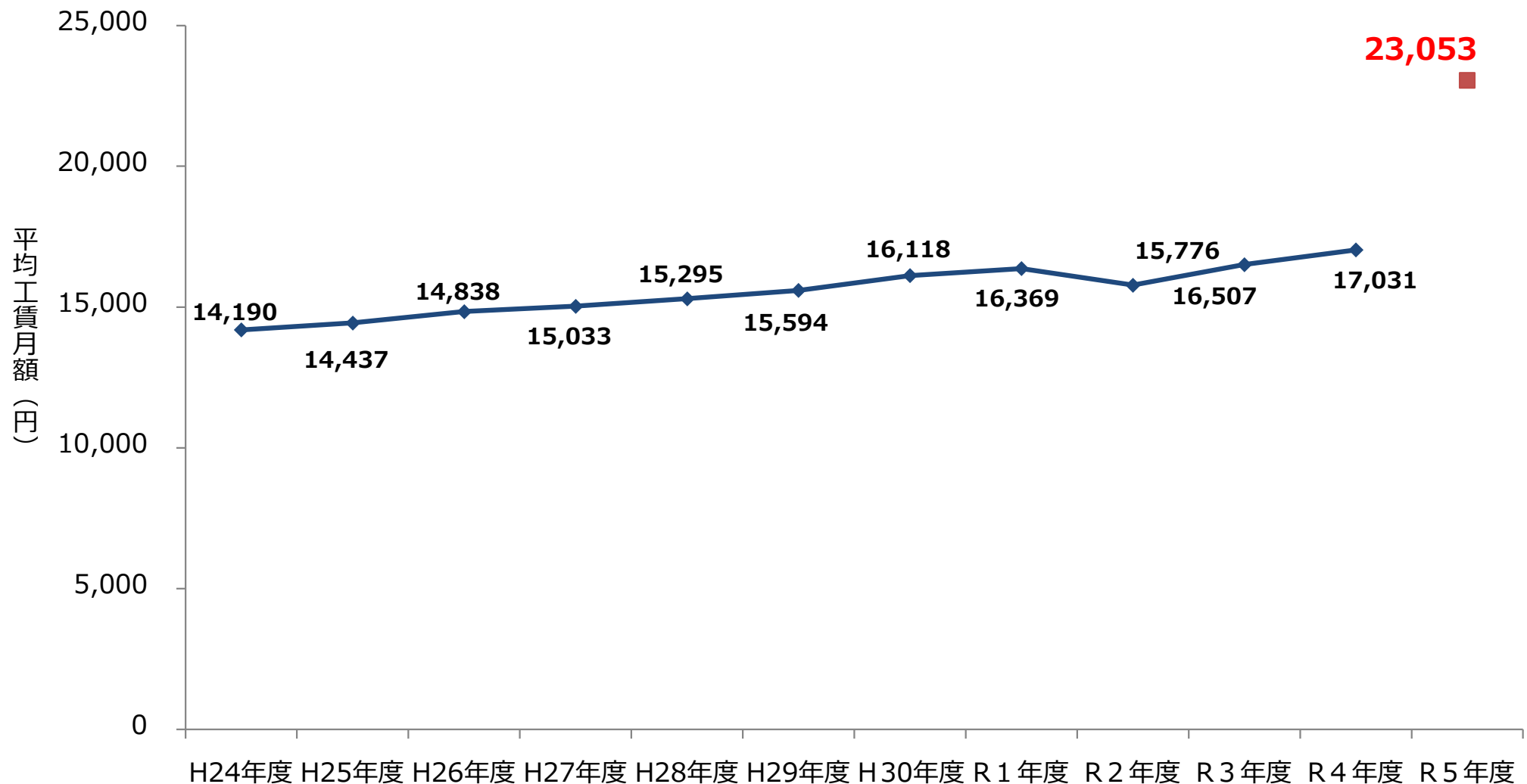
就労継続支援 A 型 都道府県別平均賃金月額

(単位：円)

都道府県	令和 4 年度	令和 5 年度	前年度比	都道府県	令和 4 年度	令和 5 年度	前年度比
北海道	81,779	87,766	107.32%	滋賀県	85,993	88,765	103.22%
青森県	74,085	76,407	103.13%	京都府	91,972	93,031	101.15%
岩手県	87,351	88,630	101.46%	大阪府	85,064	89,367	105.06%
宮城県	79,450	81,276	102.30%	兵庫県	87,110	89,142	102.33%
秋田県	71,627	76,997	107.50%	奈良県	80,340	84,547	105.24%
山形県	83,023	88,005	106.00%	和歌山県	96,162	99,352	103.32%
福島県	78,892	81,220	102.95%	鳥取県	86,712	87,917	101.39%
茨城県	82,528	85,056	103.06%	島根県	100,019	103,724	103.70%
栃木県	75,841	78,788	103.89%	岡山県	86,789	90,284	104.03%
群馬県	77,311	79,546	102.89%	広島県	98,059	102,410	104.44%
埼玉県	80,440	85,331	106.08%	山口県	84,193	85,179	101.17%
千葉県	78,090	78,197	100.14%	徳島県	77,311	79,381	102.68%
東京都	103,286	106,498	103.11%	香川県	78,019	78,611	100.76%
神奈川県	92,140	94,395	102.45%	愛媛県	76,853	80,860	105.21%
新潟県	78,241	80,963	103.48%	高知県	92,696	99,123	106.93%
富山県	76,263	80,054	104.97%	福岡県	82,305	85,333	103.68%
石川県	79,271	82,036	103.49%	佐賀県	89,286	91,708	102.71%
福井県	92,936	95,522	102.78%	長崎県	94,909	96,744	101.93%
山梨県	77,387	81,021	104.70%	熊本県	79,220	83,220	105.05%
長野県	87,055	89,781	103.13%	大分県	92,843	95,511	102.87%
岐阜県	81,581	87,120	106.79%	宮崎県	68,407	74,967	109.59%
静岡県	81,776	85,647	104.73%	鹿児島県	77,153	80,117	103.84%
愛知県	84,031	85,738	102.03%	沖縄県	75,101	78,438	104.44%
三重県	80,238	83,539	104.11%	全国平均	83,551	86,752	103.83%

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

就労継続支援 B 型事業所における平均工賃月額の推移



※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援 B 型事業所については、令和 4 年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和 5 年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）。

就労継続支援 B 型 都道府県別平均工賃月額

都道府県	令和 4 年度	令和 5 年度
北海道	19,932	26,675
青森県	15,686	20,979
岩手県	19,949	25,388
宮城県	18,169	22,973
秋田県	16,433	20,150
山形県	14,037	18,094
福島県	15,993	20,675
茨城県	15,726	19,882
栃木県	18,292	22,574
群馬県	18,079	22,934
埼玉県	15,024	20,287
千葉県	15,371	20,932
東京都	16,320	23,534
神奈川県	15,795	21,661
新潟県	15,882	20,715
富山県	17,735	22,589
石川県	16,419	23,060
福井県	22,211	28,206
山梨県	19,181	25,847
長野県	16,930	23,301
岐阜県	17,496	22,309
静岡県	16,866	21,713
愛知県	18,174	24,766
三重県	17,696	22,722

都道府県	令和 4 年度	令和 5 年度
滋賀県	18,373	24,903
京都府	17,235	23,353
大阪府	13,681	18,176
兵庫県	14,914	19,140
奈良県	18,056	24,696
和歌山県	17,935	23,320
鳥取県	20,378	27,345
島根県	20,141	27,704
岡山県	15,264	20,066
広島県	18,005	24,489
山口県	19,779	26,558
徳島県	22,361	29,312
香川県	17,371	22,688
愛媛県	17,112	22,583
高知県	20,969	27,869
福岡県	15,607	21,393
佐賀県	19,855	24,675
長崎県	19,341	25,144
熊本県	16,296	21,108
大分県	20,145	25,475
宮崎県	20,459	27,065
鹿児島県	18,003	26,352
沖縄県	16,372	20,873
全国平均	17,031	23,053

(単位：円)

※平均工賃月額に応じた報酬体系を採用する就労継続支援 B 型事業所については、令和 4 年度までは前年度の「工賃支払対象者数」を分母に用いた計算方式により算出していたところ、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定において、障害特性等により利用日数が少ない方を受け入れる事業所へ配慮し、前年度の「一日当たりの平均利用者数」を分母に用いた新しい算定方式を導入することとした（令和 5 年度からは、新しい計算方式による平均工賃月額が反映されている。）。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)

- 就労継続支援 A 型における生産活動の状況を確認したところ、生産活動の収益が利用者の賃金総額を下回っている^(注)事業所は 3,880 事業所のうち 1,453 事業所（37.4%）

（注）就労継続支援 A 型事業所については、平成 29 年度から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」（平成 18 年厚生労働省令第 171 号。以下「指定基準」という。）第 192 条第 2 項において、「生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額が、利用者に支払う賃金の総額以上となるようにしなければならない」とこととされている。指定権者である自治体は、事業所の状況把握を行い、事業所が当該指定基準を満たしていない場合、経営改善計画書を提出させることとしている。

また、令和 6 年度報酬改定では、就労継続支援 A 型事業所の質の確保・向上を図るため、従来より指定基準において求めていたことに関して、生産活動収支が賃金総額を上回った場合を高く評価するとともに、下回った場合に厳しくする等の見直しを行った。

【生産活動の経営状況】

指定事業所	経営状況を把握した事業所	指定基準を満たしていない事業所	
4,651	3,880	1,453	37.4%
(4,472)	(3,715)	(1,882)	(50.7%)

※ 1 令和 6 年 3 月末日時点

※ 2 （ ）内に前年度の状況（令和 5 年 3 月末時点）を記載

※ 3 指定基準を満たしていない事業所（1,453）のうち、経営改善計画書を提出している事業所は 1,345 事業所（提出率 92.6%）

※ 4 指定基準を満たしていない事業所（1,453）のうち、令和 5 年 3 月末時点も指定基準を満たしていない事業所は 1,089 事業所（74.9%）

【都道府県別】就労継続支援A型における生産活動の経営改善状況（令和6年3月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所（生産活動収支＜利用者賃金）		④経営改善計画提出済事業所	
		(2/①)		(3/②)		(4/③)	
北海道	113	107	94.7%	45	42.1%	35	77.8%
青森県	39	4	10.3%	4	100.0%	4	100.0%
岩手県	31	27	87.1%	13	48.1%	11	84.6%
宮城県	32	28	87.5%	9	32.1%	9	100.0%
秋田県	13	13	100.0%	8	61.5%	8	100.0%
山形県	23	20	87.0%	7	35.0%	7	100.0%
福島県	18	17	94.4%	5	29.4%	4	80.0%
茨城県	104	47	45.2%	8	17.0%	8	100.0%
栃木県	82	51	62.2%	26	51.0%	26	100.0%
群馬県	39	34	87.2%	12	35.3%	12	100.0%
埼玉県	54	48	88.9%	9	18.8%	9	100.0%
千葉県	105	89	84.8%	13	14.6%	13	100.0%
東京都	79	77	97.5%	10	13.0%	10	100.0%
神奈川県	35	29	82.9%	6	20.7%	6	100.0%
新潟県	30	25	83.3%	8	32.0%	8	100.0%
富山県	30	27	90.0%	22	81.5%	22	100.0%
石川県	31	30	96.8%	15	50.0%	15	100.0%
福井県	42	41	97.6%	21	51.2%	21	100.0%
山梨県	17	17	100.0%	3	17.6%	3	100.0%
長野県	46	31	67.4%	10	32.3%	8	80.0%
岐阜県	89	84	94.4%	22	26.2%	22	100.0%
静岡県	86	64	74.4%	19	29.7%	19	100.0%
愛知県	104	63	60.6%	63	100.0%	63	100.0%
三重県	85	50	58.8%	17	34.0%	15	88.2%

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所		③指定基準を満たしていない事業所（生産活動収支＜利用者賃金）		④経営改善計画提出済事業所	
		(2/①)		(3/②)		(4/③)	
滋賀県	41	20	48.8%	2	10.0%	0	0.0%
京都府	37	37	100.0%	8	21.6%	8	100.0%
大阪府	106	86	81.1%	41	47.7%	34	82.9%
兵庫県	73	42	57.5%	20	47.6%	15	75.0%
奈良県	40	31	77.5%	19	61.3%	19	100.0%
和歌山県	36	31	86.1%	12	38.7%	12	100.0%
鳥取県	24	20	83.3%	1	5.0%	0	0.0%
島根県	21	17	81.0%	5	29.4%	5	100.0%
岡山県	32	32	100.0%	6	18.8%	6	100.0%
広島県	23	22	95.7%	2	9.1%	2	100.0%
山口県	38	31	81.6%	9	29.0%	9	100.0%
徳島県	32	30	93.8%	5	16.7%	5	100.0%
香川県	17	14	82.4%	3	21.4%	3	100.0%
愛媛県	33	32	97.0%	13	40.6%	13	100.0%
高知県	8	8	100.0%	1	12.5%	1	100.0%
福岡県	173	106	61.3%	50	47.2%	47	94.0%
佐賀県	57	49	86.0%	20	40.8%	19	95.0%
長崎県	36	35	97.2%	8	22.9%	8	100.0%
熊本県	109	102	93.6%	47	46.1%	47	100.0%
大分県	42	40	95.2%	16	40.0%	16	100.0%
宮崎県	27	27	100.0%	8	29.6%	8	100.0%
鹿児島県	57	47	82.5%	17	36.2%	14	82.4%
沖縄県	80	66	82.5%	26	39.4%	26	100.0%
合計	2,469	1,948	78.9%	714	36.7%	675	94.5%

※ 指定事業所のうち、新規指定より6月末満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ）

【指定都市別】就労継続支援 A 型における生産活動の経営改善状況（令和 6 年 3 月末時点）

指定権者	①指定事業所	②経営状況を把握した事業所					
				③指定基準を 満たしていない事業所 (生産活動収支＜ 利用者賃金)		④経営改善計画提出済事業 所	
		(②／①)		(③／②)		(④／③)	
札幌市	128	106	82.8%	53	50.0%	50	94.3%
仙台市	31	28	90.3%	15	53.6%	14	93.3%
さいたま市	29	26	89.7%	11	42.3%	11	100.0%
千葉市	23	21	91.3%	2	9.5%	2	100.0%
横浜市	31	27	87.1%	11	40.7%	0	0.0%
川崎市	21	21	100.0%	7	33.3%	7	100.0%
相模原市	15	14	93.3%	3	21.4%	3	100.0%
新潟市	26	24	92.3%	14	58.3%	14	100.0%
静岡市	32	29	90.6%	3	10.3%	3	100.0%
浜松市	32	32	100.0%	9	28.1%	9	100.0%
名古屋市	137	129	94.2%	76	58.9%	76	100.0%
京都市	62	62	100.0%	27	43.5%	27	100.0%
大阪市	241	178	73.9%	88	49.4%	59	67.0%
堺市	23	20	87.0%	3	15.0%	3	100.0%
神戸市	55	48	87.3%	6	12.5%	6	100.0%
岡山市	61	59	96.7%	28	47.5%	28	100.0%
広島市	42	38	90.5%	16	42.1%	16	100.0%
北九州市	48	46	95.8%	16	34.8%	16	100.0%
福岡市	98	82	83.7%	10	12.2%	10	100.0%
熊本市	55	54	98.2%	14	25.9%	13	92.9%
合計	1,190	1,044	87.7%	412	39.5%	367	89.1%

※ 指定事業所のうち、新規指定より 6 月未満の事業所及び休止の事業所は、経営状況を把握する必要はない。

(厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課調べ)